

発達障害者と相談支援事業

WEコラボ研究 2009

研究報告書

厚生労働省「平成 21 年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)」

発達障害者を対象とした相談支援事業のあり方に関する研究

研究代表 加瀬 進

(東京学芸大学)

ウィ
WEコラボ、とは

**福祉 Welfare と教育 Education の協働 Collaboration
を表しています。**

ウィ
WEコラボはさらに、

**「私たち／We」全員の Collaboration
を目指します。**

< 目 次 >

I 研究の全体像

1. 研究の概略.....
2. 研究の推進体制.....
3. 研究協議会等の経過.....
4. 本研究報告書の構成.....

II 発達障害者に対応する相談支援体制の在り方に関する研究

1. 問題の所在と本研究の目的.....
2. 方法及び手続き.....
- 3-1. 結果1：「発達障害版振り返りシート（暫定版）」の概要.....
- 3-2. 結果2：発達障害者支援センター調査結果.....
- 3-3. 結果3：「発達障害版相談支援振り返りシート Ver. 2009」.....
4. 考察～発達障害者に対応する相談支援体制の在り方について.....
5. <補論：発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携について>.....

III 発達障害者に対応する相談支援専門員に求められるスキルに関する研究

1. 問題の所在と本研究の目的.....
2. 方法及び手続き.....
- 3-1. 結果1～「松田シート」と協議の概要.....
- 3-2. 結果2～「相談支援における発達障害者対応のポイント集（暫定版）と調査結果」.....
- 3-3. 結果3～「相談支援における発達障害者対応のポイント集 Ver. 2009」.....
4. 考察～ポイント集の意味と課題.....

IV 発達障害者支援センターと相談支援事業所の機能連携に関する研究

V 実践研究～発達障害者の居場所づくりと就労支援

- V-I : NPO法人み・らいず（大阪）の取り組みから.....
- V-II : ホームかなざわ（滋賀）の取り組みから.....
- V-III : ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター（長野）の取り組みから.....
- V-IV : 湖南地域障害者就業・生活支援センター（滋賀）の取り組みから.....

VI 研究の総括と提言

1. 「発達障害者に対応する相談支援体制整備ガイドライン（案）」の作成.....
2. 「相談支援における発達障害者対応のポイント集（案）」の作成.....
3. 市町村相談支援事業と発達障害者支援センターの機能連携に関する先進地調査.....
4. 発達障害者の居場所づくりと就労生活支援に関する実践研究.....
5. ひきこもり支援に学ぶ発達障害者に対するアウトリーチの視点と課題.....

I 研究の全体像

1. 研究の概略

本研究は平成21年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）の助成を受け、「発達障害者を対象とした相談支援事業のあり方に関する研究」として進められてきたものである。

周知のように、障害のある方が地域で安心して自立生活を送っていくためには、障害のある方が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切なサービス等に結び付けていくための総合的な相談支援を行う体制の整備が喫緊の課題であり、障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の必須事業として相談支援事業が市町村レベルで整備されてきた。現在、この相談支援事業の対象はあくまで知的障害・身体障害・精神障害の三障害であるが、今後の法改正を展望した場合、市町村レベルの相談支援事業も発達障害者を対象とすることが法制上定められることが想定される。2005年の発達障害者支援法制定によって、発達障害者支援センターや職業リハビリテーション機関における成人の発達障害者（未診断含む）相談は増加の一途をたどり、相談支援の技法も臨床レベルでは蓄積されてきているが、市町村レベルで相談支援を担う人材に必要なスキルとしての整理はこれからの課題である。また市町村において相談支援体制を構築する際、発達障害者に対する独自の配慮・留意事項があるのかどうか、あるとすればどのような内容かについても、未着手とあってよい状況にある。そこで本研究では発達障害者を対象とした相談支援を担う人材に必要なスキルを整理するとともに、支援を必要とする発達障害者をどのような窓口で受け止め、どのような機関が連携して支援を進めればよいか検討し、地域の相談支援体制に発達障害者支援を組み込むモデルを提示することを目的とした。

この目的を達成するため、本研究では次の5つの作業課題を設定している。即ち、①日本相談支援専門員協会作成の「相談支援振り返りシート」をベースにした「発達障害者に対象とした相談支援体制整備の基本的なガイドライン（案）」の作成、②発達障害者に対する相談支援事例をベースにした「相談支援における発達障害者対応のポイント集（案）」の作成、③市町村相談支援事業と発達障害者支援センターの機能連携に関する先進地調査、④発達障害者の居場所づくりと就労生活支援におけるポイントに関する実践研究、⑤ひきこもり支援に学ぶ発達障害者に対するアウトリーチの視点と課題の5本である。なお、①～③が主たる作業課題で、④⑤は相談支援体制作りと具体的なサービスの在り方に関するサブルーチンである。

なお、本研究で言う「発達障害」とは、主として高機能広汎性発達障害を想定している。

（1）「発達障害者を対象とした相談支援体制整備の基本的なガイドライン（案）」の作成

日本相談支援専門員協会版の「相談支援振り返りシート」のうち、「Ⅰ個別ケースに対する相談支援」5項目（インテーク・アセスメント・個別支援会議の開催・個別支援計画の作成・モニタリング）及び「Ⅱ地域全体をデザインする相談支援」4項目（地域のニーズ把握・ネットワークの構築・地域診断・社会資源の改善／開発）合計9項目の細項目それぞれについて、「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」の検討欄7領域（①本人の受容、②家族の受け止め、③支援の順序・組み立て、④障害特性への配慮、⑤相談支援へのチャンネル（掘り起こし、連携）、⑥相談継続への配慮、⑦その他）を設け、相談支援専門員・発達障害者支援センター職員等からなる

研究協議会において検討を重ね、これをもって「発達障害者を対象とした相談支援体制整備の基本的なガイドライン（案）」となし得るよう、全国の発達障害者支援センターへの意見聴取（アンケート形式）を行い、2009年度段階のガイドライン（発達障害版相談支援振り返りシート Ver.2009）として確定した。

（2）「相談支援における発達障害者対応のポイント集 Ver.2009」の作成

市町村の相談支援事業所において発達障害者に対する相談を展開していくことを想定し、発達障害当事者に直接、対応する場合の留意点を「相談支援における発達障害者対応のポイント（仮称）」としてまとめた。方法としては発達障害者の相談事例を豊富に有する支援者（（4）で触れるホームかなざわスタッフ他）の臨床知を言語化し、研究協議会でブラッシュアップを重ねた後に、全国の発達障害者支援センター及び日本相談支援専門員協会のコアメンバー（立ち上げ準備会構成員）への意見聴取（アンケート形式）を行い、2009年度段階におけるポイント集として確定した。なお、項目としては次の15項目である。

<相談をスタートさせるときのコツ>

1. 入り口の対応は慎重にしましょう。

<最初が肝心、必要な相談に関する環境作り・ルール作り>

2. 相談は話しやすいスタイル（場所・環境）で
3. 相談日を一緒に決めることの意味
4. 本人からの電話はルールを決めましょう
5. 現状を受容しつつ、目標を立てて支援しましょう

<相談場面でのコミュニケーションのコツ>

6. 本人も原因が分からないときには一緒に探っていきましょう
7. 今日話すテーマを明確に伝え、結果を確かめましょう。
8. 相談内容は必ずメモをとりましょう
9. 話し言葉はていねいに
10. パソコンを活用したやりとり

<障害独自の理解が必要な場面での対応のコツ>

11. 本人も原因が分からないときがあります
12. 本人なりの理由をもっています
13. 得意分野を大切に
14. 認知特性への配慮

<連携を行うときに気をつけたいこと>

15. 本人の理解の仕方とプロセスを支援者間で共有しましょう

（3）市町村相談支援事業と発達障害者支援センターの機能連携

現状では発達障害者支援センターと圏域対応の就業・生活支援センター等が中心となった発達障害者に対する相談支援体制が少なからず見受けられるが、これを、市町村（一次圏域）～障害保健福祉圏域（二次圏域）～都道府県（三次圏域）それぞれが有機的に協働する体制に改善して

いく必要がある。今後の人材育成の方向性や方法論も含め、この点については先駆的な取り組みをしている発達障害者支援センター（岩手・山梨・滋賀・愛媛・大分）において聞き取り調査を行った。結果の詳細は本論にゆずるが、発達障害者支援センターの人的配置状況等から考えると、間接支援としての情報提供・人材育成をどのように効率的に実施できるかがポイントであり、大分が展開してきている、市町村相談支援事業のコンサルテーションを行える「発達障がい者支援専門員」養成とスーパーバイザー認証制度の普及が求められる。

（４）発達障害者の居場所づくりと就労生活支援

本研究としてはサブルーチンであり、先駆的な取り組みを事例として整理しつつ、発達障害者にとっての居場所づくり、就労生活支援のポイントを整理することを目的とした。取り組み事例提供先はNPO法人み・らいず（不登校・発達障害の児童・生徒のための居場所づくり、発達障害の青年のための早期就業体験プログラムの開発等）、ホームかなざわ（高機能自閉症・アスペルガー症候群の人のためのケアホーム）、ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター（普通高校と連携した発達障害青年の支援）、働き・暮らし応援センターりらく（成人期PDDの支援）である。なお、限られた事例に基づくものであり、今後の研究に向けた萌芽的取り組みと理解されたい。

（５）発達障害者に対するアウトリーチの視点と課題

支援を必要としながらも、支援のネットワークにリンクを張れていない発達障害者に対するアウトリーチの視点と課題をひきこもり支援の蓄積に学ぶこととした。本作業課題もサブルーチンであり、大阪で1990年代半ばからひきこもり支援に取り組む田中俊英氏（NPO法人淡路プラッツ代表）からのレクチャーと本研究の研究協力者との協議によって視点と課題を整理し、研究の総括と提言の中で、今後、取り組むべき課題として提起した。

2. 研究の推進体制

研究代表：加瀬 進（東京学芸大学・特別支援科学講座・准教授）

事務局：東京学芸大学総合教育科学系事務室（担当：三本木）

研究成果の逐次発信：加瀬研究室ブログ（<http://www.we-collaboration.com/>）

<研究協力者>

	氏名	都道府県	所属事業所
1	中島秀夫	滋賀県	甲賀地域ネット相談サポートセンター
2	小澤竜也	滋賀県	甲賀地域ネット相談サポートセンター
3	松田裕次郎	滋賀県	滋賀県社会福祉事業団
4	森嶋 友利子	滋賀県	滋賀県社会福祉事業団
5	田中 圭	滋賀県	滋賀県庁
6	加藤恵	愛知県	半田市障がい者相談支援センター
7	河内崇典	大阪府	特定非営利活動法人みらいず
8	野田満由美	大阪府	特定非営利活動法人みらいず

9	山中徹二	大阪府	特定非営利活動法人みらいず
10	岡部正文	新潟県	茨内地域生活支援センター
11	長葭康紀	岩手県	岩手県発達障がい者支援センター
12	溝口哲哉	沖縄県	社会就労センター若竹
13	益田毅	兵庫県	社会福祉法人ゆたか福祉会
14	高橋佳子	長野県	北信圏域障害者総合相談支援センター
15	市村 綾子	長野県	ほくしん就業・生活支援センター
16	清水 千秋	長野県	ほくしん就業・生活支援センター
17	綿谷 元恵	長野県	ほくしん就業・生活支援センター
18	福岡寿	長野県	北信圏域障害者総合相談支援センター
19	北岡 和子	長野県	北信圏域障害者総合相談支援センター
20	寺島進一	長野県	長野県発達障害者支援センター
21	田邊 貴仁	鹿児島	社会福祉法人ゆうかり そだち支援センター
22	矢越 清裕	鹿児島	社会福祉法人更生会 生活支援センターなんさつ
23	徳永 祐治	鹿児島	社会福祉法人 ともしび会 生活支援センターよろこび
24	岡元 明広	鹿児島	中種子養護学校
25	高森裕子	東京都	株式会社三菱総合研究所
26	田中正博	東京都	品川区心身障害者福祉会館

3. 研究協議会等の経過

2009年7月

(1)7月28日～29日

加瀬：長野県「飯山養護学校」にて

第1回北信地域障害福祉自立支援協議会に参加 研究事業にかかる情報収集

(2)7月31日～8月2日

加瀬：岩手県「岩手大学」にて

日本発達障害学会第44回研究大会に参加 研究事業に関わる情報収集

2009年8月

(1)8月21日～22日

加瀬：大阪府「NPO法人み・らいず」にて

研究事業推進に関わる打合せ

2009年9月

(1)9月19日～20日

加瀬・西谷他：栃木県「宇都宮大学」にて

日本特殊教育学会第47回研究大会に参加 研究事業に関わる情報収集

(2)9月26日～27日

加瀬・中島他：大阪府「長居競技場」にて
研究協議会

2009年10月

(1)10月10日～11日

加瀬・高橋：東京都町田市「法政大学 多摩キャンパス」にて
日本社会福祉学会第57回全国大会に参加 研究事業に関わる情報収集

(2)10月11日～12日

加瀬・益田他：東京都港区「共済ホテル 茜荘」にて
研究協議会

(3)10月16日～18日

加瀬：山形県「山形大学」にて
日本特別ニーズ教育学会第15回山形大会に参加 研究事業に関わる情報収集

2009年11月

(1)11月2日～3日

加瀬：熊本県「愛隣館地域福祉サービスセンター」にて
研究事業に関わる打合せ・情報収集

(2)11月14日～15日

加瀬・松田他：東京都小金井市「東京学芸大学」にて
研究協議会

2009年12月

(1)12月11日

田中他：滋賀県「滋賀県庁」にて
先進地訪問調査

(2)12月12日～13日

加瀬・松田他：大阪府「大阪府中央青年センター」にて
研究協議会

2010年1月

(1)1月5日

服部他：山梨県「山梨県障害者相談所」にて
先進地訪問調査

(2)1月10日～11日

加瀬・松田他：東京都港区「共済ホテル 茜荘」にて
研究協議会

(3)1月13日

河内・野田：東京都小金井市「東京学芸大学」にて
研究事業に関わる打合せ

(4)1月15日

西原他：愛媛県「愛媛県発達障害者支援センターあいゆう」にて
先進地訪問調査

(5)1月21日

五十嵐：大分県「大分県発達障がい者支援センター イコール」にて
先進地訪問調査

2010年2月

(1)2月5日～7日

加瀬・田邊他：滋賀県「大津プリンスホテル」にて
アメニティー・ネットワーク・フォーラムに参加 研究事業に関わる情報収集

(2)2月22日

長葭他：岩手県「岩手県発達障がい者支援センター」にて
先進地訪問調査

<受託研究費総額>

11,800千円（採択番号 1）

【発達障害者を対象とした相談支援事業のあり方に関する研究】

4. 本研究報告書の構成

設定した5つの作業課題をベースに、次のような構成をとることとした。

- I 研究の全体像
- II 発達障害者に対応する相談支援体制の在り方に関する研究
- III 発達障害者に対応する相談支援専門員に求められるスキルに関する研究
- IV 発達障害者支援センターと相談支援事業所の機能連携に関する研究
- V 実践研究～発達障害者の居場所づくりと就労生活支援
- VI 研究の総括と提言

II 発達障害者に対応する相談支援体制の在り方に関する研究

1. 問題の所在と本研究の目的

周知のように 1995 年に策定された「障害者プランナーノーマライゼーション 7 ヶ年戦略」における「総合的な支援体制の整備 (VI-5)」という提起によって、「身近な地域において、障害者に対して総合的な相談・生活支援・情報提供を行う事業を、概ね人口 30 万人あたり概ね 2 カ所ずつを目標として実施する」施策が登場し、身体障害者については「市町村障害者生活支援事業」、精神障害者については「精神障害者地域生活支援センター」、そして障害児・知的障害者については 1990 年から先行して始まっていた「心身障害児 (者) 地域療育拠点施設事業 (コーディネーター事業)」をリニューアルした「障害児 (者) 地域療育等支援事業」という 3 障害それぞれの相談支援事業としてスタートした。相談支援の体制づくりと技法については 2002 年 3 月に「障害者ケアガイドライン」としてまとめられたものの、当然その対象像に「発達障害」は入っていない。

その後、相談支援事業とその在り方及び制度的基盤それ自体が制度改正の波に翻弄されていく。2003 年度の支援費制度導入にあたって期待されたはずの相談支援事業がそれまでの国庫補助事業から一般財源化され、3 年余りで破綻した支援費制度を引き継いだ障害者自立支援法では「障害種別を越えた総合相談」を標榜したものの、市町村事業化された上に、財源も交付税と地域生活支援事業における統合補助金に二元化された。この間の相談支援事業者や地域の相談支援体制が力強く育っていく条件整備は極めて脆弱であったと言わざるを得ない。

一方、こうした厳しい状況の中、1990 年代から相談支援事業に取り組み、その推進に取り組んできた第一線の実践家たちが障害者自立支援法の見直しにむけた障害者自立支援調査研究プロジェクトの一環として注目すべき研究を展開してきている。

まず 2007 年度には「地域移行を可能にする相談支援体制に関する調査研究」の成果として相談支援事業のあるべき標準業務を言語化した。詳細は同報告書¹⁾にゆずるが、①地域のニーズを把握する、②インテーク、③アセスメント、④支給決定 (個別支援会議とサービス支給決定の連動)、⑤個別支援計画の作成、⑥モニタリング、⑦ネットワークの構築、⑧地域診断、⑨社会資源の改善・開発という 9 つの相談支援のフローに沿って標準業務が細項目にわたって整理されたのである。このことにより、相談支援体制づくりの具体目標を設定することが可能になった点が最大の成果といえるだろう。

続く 2008 年度にはこの「市町村・相談支援事業の役割・業務フロー」に沿った自己点検・自己評価尺度 (相談支援振り返りシート) を作成し、試験運用を行ってツールとしての妥当性・精度を検証している²⁾。この自己点検・自己評価尺度によって標準業務をどのような観点から評価すればよいか明示され、知的障害・身体障害・精神障害それぞれに総合的に対応できる相談支援

¹ 牛谷正人、他 (2008) 『相談支援事業運営マニュアル～平成 19 年度障害者保健福祉推進事業・地域移行を可能にする相談支援のあり方に関する調査研究事業・研究事業報告書』、社会福祉法人 オープンスペースれがーと

² 加瀬 進、他 (2009) 『相談支援事業自己評価マニュアル～平成 20 年度障害者保健福祉推進事業・相談支援事業機能強化のための評価に関する調査研究事業・研究事業報告書』、社会福祉法人 オープンスペースれがーと

体制づくりの指針を手にしたことになる。

これらの検討にはいずれも発達障害は入っていないが、発達障害者だからといって特別な標準業務があるわけではない。ただし、発達障害者、とりわけコミュニケーションや対人関係に独特の特性・困難さをもつ高機能広汎性発達障害者への相談支援を想定したときに、特別に留意・配慮すべき事項が存在することは容易に想定される場所である。本研究の目的はこの「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」の有無とその具体的内容を検討することにある。

なお、2007、2008年度の相談支援に関する研究は、2009年度に「新しい相談支援事業の方向性をふまえた相談支援専門員および事業所育成のあり方に関する研究」として次の3点について検討しつつ、モデル研修を実施している。

①専門職団体として、制度の枠組みに左右されない相談支援のあるべき姿とそれに沿った人材育成方を提示

②国が実施する初任者・現任研修の平準化に向けた研修のあり方提言、教材等の検討

③初任者・現任研修と現場実務をつなぐ実践型研修プログラムの開発

本研究で「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」が一定程度明らかになれば、その成果をこうしたモデル研修に組み込むことも可能になる。障害者自立支援法にかわる新法においては発達障害・難病・高次脳機能障害が具体的なサービス対象になることが謳われている現状からしても、将来的に市町村相談支援事業は発達障害者を法制度上も対象とすることになるだろう。その意味でも本研究の課題設定はパイロット・スタディとして喫緊の課題であるといえる。

2. 方法及び手続き

(1) 第一次シートの作成

日本相談支援専門員協会版の「相談支援振り返りシート」のうち、「Ⅰ個別ケースに対する相談支援」5項目（インテーク・アセスメント・個別支援会議の開催・個別支援計画の作成・モニタリング）及び「Ⅱ地域全体をデザインする相談支援」4項目（地域のニーズ把握・ネットワークの構築・地域診断・社会資源の改善／開発）合計9項目の細項目それぞれについて、「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」の検討欄7領域（①本人の受容、②家族の受け止め、③支援の順序・組み立て、④障害特性への配慮、⑤相談支援へのチャンネル（掘り起こし、連携）、⑥相談継続への配慮、⑦その他）を設け、研究協力者である加藤恵氏（半田市障害者相談支援センター）にたたき台となる第一次シートの作成を依頼した。

(2) 第一次シートのブラッシュアップ

第一次シートをもとに研究協力者に10項目7領域を分担し、書き込みを依頼し、集約～協議～担当者を変えての再書き込み～協議というブラッシュアップ作業を10月研究協議会、12月研究協議会、1月研究協議会で行い、「発達障害版振り返りシート（暫定版）」を作成した。これを全国79カ所の発達障害者支援センターに対して照会をかけ、項目・内容の妥当性についてアンケート調査を行った。

なお、アンケート調査は「発達障害版振り返りシート（暫定版）」に意見をいただく欄を設けた調査シートと回答者の基本情報を記入いただくシートで構成した電子ファイルを作成し、これを研究代表者のHPからダウンロード頂き（依頼文は別途郵送）、電子ファイルで回答を送付頂くと

いう手順をとった。調査期間は2010年2月1日～2月12日である。回収率は以下の通り。

発達障害者支援センター 送付数79、回収数25、回収率31.6%

なお、各発達障害者支援センターの基本情報を記入頂くシートに、発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携に関する必要性認識、現状評価、工夫と課題についても記入を願った。この点については最後に補論としてまとめておく。

3-1・結果1：「発達障害版振り返りシート（暫定版）」の概要

このシートは詳細かつ量的にも多いので、アンケート調査結果を踏まえて修正を加えた「発達障害版相談支援振り返りシート Ver.2009」を結果3で掲載するのみとし、ここでは暫定版シートに盛り込んだ「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」の概要を記しておくこととする。

3-1-1：個別ケースに対する相談支援

(1) インテーク

相談支援振り返りシートでは中項目として3点、即ち①相談支援事業所の基本姿勢、②相談支援専門員の基本姿勢、③場所・手段・方法が設定され、それぞれ2～4の細項目に分かれている。①についてはアウトリーチの提起、②については利用者に寄り添う姿勢、③については利用者本位の工夫を強調している点が特徴である。

1) 相談支援事業所の基本姿勢

①のアウトリーチを重視する相談支援事業所の基本姿勢について、発達障害者に関しては「気づきの促し」と「適切な支援機関への誘い」を導くパンフレットづくりやその実際的な配置が浮かび上がった。たとえば「①発達障害の障害特性がわかりやすく説明してあり、②どの障害特性項目が、どのように、どの程度組み合わせると、どの発達障害に該当するかという判断の手がかりが示されており、③具体的に相談できる事業所等の連絡先と連絡するときのルールが明示されている、といった発達障害者向けパンフレットの工夫が必要」であり、それを「未診断の発達障害の方とつながるため、そうした方の相談を少なからず受けている就労支援機関やひきこもり支援機関等との連携を強化」しつつ、「特別支援学級のない学校の先生や保護者にも支援機関の情報が届くような取り組み・しくみづくり」を進める、というようにである。

なお、たらいまわし感を持っている当事者・家族も少なくないという実態があることから、「なぜ、障害者の相談支援事業所に来たのか」ということ事態を一緒に探っていく必要がある、という留意点は現在の発達障害者とその家族が置かれている状況とそこへの配慮の必要性をにじませるものとなっている。

2) 相談支援専門員の基本姿勢

ここでの基本は「利用者に寄り添う」ことであるが、発達障害の特性を理解したうえでの配慮事項が複数指摘されている。たとえば「十分な時間をとって相談を受ける」という一点を取り上げただけでも「本人に障害の自覚が少ない場合、困り感の愚痴を延々と聞くことになって

しまう場合があるので、そのような場合には「困り感の原因を一緒に探しましょう」と目的を明確にする必要がある」と同時に、「障害特性により、話し始めると止められないタイプの人もいることから、必要に応じて相談開始時に終了時間をあらかじめ伝えるなど、事前に時間設定を行うといった対応をして見通しが持てるようにする」というようにである。この障害特性に配慮した対応としては、初回面接時の場所や同席者の配慮、話されている内容に関する 5 w 1 h の確認、メモをとることと本人への確認などが基本的な配慮事項として挙げられた。

3) 場所・手段・時間等

この点についても発達障害者、とりわけ高機能広汎性発達障害者の場合、本人独自のルールや理由を有していることがあったり、字義通りの解釈に固執する傾向があることなどから、「FAX、メール等、視覚的な手段を用いる場合、その内容や表現方法が誤解を与えないものにする」、「相談場所として、本人が自宅を選んだ場合、自分の考えだけで決めていることも想定されるので、家族の了解が得られているのかの確認が必要」、「いつでも連絡がとれるという安心感は大切であるが、人によってはそれが不安定要因になることがあるので、緊急時も含めて連絡をとる際のルール作りを行う」といった配慮が必要になる。

(2) アセスメント

アセスメントの中項目は①相談支援専門員の基本姿勢、②情報の収集と整理、③客観性の担保の 3 項目からなり、①については本人中心、②についてはアウトリーチとネットワークによる現場主義の情報収集、③については第三者との協働が謳われている。

1) 相談支援専門員の基本姿勢

ここでも利用者と直接会った上での本人中心主義が基本であるが、発達障害者の場合、メールや電話相談から面談への息の長いアプローチが必要な場合があることや、ディマンドとニーズに大きな乖離があったり、実現可能性に大きな差があるニーズを「同時に解決してくれなくては困る」といった強い思い込みにとらわれているケースも少なくないことから、発達障害の特性に習熟しつつ、面接技術を高める必要性が指摘されている。

2) 情報の収集と整理

発達障害者の場合、関係者からの情報収集に際して、丁寧なインフォームド・コンセントを心がけることが本人との関係作りをスムーズにするためにも、通常以上に重要になることが細項目それぞれにわたって指摘されている。また、本人も何が原因で困惑等が生じているかわからない、あるいは、そもそも困惑しているということ自体を意識化できていない場合があるなど、障害特性に配慮した「ニーズの協働探索」が強く求められる。

3) 客観性の担保

ここでいう客観性の担保とは家族・利用機関からの聞き取り、行政や専門機関との協働によるアセスメントの実施を意味しているが、ここでもやはり丁寧なインフォームド・コンセントが重要になる。とくに本人が家族や関係者に対して拒否的な思いを持っている場合の対応が重

要になる。

(3) 個別支援会議の開催

中項目は①トータルな生活支援における個別支援会議の開催という 1 点であるが、細項目が i : 相談支援事業所による主体的開催、ii : 会議における必要なサービスや社会資源の明確化、iii : 会議の随時開催、iv : 迅速な召集体制、v : 臨機応変な参加者体制、vi : 実質的な開催の実現、vii : 利用者ニーズの共有、viii : 個別支援計画と支給決定の連動という一連のフローとして示されている。ここでは発達障害の配慮事項の方から各細項目に関する留意事項をまとめておきたい。

1) 本人なりのルールや独特の認識の仕方がある

「i : 相談支援事業所による主体的開催」、「ii : 会議における必要なサービスや社会資源の明確化」、及び「vii : 利用者ニーズの共有」にかかわって、高機能広汎性発達障害の場合、本人なりに相談しやすい人がいるケースにおいては初回の対応いかんによっては関係の悪化がありうることへの配慮が求められる。また、協働を求める先の社会資源が十分に発達障害に対応できるか否かの判断も必要であると同時に、繰り返し指摘してきたようにインフォームド・コンセントを進める上での情報共有が重要性となることなどが指摘できる。

2) 予定変更の苦手さへの配慮

「iii : 会議の随時開催」、「v : 臨機応変な参加者体制」については、いうまでもなく、本人が日程の見通し・参加者の変更を理解できているか、どのようにそれを伝えられるかを把握したうえで、会議の趣旨や必要性など、ルールと例外について説明していきながら事前調整を行うことが必要になる。

(4) 個別支援計画の作成

個別支援計画作成の中項目は①相談支援専門員の基本姿勢、②利用者の尊重、③関係機関との連携の 3 点で、①については業務プロセスにそった、必要なケースすべての計画作成、②については利用者の意見の尊重とインフォームド・コンセント、③については情報共有・役割分担・協働による地域開発が挙げられている。

1) 相談支援専門員の基本姿勢

これまでに指摘してきたように発達障害の特性に応じた対応をしつつ計画作成をすすめることを前提とした上で、継続的な支援が必要と判断された場合、本人及び家族にもその必要性を理解してもらうための説明が適切になされているか、家族の発達障害に対する理解の度合いを把握しながら進めているか、などに留意する必要がある。

2) 利用者の尊重

この点については障害特性への配慮が極めて重要になる。例えば、「言葉は巧みだが実は自分の意見や要望を言えていない、他人に言われたことを自分の考えと勘違いしている」、「支援会議における正解」を言おうとしている等がありうるので、その言葉が本人の意見なのか、誰かに

言われたの表現なのか整理をして聞くこと。場合によっては様々な場面において選択肢を提供するなどの支援が必要になる。」などはその一例である。

また本人と家族の障害受容の程度に応じた支援計画作成という視点も重要で、障害受容の状況に応じては、特に計画内の表現にも配慮しながら、どの段階までの受容ができているのか整理と確認が必要である。

3) 関係機関との連携

まず第一に、本人と家族の障害の開示および受容の程度を配慮し、どこまでに伝えてよいのか、誰までには伝えてよいのかを把握する必要がある。その上で、それぞれの関係機関が同じ方向で支援を行っていくための共通理解ができるかどうか重要であり、そのためにはそれぞれの価値観ではなく、本人の価値基準というものを絶えず確認しながら進めていく必要がある。

(5) モニタリング

モニタリングの中項目は①個別支援計画におけるモニタリングの実施、②個別支援計画の実施状況の把握の2点であり、①については利用者主体のチームアプローチによる実施、②についてはアウト・リーチがポイントとされている。

発達障害固有の配慮は①個別支援計画におけるモニタリングの実施、②個別支援計画の実施状況の把握いずれについても共通して、インフォームド・コンセントと障害特性に配慮した実施が必要ということになる。

本人の受容の状態に基づき、訪問すべきかどうかを的確に判断すると共に、実施する場合の時間帯や話すべき内容に配慮する。また計画の変更に対して本人の同意を得ることも重要であり、なぜ変更が必要なのか、計画を変更した場合の理由を順序立てて本人がわかる方法で説明しなくてはならない。

加えて、自分の思いと他者から言われたこと・時間の感覚など主語・時期等を十分配慮して思いを聞き取る、本人と連絡をとる場合、どのような手段がもっとも適切なのか、個別の障害特性に応じて配慮する、等が求められる。

3-1-2：地域全体をデザインする相談支援

(1) 地域のニーズ把握

地域のニーズ把握の中項目は①地域の埋もれているニーズへのアプローチ、②把握したニーズへの対応の2点である。

1) 地域の埋もれているニーズへのアプローチ

このテーマは、発達障害の場合、いわゆる3障害以上に重要かつ難しい問題である。特に高機能広汎性発達障害がありながら、本人も家族も気づいていない、自覚していない場合がもっとも難しく、重篤な二次障害に至って医療機関・司法関係機関で発見されることになる場合が少なくない。

従って、どこに発達障害のある方がアプローチしてくるか地域アセスメントをしながら、ひ

きこもりやニート支援のグループ、子育て支援センター等の地域の関係機関のネットワークに参加し、発達障害の知識と理解を関係する機関にわかるように説明することが求められる。その場合、発達障害に気づいていない、あるいは抵抗感を持っていることを考慮し、インテークのところで述べたパンフレットとは異なる、障害名よりも「生きにくさ」「困り感」を挙げて、相談できるところを紹介するようなパンフレットも必要である。

2) 把握したニーズへの対応

発達障害としての特徴を理解することのメリット（学校で必要な支援を求める際に有効、就職に向けた練習や環境整備を依頼するとき有効など）を本人・家族双方に具体的に伝えながら、インテークにはじまる相談支援の流れに沿って丁寧な支援を進める必要がある。

(2) ネットワークの構築

中項目は①地域におけるネットワーク構築の取り組み、②ネットワーク構築における個別支援会議の活用の2点で、①については相談支援活動を通じた日ごろからの意図的なネットワーク作り、②について個別支援会議をとおした積み上げが実のあるネットワーク構築になるという意識化がポイントとされている。

この点については、ネットワークをつくることが何故、必要で重要であるか、これまでも繰り返し指摘してきたように、丁寧に説明する必要はあるが、発達障害特有の留意点が多く存在する領域ではない。ただし、埋もれているニーズへのアプローチとも関わって、センター的機能を果たす特別支援学校や力量ある特別支援教育コーディネーター、ニート対策系の事業所、不登校・ひきこもり支援系の事業所などとのチームアプローチを視野に入れておく必要がある。

また、危機介入への準備として、必要に応じて警察や消防署、夜間緊急時に備え病院等との連携を行政も含めて申し合わせ、各関係支援者の緊急連絡網を作成しておくことも重要である。その際に、警察、消防署、病院等に対する本人の障害特性の情報提供や緊急時、本人の障害特性を明確に提示出来るような情報提供シートの準備をしておく必要がある。

(3) 地域診断

中項目は①地域診断のための情報収集、②地域の課題の整理・報告の2点で、①についてはアウトリーチの情報収集、②について個別ケース対応の中からリアリティのある課題の整理・分析がポイントとされている。

この点については、発達障害の支援がまだ発展途上にあるため、先駆的事业や支援の方法についての情報収集をできているか、他の障害や生活困難な方の支援で活かせるものがないか、など柔軟な発想が必要となる。また、とかく直接サービスの比較に目がいきがちになるが、最初の入り口である相談支援事業の実施状況と発達障害の相談をどの程度受付けているかについてまず把握・比較できているかがポイントになる。

加えて、ライフステージの変化により課題が出てきやすいことを前提に資源の充足・不足を整理する必要がある。そのためには、ライフステージ直前で整理するのではなく個別支援やケア会議を通じて将来予測（イメージ作業）を早い段階で行えているかが重要になる。

(4) 社会資源の改善・開発

中項目は①新しい資源づくりの1点で、地域診断にもとづいた Plan-Do-See-Action を相談支援事業所として取り組んでいるかがポイントとされている。

この点については発達障害特有の課題というよりは、発達障害を明確に位置づけた地域づくりを進めようとしているか否かが問われるといえよう。従って地域自立支援協議会などに発達障害の問題を明確に位置づけたり、相談支援事業所が発達障害者支援センター連絡協議会と有効な連携を図るといった工夫が求められる。

3-2. 結果2：発達障害者支援センター調査結果

以上のような概要で構成される「発達障害版振り返りシート」を全国の発達障害者支援センターに照会をかけ、項目・内容についてコメントをいただくアンケート調査を実施した。以下に結果を示すが、項目は直接コメントを頂いたものだけを取り上げている。また、回答文に見られる①、②等の数字は「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」の検討欄7領域（①本人の受容、②家族の受け止め、③支援の順序・組み立て、④障害特性への配慮、⑤相談支援へのチャンネル（掘り起こし、連携）、⑥相談継続への配慮、⑦その他）を表している。

<個別ケースに対する相談支援>に関する項目

(1) インテーク

1) 相談支援事業所の基本姿勢

①相談支援事業所の存在をPRする取り組みをしていますか。

※全体についてですが、記載内容については良いかと思います。特に、発達障害の特性ならではの困難さに配慮したアイデアなどは重要だと思います。特性を知らずにただ話を聞いていると、すごく理解力のある人のように思えて、実は全く、伝わっていなかったと言うことが生じると思いますので。また、全体を見ると情報量が非常に多いため(大事な情報ではあるのですが)、人によっては、じっくり見て活用するというふうにならないような心配があります。チェックツールとしての使いやすさも重要ではないかと思いました。

②発達障害者(家族)向けパンフレットの工夫が必要である。←「家族」を入れるのはどうでしょう

①、②について、発達障害をもつ人が支援につながる時の窓口は、各自治体によってさまざまなので、県の取り組みとして発達障害をもつ人がこんな時はこんなところに相談に行くことができるということをパンフレットという形にして整理する方が、X県では現実的のように感じます。周知が徹底されているのであれば、この段階で充分のように感じますが…。

②持ち込まれた相談を全て受け付けていますか。

支援センターが発達障害者に対しての専門的な支援機関として機能するために、他の相談機関や行政窓口等の一次機関からの紹介を経て対応している。

③(就労)支援の流れについて、分かりやすく説明する必要がある。

2) 相談支援専門員の基本姿勢

①十分な時間をとって相談を受けていますか。

⑦家族を含めた周囲の人の障害の理解がない中で本人の葛藤がある場合、本人家族双方向で安心した関係作りが大切

②利用者の不安な気持ちを受け止めようとする姿勢を持っていますか。

③主訴の内容を整理する。

①について、本人が抱える不安要素をうまく言語化できない可能性に配慮できるかどうかを最大のポイントだと思います。

③利用者の訴えをじっくり聴いて、その本音を引き出せていますか。

複数のスタッフで対応できる場合、本人、家族のニーズが違う場合や過去の辛いことを家族に言われることが嫌な方もいらっしゃるのいで場合によっては、部屋を分けて対応することもある。

①について初回面接で「質問」が多くなると、窮屈な感じ、話しづらい印象をもたれる場合があるので、本人が自分から話をするようであれば、特に初回はできるだけ遮らずに聞くことも重要。確実に聞いておきたい事項がある場合は、紙に書いてこれを聞くということを見てわかるように伝える方法も有効。

①本人の受容:情報整理の際のホワイトボードの活用

④障害特性への配慮:「本人にわかる形での提示」については、家族にも必要な場合が多い。

④次回の約束や対応を決めてから相談を終了していますか。

⑤他の利用可能な相談機関を紹介する。

3) 場所・手段・時間等

①窓口は、分かりやすく、行きやすい場所に設置していますか。

②複数の機関が併設されている場合、どの窓口に行けばいいのか、分かりやすく説明する。

④開所時間・開所曜日以外でも対応できる体制をとっていますか。

③公立の支援センターの場合、平日以外の相談受理は困難である。

(2) アセスメント

1) 相談支援専門員の基本姿勢

①本人に直接会って話を聴いていますか。

②家族に内緒で相談にくることが多いため、家族関係に配慮する必要がある。⑥センターからの連絡を嫌がる場合も多いため、連絡待ちになり、その結果相談継続が難しい場合がある。

②利用者本人のニーズを確認して進めていますか。

①について、実現できそうにないニーズを抱えている場合でも、まずニーズとして受け止め、なぜそれを実現したいのかを確認する。そのうえで、優先順位づけを行い、場合によっては現実的な理由を説明する。「できない」と否定されることは自己評価の低下を招くので、「こういうことができる」という説明を必ず入れるように配慮する。

④について、ニーズを聞き取る時に、「どうしたい？」という質問では答えが返ってこない可能性がある。選択肢を提示し、その中から選ぶことを何回か行いながら、意見を整理していくことも必要な場合がある。

③利用者の新たなニーズを発見しようとする姿勢を持っていますか。

②・・・別のニーズ(家族の関係性や家族背景等)を入れるのはどうでしょう

2) 情報の収集と整理

④必要に応じて利用者の家族や所属する施設・事業所等、利用者に関係する人の同席を検討しているか。

⑦同行同席の支援に際して、相手方がかまえてしまわないように適切な距離を持ち、同行同席を希望しない場合は書面等でやりとりします

④について、利用者に関係している人との関係がうまくいっていない場合には、利用者の了解を得ながら別の機会に話をする機会をとることも検討する。同席者が増えた場合に、不安や混乱が生じることがないかを確認しておく必要もある。

⑤について、障害の特徴や配慮については、企業や学校で行われている対応を否定するのではなく、付け加えることや、特徴や配慮を生かす形での伝え方が必要である。

⑥情報収集・整理したニーズを本人に理解できるように説明し、確認を取っていますか。

⑤他機関からの情報収集が必要な場合、同意をとるなどの配慮が必要である。

3) 客観性の担保

①必要に応じて利用者の家族や所属する施設・事業所等、利用者に関係する人から聞き取りをしていますか。

①について、本人が、家族や関係者に対して拒否的な思いがある場合には、それが何から来るものか慎重に判断する必要がある。認知的な偏りによって拒否的な思いをしている可能性もあるので、周囲から情報を得ることを本人に了解を得ながら進めていく必要がある。

②市町村行政と協働でアセスメントを進めていますか。

⑦行政窓口担当者の支援技術の向上

①について、福祉制度を利用することのメリット・デメリットについてできれば視覚的にわかるように表や図などを用いて説明し、本人が納得することができるように配慮する。

③専門機関に二次アセスメントを求めていますか。

①、②について、外部の関係機関から専門的な評価を受けることのメリットを言葉で説明しながら図解し、視覚的にわかるように伝える。

(3) 個別支援会議の開催

1) トータルな生活支援における個別支援会議の開催

③必要に応じて随時開催することが原則になっていますか。

⑦会議事務局機能が明確化されることが重要

⑤メンバーは固定せず、その時々の利用者のニーズ・状況に応じた複数の機関に呼びかけていますか。

③について、「発達障害の理解を深める」というよりも、「本人の持つ障害特性とそれに対する具体的な対処の手立てを増やしていく」表現の方が具体的なのかもしれません。スローガンになってももったいないので…。

⑧個別支援計画が市町村の支給決定に連動していますか。

④について認定調査だけでは測れないということが、もう少し具体例として示せるとより分かりやすいように思います。時間の管理、お金の管理、対人関係の苦手さといったことでしょうか？

(4) 個別支援計画の作成

2) 利用者の尊重

①計画作成にあたって利用者の意見を取り入れていますか。

①について、「支援会議の場では本人がうまく話せない可能性がある場合には、事前の打ち合わせを行い、自分の思いとして何を伝えるか確認しておく」ということを付け加えては？

④計画の様式や計画内容の伝え方に工夫をしていますか。

①説明した内容を正しく理解しているか確認しながら伝える。

3) 関係機関との連携

①計画作成にあたって関係機関の意見を取り入れていますか。

⑤について、本人の持っている特性を生かしていけるような伝え方の工夫をする。できないことや困っていることがある場合には、できないことがわかった段階で連絡を取り合うことを確認する。特に、支援を開始した直後は、聞き取りを頻繁に行うことを心掛ける。

②計画実施にあたっての役割分担（フォロー体制を含む）を決めていますか。

当県で発達障害者支援体制整備事業の一つとして、連携ワーキンググループで、現在、どう他機関と連携を図るかの”こつ”をQ&A形式で参考にできる「チームアプローチのすすめ」という冊子を作成しているところです。その中でも、個別支援を展開していると気づくのですが、この分野での言葉やキーワードの使い方なのです。発達障害者支援の中での「キーパーソン」と高

高齢者ケアマネジメントでの「キーパーソン」は異なるように思うのです。そういうところから、用語を整理できると個別支援会議の席でも小さな地域は高齢者支援も障害者支援も行う方は同じ方であったりしますので、大切なところであると思い、現在整理しているところです。

④地域の社会資源を活用して、チームアプローチの視点で計画を作成していますか。

③について、「それぞれの関係機関が同じ方向で支援を行っていくための共通理解ができるかどうか」が重要である。本人の思いや価値基準との照らし合わせは常に行いながら、それぞれの機関ができることを確認していく必要がある」

④について、「言ったことと正反対の行動をとる可能性」が考えられる場合は、それを制止するのではなく、特性としてそのような行動をとる可能性があることを関係機関の間で確認しておく。そのうえで、必要に応じて情報交換の場を設けていく。

⑤インフォーマルな社会資源も活用しようと努めていますか。

⑦インフォーマルな社会資源と公的制度補完を個人レベルで支援展開完結しないこと、限界性を認識することが重要

(5) モニタリング

1) 個別支援計画におけるモニタリングの実施

③必要に応じて計画を変更していますか。

③本人の理解度に応じて、臨機応変に柔軟に計画を見直す。

2) 個別支援計画の実施状況の把握

①利用者の生活の現場に向向いて計画の実施状況の実態把握に努めていますか。

④について、行動の変化が本人の状態の変化に連動する可能性があることを考慮し、それまでと違う行動が出てきたときには、本人や家族、関係機関から情報が伝わってくるようにする。変化が見られた時には迅速に対応できるように準備しておく。

②定期的に利用者・家族と連絡を取り、計画の実施状況について意見を聞いていますか。

⑥について、達成できていることや、本人なりの変化が見られたことに注目する。できていることについて、本人・家族に返しながらか、できていないことについては、目標の見直しや、これまで有効だった手立ての聴取も含めて、「一緒に解決策を考える」「できるだけアイデアを出して本人と一緒に考える」スタンスで取り組む。

<地域全体をデザインする相談支援>に関する項目

(1) 地域のニーズ把握

1) 地域の埋もれているニーズへのアプローチ

①地域の埋もれているニーズにアプローチしようという姿勢がありますか。

④は、ここに入るのでしょうか？空欄でいいのではないのでしょうか？

(2) ネットワークの構築

③相談支援事業所の活動の結果として、地域のネットワーク作りが進んでいますか。

⑦相談支援事業所の担当する地方行政組織が、利用者ニーズに着目し縦割り行政をのり終えて機関連携する覚悟があるかどうかで、相談支援事業所同士のネットワークになってしまう。

3-3：結果3：＜発達障害版相談支援振り返りシート＞

結果2を受けて修正したものが＜発達障害版相談支援振り返りシート Ver.2009＞である。紙面構成上の関係から本章＜補論＞の後に掲載したのでそちらを参照頂きたい。

4. 考察～発達障害者に対する相談支援体制の在り方について

発達障害版相談支援振り返りシートを作成する過程ならびに同シートに対する発達障害者支援センターの意見集約を通し、発達障害者に対する相談支援体制の基本設計は2007年度の「地域移行を可能にする相談支援体制に関する調査研究」によって同定された「市町村・相談支援事業の役割・業務フロー」に基づくべきであること、しかし同時に、様々な点で発達障害ゆえに必要な配慮や留意点があることも示唆された。ここでは、後者について5つのポイントにわけて整理しておきたい。

(1) インフォームド・コンセント

例えばインテークにおいて、たらい回し感を持っている本人と「何故、障害者の相談支援事業所にきたのか」を一緒に探るところから始める、例えば相談の日程や時間、場所や方法などについて一緒にルールを決める、あるいは何故他の機関と連携したり、ネットワークを作るのかについて説明した上で同意を得る、など多くの支援場面でインフォームド・コンセントが重要であることが繰り返し指摘されてきた。インフォームド・コンセントが重要なのは発達障害に限ったものではないが、このプロセスを軽視すると、ワーカーとクライアントの関係が即刻崩壊したり、修復が非常に困難になる、という点が発達障害者の場合、とりわけ顕著である。ある意味で極めて論理的な思考をする特徴を有していることからくる配慮・留意点であるが、インフォームド・コンセントの重要性をもっとも明確に教えてくれる存在とも言えよう。

(2) 障害特性への適切な配慮

本人と直接、面接を行う領域（インテーク・アセスメント・個別支援会議の開催・個別支援計画の作成・モニタリング）においては、やはり障害特性への適切な配慮が欠かせない。振り返りシートの中でその詳細をすべて書き込むことはできなかったが、この点はⅢ章で取り上げる「発達障害対応ポイント集」の作成過程で整理した。ここに先立って障害特性への対応を以下に掲載しておきたい。

なお、発達障害、とりわけ高機能広汎性発達障害に見られる障害特性といっても、その組み合わせ、強弱、困り感との関連具合は実に多様で、その人の在りようはオンリーワンである。従って、相談支援専門員が発達障害について丁寧に学んでいける仕組みづくりが求められる。

<障害特性への配慮>

1. 感覚に関する困難さ（過敏さ、または、鈍感さ）

臭い、照明、部屋に差し込む光、様々な音、室温、相談に参加する人数、等々、五感で感じられる相談室の様々な刺激について、ご本人の要望をよく聞くようにしましょう。

2.社会性に関する特性

向かい合う配置や、最もコミュニケーションしやすい方法を協議しましょう。
相談者の話の意図が十分伝わっていない場合がありますので、時々確認しましょう。

3.注意・集中に関する特性

突然話題が変わることがあります。今何について話しているのかの確認作業を心がけましょう。

4.記憶に関する特性

言葉だけのやりとりではすぐに忘れてしまうことがあります。話の流れをメモしましょう。
話の内容をわかりやすくするために絵や図を用いたり、フローチャート図も使って伝えることも有効です。時間経過が分かるようなタイムスケジュールを示すことも必要かもしれません。

また、以前経験した嫌な出来事を鮮明に覚えている事もよくあります。突然思い出してイライラされる事（フラッシュバック）もありますので、その様なときには、気持ちを落ち着かせられるよう、その方に合った配慮をしましょう。

5.衝動をコントロールする力

思い立ったらすぐに決めてしまう、また発言してしまう事がありますので、その言葉を鵜呑みにしないで常に説明、確認を心がけましょう。

6.自己選択の弱さ

自分で決めることがとても苦手な人もいます。あまり多くの情報を一度に提供しないで、相談を何度かに分けて時間をかけて進めていきましょう。

7.柔軟に思考することや変更が苦手

一度こうと思えばと、その気持ちをなかなか変更ができない人もいます。『決定』は急がず、あせらずをモットーにしましょう。

8.自発的に行動することが不得意

相談の過程で『次回までにはここまでがんばりましょう』と決めていても、うまくいかない人、できない人もいますので、“確認しながら一緒にする”ことも必要な手立てのひとつです。

9.計画性の問題

計画を進める際に、細かいところまで一緒に決めておかないとうまく進まない場合があります。『こんなことまで…!』と感情的にならず、少しずつ一緒に考えていきましょう。

10.継続することの問題

様々な理由によって、最後までやり遂げることが苦手な人もいます。スモールステップ（小さな目標設定）を心がけて、達成できたこと確かめや承認をすることで、自尊心を傷つけないようにしましょう。

(3) 発達障害者に対応できるサービス事業所の育成

相談とは利用者の困り感を聞くことに終始しては意味がなく、その人の自立と共生を進めるために必要なサービス利用につなげること、そのサービス利用が必要十分に実施されているかどうかを見守ること、その結果、利用者の QOL が向上しているか評価することが本来の仕事である。つまり、発達障害者に対応できる相談支援事業は、発達障害者に対応できるサービス事業

所との有機的な協力体制が不可欠なのである。

今回の研究ではこのサービス事業所の発達障害者に対する対応力を直接調査しているものではないので、問題提起のみになるが、上述した障害特性への配慮を十分行えるサービス事業所の育成が、同時に大きな課題と言えよう。

(4) 発達障害者をわかるだけでなく、支えることができる人材の育成

上述したように相談支援事業所にしても、サービス事業所にしても、例えば「発達障害」の特性が「わかる」だけでなく、一人でも発達障害者を支えることが「できる」人材の育成が急務であるが、こうした人材をより多様に、柔軟に育成して発達障害にやさしい街づくりを進めていく必要がある。彼らは発達障害者支援を専門とする事業所のみで生活するのではない。ごく普通の地域の社会資源によってその生活の多くはカバーされる現実と、その社会資源を動かしている人との関係性で困惑しているという現実を目を向ける必要があるのである。要するに発達障害のあるAさんにとって、過ごしやすいお店、公共機関等々を一つ、二つと増やしていくことが重要なのである。この点については一関市のNPO法人「ええ町づくり隊」が商店街の店員さんに対する自閉症理解教育を自閉症の人たちとともにすすめるという優れた先行モデルがある。また、IV章で紹介する大分県発達障害者支援センターによる〈発達障がい者支援専門員〉養成は「わかる」から「できる」人づくりのスーパーバイズをできる人材育成システムとしてきわめて注目に値する。いずれにせよ、こうした取り組みをさらに広めていく必要があるだろう。

(5) 支援につながっていない要支援者とのアクセスポイントづくり

「地域の埋もれているニーズへのアプローチ」にいても触れたように、きわめて重要な課題である。就学前における早期発見、小学校・中学校という義務教育段階における特別支援教育を通じた発見、高校および高等教育機関における「特別支援教育」と「発達障害」理解の促進、不登校・引きこもり支援機関、ニート対策・就労支援機関における適切な対応と発見などをどのような仕組み、すなわち「障害を見落とさない、放っておかない」システムとして構築できるかが問われている。

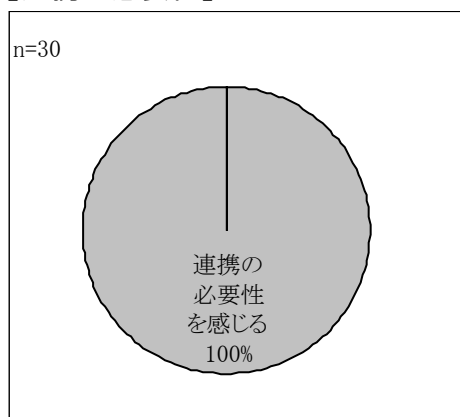
5. <補論：発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携について>

発達障害者支援センターアンケートでは、補足的に「発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携」について質問した。その結果概要を以下に示す。

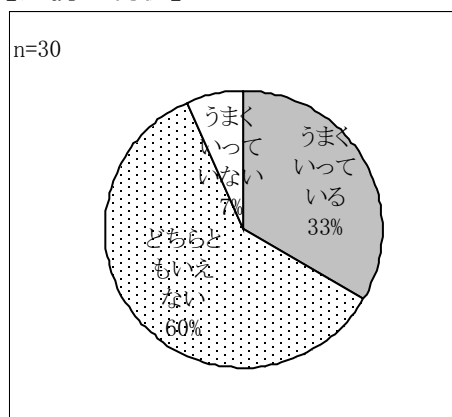
(1) 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の必要性と現状評価

- 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の必要性については、100%が「連携の必要性を感じる」と回答した。
- 一方で、実際の連携の状況について「うまくいっている」と回答したセンターは33%であり、連携の必要性を感じながらも、具体的な方策については模索段階にある地域も多いことが分かった。

【連携の必要性】



【連携の現状】



(2) 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携における工夫

- 発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携において工夫している点としては、以下のような回答があった。
 - ・ 相談支援事業所が得意とする障害種別等にも配慮しながら、個別事例を通じて連携している。
(例：センターに持ち込まれた相談について、必要に応じて一次相談窓口の相談支援事業所につなぐ。相談支援事業所が対応するケースにセンターがコンサルテーションを行う等)
 - ・ サービス調整会議や自立支援協議会に参加し、地域の実態把握、関係機関との調整に努めるとともに、顔の見える関係づくりを目指している。
 - ・ 相談支援事業所を個別訪問し、発達障害の相談に同席してアドバイスをしたり、センターの業務や相談支援事業所との役割分担について普及・啓発を図っている。
 - ・ 相談支援専門員向けの研修を圏域ごと、全都道府県単位等で実施している。

【主な自由記述回答】

<p>お互いの役割を明確にし、協働しながら支援を進めていくように心がけている。また、相談を受けるスタッフのスキルアップも重要と考え、研修等も行うようにしている。しかしながら、圏域内の一部に限られていることであり、全相談事業所との連携強化は、これからの課題である。</p>
<p>面積が広大で、数多くの事業所があるため、個々との密な連携体制を図っていくことは非常に時間がかかる。都道府県の施策では、市町村の相談支援事業所等が主体となっており、市町村の発達障害者支援体制が整っていくことが重要だと捉えており、発達障害者支援センターは、そのバックアップ（市町村支援）を行っていくための広域のセンターとして位置づけられている。しかし、その方針は各市町村に浸透しきっておらず、発達障害のことは、全て発達障害者支援センターが担うと認識している市町村も少なくない。その認識を変え、連携体制を図っていくため、個別のケースを通して、相談支援事業所との連携を進めていたり、市町村の自立支援協議会に働きかけるなどを行っている。また、相談支援圏アドバイザーが市町村の相談支援体制整備や、自立支援協議会の設置と運営を促進する役割を持っているので、共に動きながら、市町村に関わっていくようにしている。</p>
<p>ワンストップ相談窓口である相談支援事業所と、発達障害の二次相談窓口として期待されている当支援センターの関係性を明確にするために、連絡調整会議や自立支援協議会には、必要に応じて出席している。さらに、発達障害の相談支援連絡調整会議のあり方について、行政担当と話し合いを進めている。</p>
<p>各事業所を訪問し、現状の把握とともに、発達障害者支援センターの事業説明等を行っている。障害者自立支援協議会に毎月参加して、情報交換、共有を行い、事例検討や地域民生委員、事業所交流会等各種会議の開催、啓発の取り組み等と一緒にやっている。各事業所とは、必要に応じてケースの紹介やケース検討会議を行っている。</p>
<p>各障害保健福祉圏域ごとに「圏域障害者総合支援センター」が設置されているので、当該センターの発達障害にかかわるスタッフに当所主催の「人材養成セミナー」に参加してもらうことで連携の基盤づくりをしている。</p> <p>保健所と連携して行っている成人期の広汎性発達障害者ケア（月1～2回）のスタッフに、地域の総合支援センタースタッフにも入ってもらうことで、アセスメントや実際の面接、対応技術の向上などに繋がっている。定期的に会うことになるので、地域の情報共有もしやすい。困難ケースや学校主催の個別支援会議など協力、連携し取組んでいる。</p>
<p>県で1箇所支援センターの担うべき主たる役割は、開設当初から全県において地域の関係者をつなげるコーディネーター役になり、その各々の地域に支援者の輪を作ることであった。当時、既に活躍している発達障がい支援の関係者やシステムを知ること、既存の人や方法を活かし、その地域の支援者がうまく動けるようにサポートすることが重要な使命であり、センターは全県の情報ソースになり、地域が動きやすくなるような行動がとれる黒子としての存在を目指してきた。最初の具体的な方法として、各地域で実施されていたあらゆる形式の「ネットワーク会議」への参加や「関係機関」の挨拶回りを通じて、発達障がい者支援センターの広報と共に発達障がいについての支援を協働でお願いしたい旨を伝えた。2段階目では、「自立支援協議会」等での部会の設置や「個別支援会議」「事例検討会」でのコーディネーター・サポーター役を担うことで、支援者同士がつながり、発達障がい支援のフローを共有することで次の支援にスムーズに進めるよう、自信を持って興味を持っていただくように動いた。3段階目では、平成19年4月から障害福祉保健圏域ごと、各2ヶ所に発達障害の相談支援を担うセンター（県単独事業）を設置し、地域のさらなる構造的な支援ができる仕組みができたことにより、市町村の相談支援事業者や地域のフォーマル、インフォーマル問わず、支援者を隅々まで認知している人々と組んで、相談への作戦が立てられるようになり、発達障がいに対する支援が浸透してきている。今後は、支援者のつながりや、支援者の個性を知ること、支援者様が地域で動きやすいように、私達がどう支えていけるかが課題である。</p>
<p>現状としては、いくつかの相談支援事業所からケースが紹介されてくることもある。また、今年度、相談支援事業所を対象にした当センター主催研修会を実施し、好評を得た。今後の課題として、相談支援事業所に対する発達障害者支援センターの役割周知、ケースを通じた連携関係の積み重ねが課題と考えられる。発達障害者支援センターも相談支援事業所も「相談」を主たる支援方法とするならば、両者の違いを相談支援事業所に伝えていく（つまり、どういった時に発達障害者支援センターを利用してもらえばいいのかを知ってもらう）必要があると考えられる。</p>
<p>行政の主催するサービス調整会議へ出席し、市内の相談支援事業所と顔の見える関係作りにも努めている。</p> <p>今年度より、いくつかの市町で実施している自立支援協議会の月例サービス調整会議に参加している。このことで、地域の相談支援の実態を把握するとともに、相談支援事業所と担当者レベルで顔が見える状況になった。また、当事者や保護者の直接相談だけでなく、事業所からの紹介や、関係者協議への参加依頼といった機関連携の機会が増えつつある。今後も自立支援協議会への参加を通じたネットワークづくりを進めていきたい。</p> <p>今後の課題としては、発達障害者の相談支援における、一次的窓口としての相談支援事業所と、二次的機関としての発達障害者支援センターの役割を明確にすること、そのために研修会の実施などを通じて、地域における発達障害者の相談支援のスキルの向上を促すことがあげられる。</p>
<p>市内の障害者地域生活支援センター連絡会には出席しているが、実際には行政側の事務的な報告や事業運営上の変更に関する質疑のやり取りが主なものになっているので、相談支援従事者の質的な向上に寄与するような働きかけが組織的にはできていない。</p> <p>一方で、各地域生活支援センターを通じてのケース支援への相談もあるが、各センターの発達障害支援に関する意識の差や相談支援の基本的な力量の違いもあって、支援の進め方がかみ合わない場合もある。</p> <p>当センターとしては、発達障害の正しい理解と適切な対応に関する研修などの案内を送信したり、またケース相談において特性に関するアドバイスなどは行っている。関心を寄せてくれる事業所も少なくないが、身体障害者支援や精神障害者支援でケアなどから出発してきた事業所などでは、発達障害者支援のものに関心が及ばないためか、研修出席率が低く、課題がある。</p>
<p>障害者相談支援事業所（障害者生活支援センター）が対応しているケースについてのコンサルテーションを当センターが担ったり、それを機に、役割分担をし、当センターが関わりを持ち始めた。また、当センター対応ケースのなかで、生活支援や、居場所および活動プログラムの提供が必要な方に関しては、相談支援事業所はより身近な連携先と感じられる。課題点は、相談支援専門員により発達障害についての専門性を高めてもらうことにある。他の障者よりも明らかに高い頻度で発達障害者が地域におられるのが事実であり、『いかに身近な市町でライフステージを通して継続した支援を受けることができるか』という視点で協働していきたい。</p>
<p>相談支援事業を委託されている法人等がどの障者領域の支援をメインにやってきたのか（どの領域の支援が得意とするのか）をポイントとし、相談者のニーズを切り分けた時に、その相談支援事業者と連携していける部分があるかどうかを検討した上で、各相談支援事業所に相談している。</p>
<p>相談支援事業所とは、ケースを通じての関わり程度であり、また発達障害を理解した上で相談支援ができる事業者が少ない。今年度から、相談支援専門員の研修会に「発達障害の理解と支援」の項目を追加して頂いた。今後は、地域の自立支援協議会で地域でどのように発達障害者を支援していけるかを検討していくために、その中心となる相談支援専門員との連携を図ってきたい。</p>
<p>相談支援事業所とは良好な関係にある。県レベルでの活動としては、各市町の相談支援事業所の相談支援専門員を対象とした研修会を開催している。センター運営法人が市町の相談支援事業と圏域コーディネーターを受託しているため、情報収集が行いやすく、圏域コーディネーターとセンター事業責任者が同一のため、相談支援事業所はより身近な連携先と感じられる。課題点は、相談支援専門員により発達障害についての専門性を高めてもらうことにある。他の障者よりも明らかに高い頻度で発達障害者が地域におられるのが事実であり、『いかに身近な市町でライフステージを通して継続した支援を受けることができるか』という視点で協働していきたい。</p>
<p>相談支援事業所における発達障害に係る理解を進めるため、圏域ごとに相談支援者等対象研修会を2回ずつ開催している。発達障害を担当する相談支援事業所は知的・精神障害を得意としているところが多いが、発達障害についての理解はまだ十分でない。</p>
<p>地域の相談支援事業所にて発達障害の相談に対して、定期的に出張相談を実施しているところがある。センターに相談があった際は、地元支援機関があれば、そちらにケースを一緒に対応してもらうように依頼をしている。相談支援事業所によっては、発達障害に対する認識の違いがあり、連携そのものがしづらい場合もある。</p>
<p>当センターにおける相談者に対し、評価、方向性が出た後、身近な相談支援事業所と連携しながら支援する事例がある。また、障害者相談支援事業所で受けた相談のうち、処遇困難ケースや障害者の特性を知るために当センターに相談支援事業所から後方支援を希望するケースもある。障害者相談支援事業所の専門員対象に、「発達障害」についての理解を深め、併せて、支援方法を習得するための研修を実施している。また、障害者相談支援事業所連絡協議会の開催している研修のうち、「発達障害」がテーマの研修会に参加し、スーパーバイズを実施している。</p>
<p>当センターへ直接相談のあったケースについて、当センターのみで抱え込まず、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター及び各障害福祉サービス提供事業所などとケースを共有している。</p> <p>ケア会議などを開催し、それぞれの機関の役割分担を確認している（「連携」という言葉を役割分担と置き換えて話し合う）。</p>
<p>発達障害のことは、過去の解釈から、精神障害等の範疇にないと思えるところもあり、なかなか難しい。しかし、勉強は必要と考えているところも出てきており、当センターの見学会や勉強会を行うこともある。この部分を広げていき、連携していければと思っている。また、障害者相談支援事業所で発達障害のことで勉強していただく機会を設けていく必要があると思われる。</p>
<p>発達障害の方から相談が入り、支援の組み立ての中で地域支援が必要な場合は、障害者相談支援事業所の存在を伝え、登録を勧めると共に、同意を得て情報提供をしている。継続支援の過程で関係者が集まって支援会議を開催している。支援会議の招集は、支援の一次機関としての役割と機能を求め障害者相談支援事業所をお願いしている。発達障害者支援センターとしては、中心となる相談機関を地域へと引き継ぎ、間接支援（二次機関）にシフトしている。障害者相談支援事業所が自閉症を中核とする発達障害の方を支援していく場合にはその障害特性を理解した対応が求められるが、現状では全ての事業所が必ずしもそのノウハウを持っているとは言えず、事業所職員への人材育成が急務となっている。</p>
<p>発達障害の方の相談日（事業所主催）に参画し、相談を受けると同時にその場で支援の方向付けと役割分担が可能である。成人期の相談を圏域の事業所と一緒に相談を受けるようにしている。発達障害の方の就労のための研修会を事業所と協議しながら検討中である。</p>
<p>発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の役割分担について、発達障害者支援センターは「自分を見つめる・支援や子育ての方向を考える」ためのお手伝いをする。障害者相談支援事業所は「居場所探しやサービス調整をする」ためのお手伝いをする。自立支援協議会や相談支援事業連絡協議会等の場で機会あるごとに確認している。</p>
<p>必要事項については自立支援協議会で他団体と協議する体制をとっている。個人によって対応が異なるので、「担当者が変わっても同じような対応が出来る」システム作りを目指している。</p>

発達障害版相談支援振り返りシート Ver.2009

「発達障害者を対象とした相談支援体制整備の基本的なガイドライン（案）」

Ⅲ 発達障害者に対応する相談支援専門員に求められるスキルに関する研究

1. 問題の所在と本研究の目的

前章で概観したように、相談支援専門員に求められるスキルと研修の在り方自体が、現在進行形の研究課題である。従って、市町村の相談支援専門員が広範囲にわたる「発達障害」を的確に理解し、適切に対応する上で求められるスキルを明らかにしようとする、まず①実際の相談支援専門員が有する基本的なスキルの評価、②評価結果に応じた基本研修の内容の検討、③どのような到達度に達した相談支援専門員に発達障害に関する研修を上乗せするか判断基準作りを行う必要に迫られる。一方で、本研究班として行った先進地調査結果でも把握できた＜発達障害者支援専門員(キーパーソン)＞研修等の内容を分析し、発達障害の理解と対応に必要な、少なくとも「評価と面接技術」を抽出して、相談支援専門員の水準にそったスキル一覧を作成するという作業手順が求められる。しかしながら、各作業課題自体が未着手のものが少なくない中で、両者の統合を一研究内で行うのは困難な状況にある。とはいえ、発達障害者が発達障害者支援センターや就業・生活支援センターのみならず、市町村の相談支援事業所や何らかの相談機能を果たしている事業所等につながるケースが増加しつつある現実もあり、当事者が混乱・困惑しないために最低限、相談支援専門員又は「話を聞く者」がわきまえておきたい対応のポイントを整理することは喫緊の課題になっている。

本研究では、以上の認識にたつて、発達障害、とりわけ高機能広汎性発達障害者の相談支援に携わってきた支援者の経験（失敗例、成功例）を収集・言語化し、発達障害者に対応する際に求められる基本的なスキル・コツ・視点を明らかにすることを目的とした。

2. 方法及び手続き

(1) 第一次（松田）シートの作成

滋賀県事業団が取り組んできた高機能自閉症・アスペルガー症候群の方のためのケアホーム「ホームかなざわ」の支援スタッフに日常的な「相談」におけるこれまでの経験をもとに、どのような対応上の配慮があるかを整理して頂いた。支援スタッフの名前を頂き、「松田シート」と称している。

(2) 「松田シート」のブラッシュアップ

研究協議会における協議、他の研究協力者が言語化したシート及びホームワークによる具体例の加味を行い、「相談支援における発達障害者対応のポイント集（暫定版）」を作成し、これを全国79カ所の発達障害者支援センター及びNPO法人日本相談支援専門員協会のコアスタッフ（設立準備会メンバー）に照会をかけ、項目・内容の妥当性についてアンケート調査を行った。

なお、アンケート調査は調査票・ポイント集ともに研究代表者のHPからダウンロード頂き、電子ファイルで回答を送付頂くという手順をとった。調査機関は2010年2月1日～2月12日である。回収率は以下の通り。

発達障害者支援センター	配布数79	回収数25	回収率31.6%
日本相談支援専門員協会	配布数43	回収数14	回収率32.5%

3-1. 結果1～松田シートと協議の概要

以下に示したものが「松田シート」の全文である。

発達障害者に対応する相談支援専門員のこころえ@ホームかなざわ
(松田シート)

滋賀県社会福祉事業団 企画事業部
松田 裕次郎

本人の不安感に寄り添う

- ・本人は自分が何に不安を感じているのか分からない時がある。そのような時に、支援者がアンテナを張り、どのような部分が不安なのかを常に考える必要がある。本人たちは相手の気持ちが変わらないことが多いが、自分の気持ちは理解してもらいたいと思っていることが多い。

何に困っているのかをいっしょに考える

- ・本人が何に困っているのか、本人も分からない場合がある。困ってないと口では言っているが、実は困っていることもある。そのあたりの見極めを相談者はしなければならない。本当の問題を洗い出すためには本人との関係づくりが大切になる。

本人ルールの確認

- ・本人たちには独自のルールをそれぞれ持っている。そのルールの把握が本人を知る第一歩となる。そして、そのルールはなぜ形成されたのかのルーツを知ることで支援の方法や手段を考えることができる可能性がある。本人の独自のルールがすべて悪いわけではなく、認めていく部分も必要で、本人にとって生きづらいルールは変更を促すなど、支援者と本人とで納得したかたちで進めていく必要がある。

今日話すテーマを明確に伝える

- ・テーマが決まっている場合には、その日のテーマを明確に示し、その話の内容からできるだけそれないように話を進めてくほうが良い場合がある。テーマを決めない場合、本人はいろいろ話を聞いてもらったと満足して帰るかもしれないが、支援者が伝えようとしたことが伝わっていないことがある。本人に伝えたいことがある場合にはひとつのことに絞り、伝えていく必要がある。

話しやすいスタイル（場所）で

- ・自動車の中なら話ができるが、それ以外の場所だとうまく話せないという人もいる。本人の話しやすい場所やスタイルで話すことも必要となる場合がある。ただし、話した内容はできるだけメモをとり残す必要がある。

相談内容などは必ずメモをとる

- ・本人の言葉や支援者の伝えたい内容などは必ずメモをとり話すことで視覚的に理解してもらえ、可能性も大きくなる。また、次回の相談時に前回までの話の内容が書かれているので振り返りがしやすいし、支援の整合性も取れる。

話し言葉はていねいに

- ・ていねいな話し言葉で話すことで、理解が進む時がある。できるだけ方言を使用しないようにすることも時には必要になる。

パソコンを活用したやりとり

- ・本人の状況により、パソコンを利用したやりとりの方が表現しやすい人もいます。顔を見ながらもパソコンのチャット機能などを利用したやりとりが有効な場合もあります。

毎週何曜日が相談の日と決める

・毎週何曜日の何時からが話し合いの日だと決めることで、その日には話ができる、話を聞いてもらえるという安心感が得られようとする。話をしたくない時には本人からキャンセルを入れてもらえばよい仕組みにしておくことも必要と思われれます。

本人からの電話はルールを決める

・本人からの電話連絡についてはルールを決めておくことが必要です。何時でもよいということは、本人の都合で連絡を取ってくるということになるので、こちらが対応できる場合とできない場合のルールをあらかじめ決めておく必要があります。メールについても同様にルールを決めるのと同時に、メールの特性（すぐに確認できない場合もある等）を理解して利用してもらうようにする必要があります。

なぜ良いのか、悪いのか。できるのかできないのか順序立てて話す

・本人が納得しないと「はい。」という返事をしていても行動が改善されていない場合があります。本人の納得できるような説明をして理解してもらえるように話す必要があります。一般常識に合わないような理不尽なことを言うてくる場合もありますが、支援者側の一貫した対応が必要となる場合もあります。また、支援者側の判断がぶれる場合がありますのでそのあたり支援者が以前何を話したのかを記録しておく必要もあります。

以上の松田シートについて、各タイトルと内容のズレ、タイトルのわかりやすさ等を検討し、おおよそ次のような論点が整理された。

<松田シート・ブラッシュアップの論点>

- ・発達障害者は家庭場面と学校や職場、検査室によって行動が全く違うことがたびたび見られることから、複数の聞き取りを突き合わせる必要がある。
- ・支援の実行に際しても、対応上の一貫性が必要になる場合は、行動範囲が広いことが多いので、多分野にも協力を求めなければならない。
- ・感覚過敏や記憶に関する様々な認知の特性があることを、意識してニーズを聞き取る必要がある。
- ・常識的なことも理解していなかったり、口頭だけの説明や質問では話の焦点が大きく食い違うことがあるので、当事者や家族に共通理解が得られたか慎重に確認する必要がある。
- ・支援者の引き継ぎが不十分であった場合の些細な対応の食い違いで想像以上に大きな不安につながるので、トラブル対応やセーフティネットを意識した引き継ぎが重要。
- ・苦手な点の把握だけでなく、発達検査や教育機関からの情報によって、その人なりの学び方の把握がコーチングを行う際には重要になる。
- ・福祉サービスだけではなく、ニート・ひきこもり対応なども視野に入れた計画が必要。

3-2. 結果2：相談支援における発達障害者対応のポイント集（暫定版）」と調査結果

これらをもとに、最終的に15項目に整え、具体例を加味して調査にかけたのが次の「相談支援における発達障害者対応のポイント集（暫定版）」であり、これに対して発達障害者支援センター及び日本相談支援専門員協会のコアスタッフから意見を頂くアンケート調査を実施した。

相談支援における発達障害者対応のポイント集（暫定版）

1. 入り口の対応は慎重にしましょう	1
2. 本人も原因が分からないことがあります	2
3. 本人も原因が分からないときには一緒に探っていきましょう	3
4. 本人なりの理由をもっています.....	4
5. 今日話すテーマを明確に伝え、結果を確かめましょう	5
6. 相談は話しやすいスタイル（場所・環境）で.....	6
7. 相談内容は必ずメモをとりましょう	7
8. 話し言葉はていねいに	8
9. パソコンを活用したやりとり	9
10. 相談日を一緒に決めることの意味	10
11. 本人からの電話はルールを決める	11
12. 本人の理解の仕方とプロセスを支援者間で共有しましょう	12
13. 得意分野を大切に.....	13
14. 認知特性への配慮.....	14
15. 現状を受容しつつ、目標をたてて支援しましょう.....	15

* ここでいう発達障害とは高機能広汎性発達障害を想定しています。

1. 入り口の対応は慎重にしましょう

- ・ 相談者は本人が信用できる相手だと思ってもらわなければなりません。そのためには保護者や担任教師等の関係者から可能な限り事前情報を収集し、その情報をもとに、相談者は本人とどのように接すれば関係を作っていくやすいのか検討する必要があります。また、多くの発達障害のある人たちは一度その人のことを駄目だと思ってしまうと修復できない、もしくは修復するのに時間がかかってしまう事が多いため、相談者側はそのことを理解し、注意する必要があるのです。
- ・ 発達障害のある方との関係づくりにおいては、このように「入り口」における対応がとりわけ大切で、「入り口」で失敗するとその後が続かないことも希ではありません。なお、よい関係をつくろうという思いから「肯定的」な態度をとろうとするよりは、肯定／否定という評価軸は入れずに、本人なりの行為・理由を「承認する」という姿勢が重要になります。

【具体例】初回聞き取り時～企業就労中のケースより～

対象者「最近、職場の人との関係がうまくいかなくて、休んでしまうことがあるんです」

NGパターン①（否定パターン）

支援者「休んでしまうのはいけませんね」

→支援者から出勤を強く求められたように感じてしまい、本人の負担が高まってしまう可能性がある（「出勤しろと言われていたみたいで余計にしんどくなる。もう相談はやめよう」など）。

NGパターン②（肯定パターン）

支援者「しんどいときは無理せず休んでも大丈夫ですよ」

→相談者から休んでよいと言われたと感じ、その後、安易に休んでしまうようになるかもしれない（「支援者さんも休んで良いって言っていたし、明日も休もう！」など）。

OKパターン③（承認パターン）

支援者「職場での人間関係がしんどくて、休んでしまうこともあるのですね」

→否定も肯定もしていないが、対象者は「話を聞いてくれた」と感じ、安心感を得ることができる（「私の気持ちをわかってくれた。また話を聞いてもらうようにしよう！」など）。

2. 本人も原因が分からないことがあります

・ 本

人も自分が何に不安や苛立ちを感じているのか分からないことがあります。そのような場合、丁寧に聞き続けるとかえって本人を追い込んでしまったり、「AだからB, BだからC……」というように思考の連鎖の結果「自分はダメだ」という自己評価に至ってしまうことがあるということを理解する必要があります。

- ・ そのような場合、支援者はしっかりとアンテナを張り、どのような部分に不安や苛立ちを感じているのかを常に考えることが重要です。生活の様子や日中活動（職場）の様子など可能な限り情報収集し、確認する必要があります。本人は相手の気持ちがわからないことが多いのですが、自分の気持ちは理解してもらいたいと思っています。
- ・ なお、不安や苛立ちという感情にも気づかずに行動で表現することもあります。場面が違って何かきっかけは同じ状況であることが考えられます。その場その場の対応ではなく、細部にわたって検討し、場面が変わっても同じ対応ができて不安等が軽減されるように整えていきましょう。

【具体例】

「何か気になっていることや不安はありますか」とたずねると、本人は「不安や心配事はない」と答えてくれるのですが、本人の様子をみていると、他人に対して暴力的な態度を取ることや飲酒することが多くなり、不安定な状態になっています。

こんなときは、時間をかけて話を聞いていきましょう。

この方の場合、実は兄弟との同居によって自由を奪われたと感じていることを話してくれるに至りました。自分自身の不安定な原因を一緒に認識していくことで、暴力的な言動や飲酒も軽減されました。

ポイント

何に対して不安を感じているのかが自分自身で分からない、また不安を感じていることに本人自身が気付いていないけれど、態度や言動に現れることがあります。支援者が、本人の普段の様子をどれだけ把握しているか、本人の変化に気付くことができるか、一緒に考えていく過程が重要であり、解決の糸口とつながります。

3. 本人も原因が分からないときには一緒に探っていきましょう

- ・ 本人も原因がわからない場合には一緒に探っていくことが大切になりますが、「本人が何に困っているのか、本人も分からない」のか、「困ってないと口では言っているが、実は何かに困っている」のか等の見極めを相談者はしなければなりません。
- ・ そのためには、過去に遡って本人が話した内容の中に何か気になるところはなかったか（話した内容や表情・態度等を相談記録により確認する）、関係機関からの聞き取りを実施する、もしくは個別支援会議の開催により情報共有を図り、本当の問題を洗い出す作業が求められます。

- ・ 「何に困っているのか」について仮説がたてられた時点で、「困っていることは〇〇で、その対応策として、△△すればより快適になるのではないでしょうか」と助言し、その仮説が正しい、もしくは大きく外れていなければ、本人もその困り感を確認でき、解決に向かっていくこととなります。
- ・ なお、ポイント4にもあるとおり、独自のルールや捉え方をされている事が多いので、抽象的な言葉をできるだけ避け具体的な質問や問いかけを心がけましょう。

【具体例】

仕事を休む前、本人は、バスが時刻通りに来ないことに対して不安があつて2度ほどそのことを口に出していたが、不安があるとは言わず、むしろ大丈夫ですけど、と話していた。しかし、そのうち、仕事に行けなくなってしまった。

本人となぜ仕事に行けなくなったかの話し合いを繰り返し、その中からどのような不安があるのかを探っていった。その時にどのような発言があつたか、また、以前話していたこととつながるところがあるかどうかなど確認していく必要がある。その中に不安の原因があることがある。また、個別支援会議を開催し、関係機関で本人の言動、環境に変化がなかったかを確認（情報共有）する。

その中で、本人が仕事を休む原因は何かの仮説を立て、その項目一つひとつに対応していく。問題が改善された時点で本人の困っている原因がわかる。

仕事を休む前

「バスがよく遅れるんですね。大丈夫ですけど。」(本人)

「バスはいつも遅れると考えておいたほうがいいと思いますよ。」(支)

「わかっていますよ。大丈夫です。」(本人)

仕事を休むようになって

「何が原因でしょうかね。」(支)

「わかりませんが、体調が悪いんです。」(本人)

(中略)

「バスが遅れることってストレスじゃないですか？」(支)

「そうですね。気になりますね、やはり。」(本人)

「では、バスが遅れた時どうしたらいいか紙に書いてみましょうか。」(支)

「お願いします。」(本人)

* 実際に対応方法を書いて本人に渡すことで安心して出勤できるようになった。

4. 本人なりの理由をもっています

- ・ 本人は独自のルールをそれぞれ持っていますが、そのルールの把握こそが本人を知る第一歩となります。なぜなら、本人の行動パターンはそのルールに基づいて行われることが多いからにはほかなりません。そして、そのルールはなぜ、どのように形成されたのかというルーツを知ることで支援の方法や手段を考えることができる可能性があります。ポイントはそうした本人ルールを本人に教えてもらうという姿勢であり、語れる人が少なくないという理解なのです。
- ・ 例えば行動面でのルールとして、あらゆるものをマイクロレベルまできれいにしなければなら

ないと思っている人にどう対応していくのかは、本人の一面を見て判断するのではなく、多面的に判断する必要があります。また、話のパターンなど、本人ルールに基づいて話す場合もあるので、そのルールが分かると本人理解が進む場合もあります。

- また本人の独自のルールがすべて悪いわけではなく、認めていく部分も必要で、本人にとって生きづらいルールは変更を促すなど、支援者と本人とで納得した形で進めていく必要がある。
- なお、本人ルールに本人が縛られないよう、「例外もある」ということへの対応を本人なりにできるようにする支援も重要です。

【具体例】

就職して1カ月目の方が、職場にあるポットのお湯を入れ替える作業を他の人がやったからという理由で、お湯を入れ替えた人に対して「どうして入れ替えたのか」としつこく詰め寄りトラブルになりました。上司が理由を聞くと、「私の仕事なのに」と繰り返し、上司から「気がついた人が取り換えてもよいのだ」と説明を受けても納得せず、さらに興奮し、大きな声をあげてしまいました。

上司から相談を受けて本人と会い、詳しく事情を聴くと、ある本で「新人がポットのお湯を入れ替える」という文章を読み、その通りに実践していたことが分かりました。

その後、職場のルールとして、「ポットのお湯は最初に来た人が入れ替える」ということを決め、ポットの前に貼ったところ、本人も納得し、他の人が入れ替えてもトラブルは起こりませんでした。

原因が分かり、暗黙の了解を分かりやすいルールとして説明することで、納得できることもあります。

5. 今日話すテーマを明確に伝え、結果を確かめましょう

- テーマが決まっている場合には、その日のテーマを明確に示し、その話の内容からできるだけそれないように話を進めてくほうがよい場合が少なくありません。テーマを決めない場合、本人はいろいろ話をして聞いてもらったと満足して帰るかもしれませんが、支援者が伝えようとしたことが伝わっていないことがあります。本人に伝えたいことがある場合には、一つの相談で一つのことに絞り、伝えていく必要があります。
- また、「子どもの話を切り出されたので1時間話を聞いたなら、本当は自分の相談がしたかったのに相談に乗ってくれなかったと言われる」等、本人と支援者の双方が実はお互いに伝えたいことを伝えられていないのに、会話が成り立ってしまうことがあります。従って面接の最後には相談したい内容を相談できたのか、確認することが大切です。

【具体例】

アスペルガー症候群の A さん（20代男性）は、その時々悩みや職場や生活している上で感じていることを相談するため、定期的に面接しています。

A さんが初めて相談に訪れた際のことです。A さんは週末に催されるグループ活動や制度の情報について相談したかったのですが、「仕事を休んで相談に来た」という最初の言葉から、職場での様子を中心に聞くという形で最初の相談を終えました。

2 回目の相談に訪れた際、「今日はきちんと相談できるように」と相談したいことをメモ書きにして持ってきてくれたことで、前回の相談では A さんのニーズとかけ離れた話をして終わっていたことが分かりました。

それ以降は、面接開始時と終了時にメモなども活用しながら確認しています。

6. 相談は話しやすいスタイル（場所・環境）で

- ・ 「自動車の中なら話ができるが、それ以外の場所だとうまく話せない」人、「目線が合うと話すと話すことができなくなる」人など、本人にとって話しやすいスタイルは実に多様です。本人の話しやすいスタイル（場所・環境）で話すことも必要になることを踏まえておきましょう。
- ・ また、本人のその日の体調によっても大きく変わってくるので、顔色や口調などで調子がよいか・悪いかを見極めることも大切で、調子が悪ければ相談日を変更する判断も重要になります。
- ・ なお、どうしても男性相談員がよい、女性相談員がよい、年配の人がよいといった人的環境の要望を出される人もいます。その場合には、選べる環境と選べない環境があること（場所は変えられるが、人は変えられない等）を明確に伝える必要があります。

【具体例】

定期的に相談に訪れている B さん（20代女性）

相談開始時に「今日は何時まで相談可能か」と確認してから話を始めます。何時まで話してよいか分からないと、「自分が話しすぎているのではないか」「話している途中でいつ終わりと言われるか」と不安になり相談に集中できないようです。始めに終了時刻を決めておくことで、B さんとしてもすっきりと話しを終えることができるということです。

また、相談内容によって複数の相談員が同席する場合、事前に了解を得るなど、安心して話のできる環境づくりをしています。

7. 相談内容は必ずメモをとりましょう

- ・ 本人の言葉や支援者の伝えたい内容などを、本人に了解を得ながら必ずメモをとり、話すことで視覚的に理解してもらえやすくなります。また、次回の相談時に前回までの話の内容が書かれているので振り返りがしやすく、支援の整合性も取れるようになります。
- ・ なお、メモは本人の言葉通りに残し、違う表現になった時には聞き直しをして本人との間で訂正の確認をする必要があります。
- ・ メモを取ることに抵抗する人、なぜ取るのかといぶかる人もいるので、支援者側が適切な支援ができるようにするための覚書であることを丁寧に説明しましょう。

【具体例】

「物忘れがひどいので、メモをとらせてください。」(支)

「いいですよ。」(本)

(次回面談時)

「この間、〇〇のこと話して、〇〇って言いましたね。」(支)

「よく覚えてますね。」(本)

「メモ取ってますから。」(支)

「じゃあその後、僕なんて言ってましたっけ？」(本)

「△△です。」(支)

(あるいは)

「この間の相談の時、〇〇って言ってましたよね。」(支)

「そんなこと言ってないっすよ。」(本)

「ここに書いてますよ。」(支)

「ホントだ。」(本)

やりとりを残すことで、次回に前回の話し合いの振り返りができるし、支援者の発言も場当たり的にならない。

8. 話し言葉はていねいに

- ・ 相談者の方言やイントネーションに引っ張られて、本人は相談者の言っていることや話の内容が分からなく場合があります。できるだけていねいな話し言葉で話すことで、理解が進む時もあります。時にはできるだけ標準語で話をする必要になることさえあります。
- ・ また、長々と話すとなんが重要なポイントが分からなくなるため、単文でポイントを伝えることも大切です。ただし、「それで?」「だから?」といった省略はせず、「それで、あなたは誰と〇〇へ出かけたのですか?」等主述関係は明確にした文章にすることが重要である。

【具体例】

- ・「他の時はかまいませんが、相談の時の話し言葉は丁寧にしてください。」
(→この場面ではこういった言葉を使うという、本人の中での決まりごとがある)
- ・ “○月△日の午前10時に、ご両親と一緒に来てもらって、仕事のことについて話をしようと思うのですが、ご都合はいかがですか？ 無理なようでしたら、また連絡してくださいね”と言ったら「次は、いつくればいいんですか？」と返してきた。
(→情報量と疑問文の重なりが多すぎて理解できない)
- ・やめた方がよいことを伝えるときに“それはいいと思います”では混乱してしまった。
(→どちらでもとれる表現は混乱してしまう)
- ・“ここでお待ちください”と伝えると、ずっと同じ所に立って待っていた。
(→字義通りの解釈をしてしまう)
- ・面接の最後に「今日は25回、“ね”っていいましたよ。」と話してきた。
(→話の内容ではなく、特定の言葉に注意が向いてしまう)
- ・「ささやくように話してもらおう方がわかりやすいんです。」「一定の口調で話してください。」
(→声の大きさやトーンの違い、あるいは抑揚があることによって言葉が入らない)
- ・「ゆっくり話してもらわないと、話の内容が理解できません。」
(→聞いたことを理解して納得するまでに多くの時間がかかってしまう)
- ・“そのことについてですけど…”に対して「どのことですか？」
(→話の流れの中で言葉を理解することが難しい)

9. パソコンを活用したやりとり

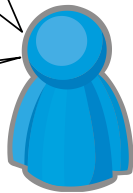
- ・ 本人の状況により、パソコンを利用したやりとりの方が表現しやすい人、言葉を発するよりも文章を書くほうが自分の気持ちを表すことができる人もます。また、顔を見ながらでもパソコンのチャット機能などを利用したやりとりが有効な場合もあります。
- ・ ただし、文字情報の方が解りやすい人は多いものの、反って明確に「パンッ！」と入ってしまうこともあるので、表現には細心の注意が必要です。

【具体例】

パソコンだと相手の表情や声の調子など気にしなくてよいので、集中して相談ができる！

自分の気持ちを整理しながら伝えることができるし、相手の言葉も話し言葉よりとてもわかりやすいなあ～

対象者



支援者



10. 相談日を一緒に決めることの意味

- ・ 毎週何曜日の何時からが話し合いの日だと決めることで、その日には話ができる、話を聞いてもらえるという安心感が得られるようになります。話をしたくない時には本人からキャンセルを入れてもらえばよい仕組みにしておくことも必要です。
- ・ また、一緒に相談の日を決めるということは「自分のルール・都合だけではなく、相手のルール・都合にも合わせた約束事をつくり、相手の人と一緒にその約束を守る」という経験の積み重ねになる、という視点が重要です。

【具体例】

今後の見通しが持てることで安心できる方々があります。「また困ったら連絡をください」と話した次の日に、「困ったので相談したいのですが」という連絡がくることがあります。「困ったら」という曖昧な表現によって、不安が高まっていることもあるようです。次回の相談日がいつなのかを一緒に決めることで、その間を落ち着いて過ごせることもあります。

約束の日に熱があったのに、「約束をしたから行かなければ」と考えて、ふらふらの状態で相談に来られ、そのまま病院に連れて行ったという例もあります。体調が良くない時、話したくない時は、連絡をした上でキャンセルしてもよいという説明も必要です。

また、初めての相談の方から「来週の木曜日に休みを取ったので10時に相談に伺います」というような連絡が入ることもあります。「自分が相談したい」という思いに対して、「相手にも都合があるかも」ということに気がつかないこともあるようです。相手の都合も確認してから予定を立てるというルールの獲得は相談以外の場面でも重要になります。

11. 本人からの電話はルールを決めましょう

- ・ 相談日と同様に、本人からの電話連絡についてもルールを決めておく必要があります。何時でもよいということは、本人の都合で連絡を取ってくるということになるので、こちらが対応できる場合とできない場合のルール（何時から何時までの間に連絡が入ればよいが、それ以外の時間帯は出られない、出られない場合にどうすれば良いか等）をあらかじめ決めておく必要があります。メールについても同様にルールを決め、あわせてメールの特性（すぐに返信が来ない場合がある、メールを確認できない場合もある等）を理解して利用してもらうようにしましょう。
- ・ こうしたルールを一緒に決めた上であれば、ルール違反の電話やメールには「約束が違うので対応できません」と断ってよいという姿勢でのぞむことが本人支援にもなります。

【具体例】

- ・何度か電話があったあと、“用があって電話に出られないこともあるんです”と伝えると、「電話に出てくれないのは嫌われたからだと思っていました。」という返事がかえってきた。
- ・“次は〇月△日の10時にかけてきてください”と伝えておくと、他の日時にはかけてこなくなった。
- ・約束の時間が過ぎても話が終わらない時、“3時になったので切ります”と伝えることによって初めて時間がきたことに気づいた。
- ・内容を問わず電話をかけてきていたので、支援センターで受けられる内容を整理して伝えると、それ以外のことについての話はなくなった。
- ・何でも電話で報告しないと落ち着かない人に、メールで報告してもらっても確認できることを伝えると、電話からメールに切り替えることができた。

12. 本人の理解の仕方とプロセスを支援者間で共有しましょう

- ・ 本人が納得していないと「はい。」という返事をしていても行動が改善されない場合や、納得したとしても本人なりの条件が前提となっている場合があります。従って、どう理解してその結果にたどり着いたか、なぜそういう理解に至ったかを本人、相談支援者、その他の支援者間で共有しておかないと支援者間の関係がずれたり、それ以降の周囲の対応の仕方にもずれが生じかねません。
- ・ たとえば「来週の日曜日にAさんがヘルパーと一緒に〇〇へいく」という相談結果だけをヘルパー事業所に伝えたところ、当日にはAさんなりに想定していた条件がそろわなかったので、Aさんとしては論理的に行かないと結論した。しかしながら、ヘルパー事業所からは「なぜ約束を守らなかったの」と指摘されるなどして、支援者との関係を断ち切る契機になってしまった、という実例があります。誰に聞いても同じ対応が返せる状態にしておく重要なのです。
- ・ なお、一般常識に合わないような理不尽なことを言うてくる場合もありますが、そのような場合にも支援者側の一貫した対応が必要となります。また、以前話した内容を再度相談した場合、支援者側の発言がぶれる場合があるので、支援者が以前何を話したのかに関する記録を確認しながら話す必要もあります。

【具体例】

「日曜日に洋服を買いに、〇〇さんと外出してもよいか」とAさんから相談がありました。どんな経過で、決定されたことかを支援者が認識しておく必要があります。Aさんが、どのような現状にあって、どのようなルールで生活しているのかによって、この相談への対応が変わってきます。支援者は、本人の課題に関して、一貫した対応ができるようにしておかなければいけません。

たとえば、

- ① 今月は買い物をしすぎており、お金を使うことはやめると約束されていた場合
→今月はもう買い物ができないことを伝える
- ② 日曜日には、親族が遊びにくる予定がある場合
→日曜日の予定を確認して、親族との約束、〇〇さんとの約束をどのように調整するか相談する
- ③ 1か月前から楽しみにしていた〇〇さんとの外出ができる場合
→楽しみであり、そのことを話したかったのだと理解して、快く出かけられるように話をきく。
- ④ 〇〇さんとの関係がよくなく、断りたいと思っている場合
→〇〇さんとの外出をどう思っているか等、話を聞き、断りたいと思っているなら、どのように断るのがよいのか相談する。

13. 得意分野を大切に

- ・ 発達障害とは、本人が持っている力に普通以上の凸凹がある状態、と理解することができます。つまり、周囲から見ると奇異に見えたとしても、そこには人並み以上に優れた力が隠されているという視点が重要です。
- ・ こうした本人の能力の中で得意な部分は相談者との関係づくり、対人関係の調整、学習、就職、生活支援など、様々な課題のな解決に役立つので、どんなことが得意か、確認しておくことが重要です。

【具体例】

得意なことを活かすことで、人と関わる糸口を見つけやすくなります。

Aさんは、自分とは違った考え方を受け入れることが難しく、自分から他人に話しかけることが少ないです。絵を描くことが得意であったので、グループ活動の中で、絵を描く役割を担ってもらうことにしました。周りから自分のデザインしたものを褒められ、自分自身を認められるという経験をすることができました。これまで自分から話しかけることがなかった他人にも、「一緒に絵を描こう」と積極的に話しかけるようになり、自分とは違った考え方も受け入れることができるようになってきました。『絵を描く』や『アニメ』など、自分の趣味や特技をコミュニケーションのツールとして、初対面の人とでも上手くコミュニケーションを取ることができるようになりました。

14. 認知特性への配慮

- ・発達障害のある人は、さまざまな認知の特性があることを意識してニーズを聞き取る必要があります。

※感覚に関する困難さ（過敏さ、または、鈍感さ）

臭い、照明、部屋に差し込む光、様々な音、室温、相談に参加する人数、等々、五感で感じられる相談室の様々な刺激について、ご本人の要望をよく聞くようにしましょう。

※社会性に関する特性

向かい合う配置や、最もコミュニケーションしやすい方法を協議しましょう。
相談者の話の意図が十分伝わっていない場合がありますので、時々確認しましょう。

※注意・集中に関する特性

突然話題が変わることがあります。今何について話しているのかの確認作業を心がけましょう。

※記憶に関する特性

言葉だけのやりとりではすぐに忘れてしまうことがあります。話の流れをメモしましょう。
また、話の内容をわかりやすくするために絵や図を用いたり、フローチャート図も使って伝えるようにしましょう。時間経過が分かるようなタイムスケジュールを示すことも重要です。

※衝動をコントロールする力

思い立ったらすぐに決めてしまう、また発言してしまう事がありますので、その言葉を鵜呑みにしないで常に説明、確認を心がけましょう。

※自己選択の弱さ

自分で決めることがとても苦手な人もいます。あまり多くの情報を一度に提供しないで、相談を何度かに分けて時間をかけて進めていきましょう。

※柔軟な思考力や変更が苦手

一度こうと思いつくと、その気持ちをなかなか変更ができない人もいます。『決定』は急がず、あせらずをモットーにしましょう。

※自発的に行動することが苦手

相談の過程で『次回までにはここまでがんばりましょう』と決めていても、うまくいかない人、できない人もいますので、“確認しながら一緒にする”ことも必要な手立てのひとつです。

※計画性の問題

計画を進める際に、細かいところまで一緒に決めておかないとうまく進まない場合があります。『こんなことまで…！』と感情的にならず、少しずつ一緒に考えていきましょう。

※継続することの問題

様々な理由によって、最後までやり遂げることが苦手な人もいます。スモールステップ（小さな目標設定）を心がけて、達成できたことの確めや承認をすることで、自尊心を傷つけないようにしましょう。

15. 現状を受容しつつ、目標をたてて支援しましょう

- 現在の生きづらさを受け止めることは大切なことですが、ただ寄り添っているだけだと、本人は生きづらいままに終始してしまうので、受け止めつつも「こうなりたい」という実現可能な目標を一緒にたてて、そこに向かって支援するという視点を持つ必要があります。

【具体例】

「障害がある」や「人と関わることがしんどい」等の主訴があれば、支援者はまず相談者の現状を受容します。そして、そこから支援者は相談者とともに「買い物に行きたい」や「働きたい」等の希望や意思を引き出しつつ、目標を設定します。支援者は、目標に向かうために、何ができるか、どのようにたどりつくかをサポートするわけです。

「人と関わることがしんどい」という相談者の気持ちに支援者が寄り添い続けると、相談者は支援者との関係に定着し、次のステップに進むことができないことになってしまいます。支援者は、サポートする部分を明確にして、相談者と関わっていく必要があるのです。

以上の暫定版に対する日本相談支援専門員協会会員（コアスタッフ）及び発達障害者支援センターから得た意見を次に示す。

（1）入り口の対応は慎重にしましょう

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会会員の調査結果

意見：当たり前のごとで記載する必要がないかもしれませんが、私（相談員）は何をする人なのかということをはっきり本人に伝える必要がある。と思います。
事前情報時、保護者、担任教師等関係者の情報を鵜呑みにせず相談者の視点を見失わない事も必要かと思われる。
入口では、信頼関係づくり重要と考えます。信用→信頼がいいのではないかと。本人の想いをじっくり聴く姿勢が大切。
『本人の行為・理由を「承認する」という姿勢』の「承認する」という表現は、「受容する」という表現が適切では？
こちら側の役割を明確にすること、応援するために存在することをはっきりと伝えることも大切では。
収集した事前情報の取り扱いを慎重にする。（「私の情報を何でこの人が知っているの？」という思いは不信感にもつながる可能性があるため）
関係者から多くの事前情報を収集しイメージ作りをする。私は、あなたの応援者であり、決して指

導してあげるというような気持で対応しないこと。
発達障害だけではなくほかでも活用できる面接技法のひとつです
「相談者は本人が信用できる相手だと思ってもらわなければならない。」という表現がひっかかります。

②発達障害者支援センターの調査結果

まとまった内容でわかりやすいと思います。相談にはいろいろなバリエーションがありますし、あくまで個別の対応になるので、ポイント集としては、基本的な内容でいいかと思います。
可能な限り事前情報を収集ということですが、対象者の精神状態(精神的な疾患＝二次障害)の事前情報の仕方も具体例としてあれば(面接マニュアルまでにはいかないにしても)、より理解しやすくなると思います。
本文10行目、「承認する」について、相手のとった行為や理由を正しいと認められないこともあるため、「理解する」として、相手のとった行為や理由を分かろうとすることが大切である。
事前の情報収集については、相談者の了解を元に行っているため、初回時には難しいことも多いと思います。関係機関からの情報収集は大切ですが、個人情報の扱いかたについても触れていただいてもよいのではないのでしょうか。
まず、相談対応の際には5, 6, 7から入っていく方がよいと思います。1, 2, 3, 4は相談支援技術の基本の基だと思います。読んでほしいと思っても読んでもらえないかもしれません。
どんなふうに慎重にしたらよいか、対応ポイントを具体的にしたほうがよいのでは。(この項目に限らず全体的に具体性をもたせたほうがよい)
14の認知特性への配慮のうち、特に感覚に関する困難さや、クライアントとの位置関係への配慮を忘れずに！

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

企業就労中のパターンと在学中の方で不登校や引きこもりのパターンもあるとよいのではないかと思います。
「承認パターン」を「受容パターン」に。
OKパターン③の支援者の言葉の次に続く言葉が肝心か？

②発達障害者支援センター調査の調査結果

人間関係という表現が漠然としている気がします
聞き返しは基本的な対応で問題はないが、発達障害者の面接においてはもう一歩すすめて「具体的に最近どんなことがあったのですか？」といった質問による明確化が大切であるようにおもいますが…。

(2) 本人も原因が分からないことがあります

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

意見:6行目 常に考えることが必要です。 → (単純な言葉で書かれていますが)行動分析(環

境・身体・関係)等による広角的な視点が重要です。
『生活の様子や日中活動(職場)の様子』に「成育歴・生活歴」を加えては？
特性が目立ちますし(特性だから当たり前か)、それ故特性への配慮ばかりに気持ちが動きやすいと思います。「自分の気持ちは理解してもらいたいと思ってる」…をもっと強調しても良いかなと思います。
「丁寧に聞き続けると」は無い方が良いのではないかと思います。

②発達障害者支援センター調査の調査結果

アンテナ・何のアンテナを張るのか、分かりづらい気がします
「アンテナ」や「生活の様子」が具体的に列挙してあげればと思います。
(文訂正)本文7行目 あるます。 → あります。
(語句挿入)本文11行目 場面(や支援者)が変わっても、
何の原因がわからないことがあるのか、状況を具体的にしたほうがわかりやすいのでは。
字義通りに受け取りやすい傾向がある一方で、話していることは字義通りではなく、手持ちの言葉で何かを伝えようとしている場合もあることを念頭においておく必要があると思います。

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

上から5行目、「こんなときは、時間をかけて聞いていきましょう」時間のかけ方は、対応ポイントに書いてあるように、長ければ良い訳ではないので、誤解のない表現にしてください。
成人の支援ケースが少ないのでよくわからないのですが、飲酒することがおおくるのですか？

②発達障害者支援センター調査の調査結果

アンケートのような形で、本人の気持ちに当てはまる、もしくは近いものにチェックをさせるようなアイデア。
具体的な事例(面接内容)があれば、もっとわかりやすくなるのではないのでしょうか。

(3) 本人も原因が分からないときには一緒に探っていきましょう

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

校正:9行目 快適になるのではないでしょうか。→ないでしょうか。
原因を一緒に整理していく中で、本人にもフィードバックして、考える機会を与えるとともに、気づきを深め、一緒に原因を考えていくことも大切ではないのでしょうか。
ちょっと分かりづらいか？
もしも・・・など仮定の内容で説明しないこと。おそらく理解できていない。
上記の項目も含めて、これまでうまくいかなかった原因については本人の責任の範疇で考えられており、結果として同じ様なことをつまづいてきた方が多いと思います

②発達障害者支援センター調査の調査結果

本人が原因を言語化できない場合、関係者からの聞き取りも大切ですが、普段の生活状況を聴取することで、何に困難を感じているか本人と共有できることがあります。具体的にはチェックリス

トに記入してもらったり、一日のスケジュール表など、視覚的に生活を整理できるツールを使って毎日の生活状況を整理すると問題が見えてきます。

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

校正:2行目 …と話して。→と話していた。

「バスはいつも遅れると考えておいたほうがいい」を「バスは時間通り来ないこともあると考えておいたほうがいい」に。

上から10行目、「何かの仮説を立て」の仮説が間違っただけの場合の対応方法を記載して欲しい。「仮説…」というより、「休む原因は何か想像し、その内容一つひとつが原因につながっているかを確認していく」との記載はいかがでしょうか？

プロセスの中に注釈があるとわかりやすいと感じました。印象としては「遅れのストレス」が唐突に出てくる感じがあるので、そのあたりのポイントを入れていただくと流れも含めてわかりやすいと思います。

②発達障害者支援センター調査の調査結果

時刻にこだわりがある人は「いつも遅れる」と考えることは難しいかも知れない

大丈夫ですと本人が言っているが、何が大丈夫なのかの内容が確認がされていません。それを聞き出していれば、なぜバスの遅れが気になる人かということもわかり、その対応ができると思います。例えば、バスの遅れによって一日の流れが狂ってしまうことが我慢できないことだとわかれば、対応は違ってきると思います。

(4) 本人なりの理由をもっています

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

「語れる人がが少なくない」の部分が意味不明であり、わかりにくい。

本人独自のルール他に、字義通りに捉えてしまうことでの周囲からの誤解や言葉そのものの意味の捉え方が周囲と違っておりズレが生じていく場合もある。本人の言葉の捉え方の違いによく注目する。

上から5行目の「語れる人がが」→「が」が一字多い。また、「語れる人が少なくないという理解なのです」とはどういう意味なのかわかりません。

このことで失敗することが発達障害の方には多いと思います

「語れる人が少なくないという理解なのです。」の意味がわかりません。

②発達障害者支援センター調査の調査結果

「本人ルール」を教えてもらうには、支援者からの情報も大切ではないかと思えます

(文訂正)本文5行目 語れる人がが → 語れる人が

本人なりの理由と多数派の考える理由に優劣をつけるのではなく、違いであることを伝えることが重要だと思えます。

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

加筆:ルールとして説明することで → ルールとして説明したり、ルールを可視化したりすることで

②発達障害者支援センター調査の調査結果

なし

(5) 今日話すテーマを明確に伝え、結果を確かめましょう

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

面接の最後に相談内容を確認という確定的な表現を工夫してどうか。

相談の最後は、相談できたかの確認と、話し合いの結果、決まったことや確認できた内容があれば、そのことも含めて、話し合った内容についての再確認も必要かと思います。

せかすわけではないですが相互理解と時間を有効に使うためにも必要だと思えます

②発達障害者支援センター調査の調査結果

「障害理解」「就労支援」「居場所がほしい」「友達が欲しい」「問題行動がある」等、相談ニーズを明確に共有することが大切です。そのためには、傾聴的なスタイルだけではなく、積極的に質問したり、具体的な説明を促したり、紙に書いて整理するなど、積極的なやりとりが必要になると思えます。

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

メモがとれる情報でお願いしていたらメモ作成が負担になり相談にこれなくなった経験があります。具体例だけが印象つかない工夫をしてほしい。

②発達障害者支援センター調査の調査結果

話しをするテーマや時間の流れ等を示すスケジュールを用意する。マインドマップ、図等に示しながら、話しの流れ、テーマ、関連性等に気づきやすいように配慮

依存関係になっていかないか、注意する必要がある、終了の仕方が難しい

(6) 相談は話しやすいスタイル(場所・環境)で

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

安易に人変えられないがどうしてもあわない方はいるので表現に工夫があれば良いのではないかと。

長い時間の相談は苦手な人も多いので、その人に応じた時間の配慮も重要だと思います。それから、終了の時間をはっきりしておくことも、人によっては有効であるように感じます。

「選べる環境と選べない環境」に、必ず自分の希望通りにはいかないこともあるという意味で、場所なども含めておくべきだと思います。

相談を行う場合、終了の時間は面接の最初に伝える。

場所に関しては慣れるまではいいと思いますが、それ以降は来所の意味を考えることも必要かと思えます

②発達障害者支援センター調査の調査結果

相談者が多くなりますが複数で対応する方法もあります

(語句挿入)本文9行目 を(事前に)明確に伝える

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

なし

②発達障害者支援センター調査の調査結果

なし

(7) 相談内容は必ずメモをとりましょう

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

確認: 6行目 抵抗する人 → 抵抗する(あばれる)人なのか、抵抗感のある人なのか

メモを取ることに集中し相手の動作(身振り、視線等)を見落とさない点の補足があれば更に良いのではないかと。

問題なし

「相談内容は必ずメモをとりましょう」の表現を、「相談内容は必ず記録に残しましょう」に変更を?

必要なときは、本人にその状況や場面を絵に描いてもらうことでよく理解できる場合もある。

備忘のためだけでなく、その事で責めるつもりはないですが本人は自分で話した、ということを確認するためにも必要だと思います

②発達障害者支援センター調査の調査結果

メモという表現は少し軽い気がします。事業所や職種にもよるかと思いますが、相談内容を最終的にきちんと記録に残すことが大切なので、メモについての説明も、後日記録化することを前提に相談者に説明し、了解を得た上で個人情報も聴取していると思います。

メモは大切ですが、逐一的なやり取りではなく、1時間なら1時間の面接の中でポイントになる場面があるので、そこで話した内容の確認を視覚的にしながら(例えば、ノートにまとめた内容を見せるとか、ホワイトボードで確認するとか)やるとよいのではないのでしょうか。*ホワイトボードの確認は、思いのほか本人の自己認知を進めた事例があります。

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

メモにより本人、相談者が守られるものである裏面に、場合によっては説得のための武器にもなりかねない事への配慮が盛り込まれていると良いのではないかと。

「物忘れがひどいので…」は、字義通りにとらえてしまうおそれもあると思うので、違う表現の方が

良いのでは。

この具体例ではメモを取るメリットが分かりにくいように思います。

②発達障害者支援センター調査の調査結果

「物忘れがひどい」は、ネガティブな印象をもつこともあります

(8) 話し言葉はていねいに

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

「時には標準語で話をすることも必要になることさえある」の表現が理解しがたい。

名前の呼び方「〇〇さん」子ども扱いしない。上から目線の言葉には特に注意が必要。

「ときには標準語で話をすることも必要になることさえあります」の部分は必要ないのでは？

「話し言葉」をいくつかのキーワードで整理して標記するともっとわかりやすいと感じました。例えば、「伝え方」では「情報量」や「具体性」、「話し方」では「トーン」や「語尾」のようにわけて説明があるとはじめての方にも理解しやすいのではないのでしょうか。

基本的には基本だと思いますがケースバイケースかなとも思います

②発達障害者支援センター調査の調査結果

不安定な状態(自己評価が低くなっている)のケースには、特に「否定的・命令的」な言葉でパニックにつながりやすい。

できるだけ短い言葉でゆっくり肯定的に、大事です

(文訂正)本文2行目 分からなく → 分からない

相談者自身が話し方の癖を知り、主述関係を明確に、また省略しない文章にして話すことが大切だと思います。

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

失敗例ばかりでなく、事例には成功イメージが湧くものがバランスよく入ればよいのではないか

相談者の表現を受容しないで修正する会話例は、相談面接技術から逸脱するのでは？

良い例も提示した方がわかりやすいと思われます。

②発達障害者支援センター調査の調査結果

なし

(9) パソコンを活用したやりとり

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

「パンッ!」という表現は、意味不明でした。

「絵に描いたほうが表現できる人」等の例示も必要では？

話の内容を理解しやすくする有効なツールだと思います

②発達障害者支援センター調査の調査結果

(文訂正)本文2行目 できる人もます。 → できる人もいます。

パソコンやメールなどでの相談の場合、電話と同様、デメリットとして相手のノンバーバルな情報が制限されたり、時間的なリミットセッティングが難しいために、表現がきつくなったり、大量の文章を一方的に提示してしまうという事態もあり得ます。また支援者も同様の制限をうけるために、修正がききにいのです。

パソコンの支援は、メールとつながるので、もし押えておのなら、11と組み合わせて、コミュニケーションのとり方の基本的ルールとして項を起こした方がよいのではないのでしょうか。チャットの普及はあると思いますが、現状は圧倒的にメールだと思いますが…。

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

なし

②発達障害者支援センター調査の調査結果

絵や写真、文字などを有効的に使える事があります

「支援者」ではなく「相談者」と統一した方がよいかと…。

(10) 相談日を一緒に決めることの意味

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

支援者が訪問できなくなった場合の対応方法はどのようにするか。

本人の理解の仕方を考慮すると必要な点だと思います

②発達障害者支援センター調査の調査結果

話をしたくない、キャンセルもしたくない人についても考える必要があります

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

支援者が訪問できなくなった場合の対応方法の具体例があれば

②発達障害者支援センター調査の調査結果

なし

(11) 本人からの電話はルールを決める

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

ほかの障害の人もそうですが共通のルールを決めることは必要だと思います

②発達障害者支援センター調査の調査結果

なし

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

なし

②発達障害者支援センター調査の調査結果

初回受付の適切な時間を予め伝えておくのはどうでしょう

(1 2) 本人の理解の仕方とプロセスを支援者間で共有しましょう

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

2番目の「・」印の最後「状態にしておく重要なのです。」は「状態にしておくことが重要なのです。」ではないでしょうか？

認知特性と同じように本人特有の理解の仕方については今後、就労先、サービス事業所などとの連携のためにも共有していくことは大切だと思います

②発達障害者支援センター調査の調査結果

だれに聞いても同じ対応が返せる状況、とっても大切だと思います

(語句挿入)本文10行目 しておく重要 → しておく(ことが)重要

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

なし

②発達障害者支援センター調査の調査結果

特性把握のシート等のツールを活用

(1 3) 得意分野を大切に

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

校正:5行目 様々な課題のな解決に → ?

できたこと、優れていることは、褒めることで自身につながるがあります。

「人並み以上に優れた力が隠されているという視点」の表現を、「本人の中での強みや得意を見つけ出す(ストレングス)という視点」が適切では？

1行目の「普通以上に」の普通は誤解されやすいので、むしろ「」部分は無い方が良いと思います。2番目「・」印の最初から2行目の「・・・役立つので、」までの意味がよくわかりません。

本人も周囲もうまく対応ができず、結果として失敗経験が多かった方も多いと思います。まずは少しずつでも自身を持てるようは配慮が必要だと思います

②発達障害者支援センター調査の調査結果

このことを項目を起こしてやるよりも、現実的には相談支援で支援者が困るのは、積極奇異型の思い込みだと思います。苦手な分野はどのようにすると折り合えるのか、周囲はどの段階だと折り合えてくれるのか、そのようなスタンダードはどこにあるのかの伝え方などを記してもらったほう

がよいと思います。現実的に社会で適応していくことを支援していくのが、支援者の役割でもある
と思いますし…。

得意なことでは生きていけないという思い込みにならないような配慮をしつつ…ということも大
切だと思います。

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

なし

②発達障害者支援センター調査の調査結果

いきなりグループ活動の役割…、の手前で、スモールステップからの方もいます

(14) 認知特性への配慮

①日本相談支援専門員協会の調査結果

提案:この項目は、ページの最初の方にほしい内容ですので、1にもっていくとか、項目とは分離
し「発達障害とは?」とか導入部分で掲載したら如何でしょうか?

個別性への配慮も必要ではないでしょうか。

コミュニケーションの受信場面で、0か100という両極端な捉え方をされたり、発信場面でも極端
な表出表現から本人の意に反して周囲が過剰に反応したりと、誤解されることが少なくない。

就労先、サービス事業所などとの共通理解のための重要項目だと思います

②発達障害者支援センター調査の調査結果

フラッシュバックへの配慮

「自己選択の弱さ」に関連し初回インテーク面接と次回以降とケースによっては区別

支援ファイルの中に認知特性が記載されているとより意識化するのではないのでしょうか。

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

下から2行目「確め」は「確かめ」の方が適切のように感じますが…?

支援者は、この部分についてよく理解しておく必要があると感じた。

②発達障害者支援センター調査の調査結果

なし

(15) 現状を受容しつつ、目標をたてて支援しましょう

1) 対応ポイントに対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

目標に向かって支援していくうえで、個別支援計画を一緒につくっていくことは有効ではないで
しょうか。

上記のことも含めて順序だてて考えることが得意ではない人には必要だと思います

②発達障害者支援センター調査の調査結果
なし

2) 具体例に対する意見

①日本相談支援専門員協会の調査結果

校正:1行目 主訴がれば → ? 主訴があれば? 主訴がわかれば?
具体的な実践例があれば、よりわかりやすいように思われます。

②発達障害者支援センター調査の調査結果

実現可能な目標の一つに「人と共にいることの楽しさを感じる」もあげたいです

なお、発達障害対応ポイント集の活用・普及方策等については、次のようなご指摘を頂いた意。

発達障害の手引書は、様々発行されています。このポイント集では物足りない部分があると思われ れますが、未熟な自分は、残念ながら、適切な指摘ができません。日本自閉症協会・高機能部会 等にも助言を頂くなどして、より充実したものに仕上げた方がいいのではないかと思います。

とても重要なものなので、広く手にとっていただけよう、配布にプロジェクトも必要かもしれない。 地域自立支援協議会等の仕組みも活用してはどうか。(充分なお答えができず申し訳ありませ ん)

発達障害に関しては、我が事業所も対応に苦慮しており、さまざまな専門機関に協力していただ いております。しかしながら地域格差から生じる発達障害の理解や対応方法などが進んでいない のが現状であります。ポイント集が活用できれば私どもも助かります。またできればポイント集が できたところで全国的に普及できるように講演していただければと思います。

発達障害者ポイント集は参考にしたい部分がたくさんありました。完成版を心待ちにしておいま す。

相談支援事業所にも発達障害の方の相談が入ってきます。また増える傾向にあり、どの事業所 も実践で使える対応ポイント集はほしいところです。このような対応ポイント集ができることで、事 業所間の学習会に使えます。個人的には、必要に迫られ、コミック会話やソーシャルストーリー、 認知行動療法を取り入れた面談をする場合もあります。しかし、基本の部分をしっかり抑えたもの が良いと思います。
--

なるほどと思うことが沢山書いてありました。これは、相談の現場で大変役に立つと思います。 発達障害の大人の方が相談にいらっしゃる時は、深く傷ついた過去(や今)を持ちながら、自他へ の嫌悪感や自信のなさを携えて自分たちの前に現れることがほとんどであるという実感がありま す。したがって、まず信頼してもらえること、安心してもらえることを特に大切にしようとしていま す。そういった意味では、特に発達障害だからではなく、他の特性を持つ方の相談支援と原則は 同じなのでしょう。ただ、その信頼や安心に近づくためには、発達障害特有の特性を良く理解して いないと、努力が仇になってしまうことが多いのだと思います。

①発達障害者の相談については、過去に何度か失敗した経験を持たれている相談員は多いと 思われます。私も、失敗したなあと思われるケースのことを頭に浮かべながら、今回の対応ポイ ント集を読ませていただきました。「あの時の原因は」と、納得できる内容が盛り込まれていまし
--

た。相談員は、失敗経験の中で学んでいましたが、そのことを他の相談員に広く伝える手段として活用できると思います。

②発達障害者という情報がなく、初回面接や急な電話相談などで、会話をしている中で気づいた場合の対応法などについては、支援者の準備不足となりがちとなる、また、子どもさんの件で相談を受けていて家族に説明する場合、家族が発達障害者で話がかみ合わないこともある。そのような場合、今回のポイント集を理解しておけば、「おや」と思った時点からでも修正ができそう。

③大分県では、大分県発達障がい者支援センターが中心となり、「発達障がい支援専門員」を、3年間かけ(初級・中級・上級)養成しています。ぜひ、発達障害対応のポイント集を活用させていただきたいと思います。

④今後、思春期の子どもたちの対応についても具体例をあげてのポイント集が欲しいと感じました。

わかりやすく、現在対応している相談者が浮かび参考になりました。具体例が複数あるとさらに分かりやすくなるのではと思いました。

発達障害の方の相談窓口は市町におりてきています。具体的には市町の保健師や委託の相談支援事業所ですが、これからますます増えるであろう相談に個別対応が不十分であると感じています。本人の二次的な生活のしづらさを防いでいくためにも、できるだけ早い段階で障害に気づき、対応していくためには、学校関係者(教師や教育委員会)で普及活用が求められると思います。

基本的に、アセスメントの留意点、ストレングスの視点、といった支援者の視点は障害にとらわれず共通なのだと再認識しました。「ご本人の全ての行動、言動にはなんらかの意味、意図がある」と言うことを根底で持っている必要が強いと言う事でしょうか？発達障害に限らず、相談支援のマニュアル？フロー？の様なものに応用できそうですね。と中島さんにご助言していただけると…。他相談事業所の職員にも意見を頂き、記載してありますのでよろしくお願い致します。全体的なことですが、「14 認知特性への配慮」をうまく活用するとよりわかりやすくなるように思いました。

関連する項目の対応ポイントや具体例の中で、ポイントとなるところに(14の「社会性に関する特性」参考)等、特性と背景がリンクするようになると全体的なつながりもできるように感じました。

内容というより各項目の並びについてですが、1, 5, 6, 7, 8, 11は相談の前提として配慮すべき点でほかの障害の方にも当てはまります。2, 3, 4, 9, 10は相談を受ける上で配慮すべき点、12, 13, 14, 15は特に発達障害を意識した配慮項目と思います。

文章にしてまとめていただくことでとてもわかりやすいと思います。より多くの相談支援専門員が利用できると良いと思います。

3. 3 : 相談支援における発達障害者対応のポイント集 (案)

以上の結果を受け、相談の流れに合わせて整理したものが次頁移行に示した「相談支援における発達障害者対応のポイント集 Ver.2009」である。

<相談支援における発達障害者対応のポイント集 Ver. 2009>

<相談をスタートさせるときのコツ>

1. 入り口の対応は慎重にしましょう <14-1, 2>

<最初が肝心、必要な相談に関する環境作り・ルール作り>

2. 相談は話しやすいスタイル（場所・環境）で <14-1, 2, 4, >
3. 相談日を一緒に決めることの意味 <14-5, 6, 8, 9>
4. 本人からの電話はルールを決めましょう <14-2, 5, 7>
5. 現状を受容しつつ、目標を立てて支援しましょう <14-6, 7, 8, 9, 10>

<相談場面でのコミュニケーションのコツ>

6. 本人も原因が分からないときには一緒に探っていきましょう <14-2, 3, 4, 5, >
7. 今日話すテーマを明確に伝え、結果を確かめましょう <14-2, 3, 4, 5, 6>
8. 相談内容は必ずメモをとりましょう <14-3, 4, 5>
9. 話し言葉はていねいに <14-2, 3, 4, 5>
10. パソコンを活用したやりとり <14-2, 4>

<障害独自の理解が必要な場面での対応のコツ>

11. 本人も原因が分からないときがあります <14-2, 3, 5>
12. 本人なりの理由をもっています <14-7>
13. 得意分野を大切に <14-10>
14. 認知特性への配慮

<連携を行うときに気をつけたいこと>

15. 本人の理解の仕方とプロセスを支援者間で共有しましょう <14-5, 6, 7, 8, 9, 10>

< >内は、支援の際に配慮すべき、その他の関連する認知特性（14. 認知特性への配慮に記した10項目）を示しています。

1. 入り口の対応は慎重にしましょう

- ・ 相談者は本人が信用できる相手だと思ってもらわなければなりません。そのためには保護者や担任教師等の関係者から可能な限り事前情報を収集し、その情報をもとに、相談者は本人とどのように接すれば関係を作っていくやすいのか検討する必要があります。また、多くの発達障害のある人たちは一度その人のことを駄目だと思ってしまうと修復できない、もしくは修復するのに時間がかかってしまう事が多いため、相談者側はそのことを理解し、注意する必要があるのです。
- ・ 発達障害のある方との関係づくりにおいては、このように「入り口」における対応がとりわけ大切で、「入り口」で失敗するとその後が続かないことも希ではありません。なお、よい関係をつくろうという思いから「肯定的」な態度をとろうとするよりは、肯定／否定という評価軸は入れずに、本人なりの行為・理由を「承認する」という姿勢が重要になります。

【具体例】初回聞き取り時～企業就労中のケースより～

対象者「最近、職場の人との関係がうまくいかなくて、休んでしまうことがあるんです」

NGパターン①（否定パターン）

支援者「休んでしまうのはいけませんね」

→支援者から出勤を強く求められたように感じてしまい、本人の負担が高まってしまう可能性がある（「出勤しろと言われていたみたいで余計にしんどくなる。もう相談はやめよう」など）。

NGパターン②（肯定パターン）

支援者「しんどいときは無理せず休んでも大丈夫ですよ」

→相談者から休んでよいと言われたと感じ、その後、安易に休んでしまうようになるかもしれない（「支援者さんも休んで良いつて言っていたし、明日も休もう！」など）。

OKパターン③（承認パターン）

支援者「職場での人間関係がしんどくて、休んでしまうこともあるのですね」

→否定も肯定もしていないが、対象者は「話を聞いてくれた」と感じ、安心感を得ることができる（「私の気持ちをわかってくれた。また話を聞いてもらうようにしよう！」など）。

2. 相談は話しやすいスタイル（場所・環境）で

- ・ 「自動車の中なら話ができるが、それ以外の場所だとうまく話せない」人、「目線が合うと話ができなくなる」人など、本人にとって話しやすいスタイルは実に多様です。本人の話しやすいスタイル（場所・環境）で話すことも必要になることを踏まえておきましょう。
- ・ また、本人のその日の体調によっても大きく変わってくるので、顔色や口調などで調子がよいか・悪いかを見極めることも大切で、調子が悪ければ相談日を変更する判断も重要になります。
- ・ なお、どうしても男性相談員がよい、女性相談員がよい、年配の人がよいといった人的環境の要望を出される人もいます。複数で対応するなどできるだけ要望に応える努力は必要ですが、選べる環境と選べない環境があること（場所は変えられるが、人は変えられない等）を明確に伝えることも必要です。
- ・ 長い時間の相談は苦手な人も多いので、その人に応じた時間の配慮も重要です。予定時間は面接の最初に伝えるなど、終了の時間をはっきりさせておくことも大切です。

【具体例】

定期的に相談に訪れている B さん（20代女性）

相談開始時に「今日は何時まで相談可能か」と確認してから話を始めます。何時まで話してよいか分からないと、「自分が話しすぎているのではないか」「話している途中でいつ終わりと言われるか」と不安になり相談に集中できないようです。始めに終了時刻を決めておくことで、Bさんとしてもすっきりと話しを終えることができるということです。

また、相談内容によって複数の相談員が同席する場合、事前に了解を得るなど、安心して話のできる環境づくりをしています。

3. 相談日を一緒に決めることの意味

- ・ 毎週何曜日の何時からが話し合いの日だと決めることで、その日には話ができる、話を聞いてもらえるという安心感が得られるようになります。話をしたくない時には本人からキャンセルを入れてもらえばよい仕組みにしておくことも必要です。
- ・ また、一緒に相談の日を決めるということは「自分のルール・都合だけではなく、相手のルール・都合にも合わせた約束事をつくり、相手の人と一緒にその約束を守る」という経験の積み重ねになる、という視点が重要です。
- ・ 支援者側の都合が悪くなり、相談ができない場合には、事前に本人に連絡をとり、お会いできない理由を説明し、次回はいつ相談できるのかの約束をします。

【具体例】

今後の見通しが持てることで安心できる方々がいます。「また困ったら連絡をください」と話した次の日に、「困ったので相談したいのですが」という連絡がくることがあります。「困ったら」という曖昧な表現によって、不安が高まっていることもあるようです。次回の相談日がいつなのかを一緒に決めることで、その間を落ち着いて過ごせることもあります。

約束の日に熱があったのに、「約束をしたから行かなければ」と考えて、ふらふらの状態で相談に来られ、そのまま病院に連れて行ったという例もあります。体調が良くない時、話したくない時は、連絡をした上でキャンセルしてもよいという説明も必要です。

また、初めての相談の方から「来週の木曜日に休みを取ったので10時に相談に伺います」というような連絡が入ることもあります。「自分が相談したい」という思いに対して、「相手にも都合があるかも」ということに気がつかないこともあるようです。相手の都合も確認してから予定を立てるというルールの獲得は相談以外の場面でも重要になります。

4. 本人からの電話はルールを決めましょう

- ・ 相談日と同様に、本人からの電話連絡についてもルールを決めておく必要があります。何時でもよいということは、本人の都合で連絡を取ってくるということになるので、こちらが対応できる場合とできない場合のルール（何時から何時までの間に連絡が入ればよいが、それ以外の時間帯は出られない、出られない場合にどうすれば良いか等）をあらかじめ決めておく必要があります。メールについても同様にルールを決め、あわせてメールの特性（すぐに返信が来ない場合がある、メールを確認できない場合もある等）を理解して利用してもらうようにしましょう。
- ・ こうしたルールを一緒に決めた上であれば、ルール違反の電話やメールには「約束が違うので対応できません」と断ってよいという姿勢でのぞむことが本人支援にもなります。

【具体例】

- ・ ・ 何度か電話があったあと、“用があって電話に出られないこともあるんです”と伝えると、「電話に出してくれないのは嫌われたからだと思っていました。」という返事がかえってきた。
- ・ “次は〇月△日の10時にかけてきてください”と伝えておくと、他の日時にかけてくることはなくなった。
- ・ 約束の時間が過ぎても話が終わらない時、“3時になったので切ります”と伝えることによって初めて時間がきたことに気づいた。
- ・ 内容を問わず電話をかけてきていたので、支援センターで受けられる内容を整理して伝えると、それ以外のことについての話はなくなった。
- ・ 何でも電話で報告しないと落ち着かない人に、メールで報告してもらっても確認できることを伝えると、電話からメールに切り替えることができた。
- ・ ルール違反の電話やメールに対して、職員間で統一した対応をすることで、短期間で一緒に決めたルールが守れるようになった。

5. 現状を受容しつつ、目標をたてて支援しましょう

- ・ 現在の生きづらさを受け止めることは大切なことですが、ただ寄り添っているだけだと、本人は生きづらいままに終始してしまうので、受け止めつつも「こうなりたい」という実現可能な目標を一緒にたてて、そこに向かって支援するという視点を持つ必要があります。

【具体例】

「障害がある」や「人と関わるのがしんどい」等の主訴があれば、支援者はまず相談者の現状を受容します。そして、そこから支援者は相談者とともに「買い物に行きたい」や「働きたい」等の希望や意思を引き出しつつ、目標を設定します。支援者は、目標に向かうために、何ができるか、どのようにたどりつくかをサポートするわけです。

「人と関わるのがしんどい」という相談者の気持ちに支援者が寄り添い続けると、相談者は支援者との関係に定着し、次のステップに進むことができないことになってしまいます。支援者は、サポートする部分を明確にして、相談者と関わっていく必要があるのです。

6. 本人も原因が分からないときには一緒に探っていきましょう

- ・ 本人も原因がわからない場合には一緒に探っていくことが大切になりますが、「本人が何に困っているのか、本人も分からない」のか、「困ってないと口では言っているが、実は何かに困っている」のか等の見極めを相談者はしなければなりません。
- ・ そのためには、過去に遡って本人が話した内容の中に何か気になるところはなかったか（話した内容や表情・態度等を相談記録により確認する）、関係機関からの聞き取りを実施する、もしくは個別支援会議の開催により情報共有を図り、本当の問題を洗い出す作業が求められます。
- ・ 「何に困っているのか」について仮説がたてられた時点で、「困っていることは〇〇で、その対応策として、△△すればより快適になるのではないのでしょうか」と助言し、その仮説が正しい、もしくは大きく外れていなければ、本人もその困り感を確認でき、解決に向かっていくこととなります。
- ・ なお、ポイント4にもあるとおり、独自のルールや捉え方をされている事が多いので、抽象的な言葉をできるだけ避け具体的な質問や問いかけを心がけましょう。

【具体例】

仕事を休む前、本人は、バスが時刻通りに来ないことに対して不安があつて2度ほどそのことを口に出していたが、不安があるとは言わず、むしろ大丈夫ですけど、と話していた。しかし、そのうち、仕事に行けなくなってしまった。

本人となぜ仕事に行けなくなったかの話し合いを繰り返し、その中からどのような不安があるのかを探っていった。その時にどのような発言があつたか、また、以前話していたこととつながるところがあるかどうかなど確認していく必要がある。その中に不安の原因があることがある。また、個別支援会議を開催し、関係機関で本人の言動、環境に変化がなかったかを確認（情報共有）する。

その中で、本人が仕事を休む原因は何かの仮説を立て、その項目一つひとつに対応していく。問題が改善された時点で本人の困っている原因がわかる。

仕事を休む前

「バスがよく遅れるんですね。大丈夫ですけど。」(本人)

「バスは時間通りに来ないこともあると考えておいたほうが良いと思いますよ。」(支)

「わかっていますよ。大丈夫です。」(本人)

何が大丈夫なのかの内容の確認をしていたとしたら、なぜバスの遅れが気になるのかということもわかり、その対応ができるかもしれません。

仕事を休むようになって

「何が原因でしょうかね。」(支)

「わかりませんが、体調が悪いんです。」(本人)

(中略)

「バスが遅れることってストレスじゃないですか？」(支)

「そうですね。気になりますね、やはり。」(本人)

「では、バスが遅れた時どうしたらいいか紙に書いてみましょうか。」(支)

「お願いします。」(本人)

対応の遅れで仕事を休む様な場合もあります。本人の原因を探るような対応が必要です。

*実際に対応方法を書いて本人に渡すことで安心して出勤できるようになった。

7. 今日話すテーマを明確に伝え、結果を確かめましょう

- ・ テーマが決まっている場合には、その日のテーマを明確に示し、その話の内容からできるだけそれないように話を進めていくほうがよい場合が少なくありません。テーマを決めない場合、本人はいろいろ話をして聞いてもらったと満足して帰るかもしれませんが、支援者が伝えようとしたことが伝わっていないことがあります。本人に伝えたいことがある場合には、一つの相談で一つのことに絞り、伝えていく必要があります。また、場合によっては具体的な説明を促したり、紙に書いて整理するなど、積極的な関わりにより相談ニーズが明確になることもあります。
- ・ また、「子どもの話を切り出されたので1時間話を聞いたら、本当は自分の相談がしたかったのに相談に乗ってくれなかったと言われる」等、本人と支援者の双方が実はお互いに伝えたいことを伝えられていないのに、会話が成り立ってしまうことがあります。従って面接の最後には、相談したい内容を相談できたのか、話し合いの結果決まったことや確認できた内容等についてフィードバックすることが大切です。

【具体例】

就職して1カ月目の方が、職場にあるポットのお湯を入れ替える作業を他の人がやったからという理由で、お湯を入れ替えた人に対して「どうして入れ替えたのか」としつこく詰め寄りトラブルになりました。上司が理由を聞くと、「私の仕事なのに」と繰り返し、上司から「気がついた人が取り換えてもよいのだ」と説明を受けても納得せず、さらに興奮し、大きな声をあげてしまいました。

上司から相談を受けて本人と会い、詳しく事情を聴くと、ある本で「新人がポットのお湯を入れ替える」という文章を読み、その通りに実践していたことが分かりました。その後、職場のルールとして、「ポットのお湯は最初に来た人が入れ替える」ということを決め、ポットの前に貼ったところ、本人も納得し、他の人が入れ替えてもトラブルは起こりませんでした。

原因が分かり、暗黙の了解を分かりやすいルールとして説明したり、ルールを可視化したりすることで、納得できることもあります。

8. 相談内容は必ずメモをとりましょう

- ・ 本人の言葉や支援者の伝えたい内容などを、本人に了解を得ながら必ずメモをとり、話すことで視覚的に理解してもらえ、可能性が大きくなります。また、次回の相談時に前回までの話の内容が書かれているので振り返りがしやすく、支援の整合性も取れるようになります。
- ・ なお、メモは本人の言葉通りに残し、違う表現になった時には聞き直しをして本人との間で訂正の確認をする必要があります。
- ・ メモを取ることに抵抗する人、なぜ取るのかといぶかる人もいるので、支援者側が適切な支援ができるようにするための覚書であることを丁寧に説明しましょう。

【具体例】

「あとでこの話し合いの内容を整理をしたいので、メモをとらせてください。」(支)

「いいですよ。」(本)

(次回面談時)

「この間、〇〇のこと話して、〇〇って言いましたね。」(支)

「よく覚えてますね。」(本)

「メモ取ってますから。」(支)

「じゃあその後、僕なんて言ってましたっけ？」(本)

「△△です。」(支)

(あるいは)

「この間の相談の時、〇〇って言ってましたよね。」(支)

「そんなこと言ってないっすよ。」(本)

「ここに書いてますよ。」(支)

「ホントだ。」(本)

やりとりを残すことで、次回に前回の話し合いの振り返りができるし、支援者の発言も場当たり的にならない。

本人の気持ちや相手のある場合、コミック会話を利用することで理解を促すことができる。また、これらの情報をもとにソーシャルストーリーを書くことも可能となる。

9. 話し言葉はていねいに

- ・ 相談者の方言やイントネーションに引っ張られて、本人は相談者の言っていることや話の内容が分からなくなる場合があります。また、相談者ができるだけていねいな話し言葉を使うように心がけることで、理解が進む時もあります。さらには、住んでいる地域の言葉ではなく、標準語で話をする必要がある場合もあります。
- ・ 長々と話すとなんが重要なポイントが分からなくなるため、単文でポイントを伝えることも大切です。ただし、「それで?」「だから?」といった省略はせず、「それで、あなたは誰と〇〇へ出かけたのですか?」等主述関係は明確にした文章にすることが重要です。
- ・ 「否定的・命令的」な表現に対して、過渡に反応してしまう人がいるので、できるだけ肯定的な表現を用いながら話をするのが大切です。

【具体例】

- ・ 「他の時はかまいませんが、相談の時の話し言葉は丁寧にしてください。」と言われた。
→ 場面や状況によって、標準語・地域の言葉を使い分けることで、内容が伝わりやすくなった。(この場面ではこういった言葉を使うという、本人の中での決まりごとがある)
- ・ “〇月△日の午前10時に、ご両親と一緒に来てもらって、仕事のことについて話をしようと思うのですが、ご都合はいかがですか? 無理なようでしたら、また連絡してくださいね”と言うと、「次は、いつくればいいんですか?」と聞き直してきた。
→ 一つずつ説明して確認をとりながら話を進めることで、内容がよく伝わるようになった。
(情報量と疑問文の重なりが多すぎて理解できない)
- ・ やめた方がよいことを伝えるときに“それはいいと思います”では混乱してしまった。
(どちらでもとれる表現は混乱してしまう)
- ・ “ここでお待ちください”と伝えると、ずっと同じ所に立って待っていた。
→ “この椅子に座ってお待ちください”と伝え直すことで椅子に座ることができた。
(字義通りの解釈をしてしまう)
- ・ 面接の最後に「今日は25回、“ね”っていいましたよ。」と話してきた。
(話の内容ではなく、特定の言葉に注意が向いてしまう)
- ・ 「ゆっくり話してもらわないと、話の内容が理解できません。」と伝えてきた。
(聞いたことを理解して納得するまでに多くの時間がかかってしまう)
- ・ “そのことについてですけど…”に対して「どのことですか?」と聞き返してきた。
(話の流れの中で言葉を理解することが難しい)
- ・ 「ささやくように話してもらう方がわかりやすいんです。」と言われた。
→ 小さな声で話すとなんが伝わりやすくなった。抑揚をつけずに話すことで内容がよく伝わった。(声の大きさやトーンの違い、あるいは抑揚があることによって言葉が入らない)

10. パソコンを活用したやりとり

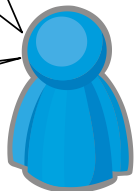
- ・ 本人の状況により、パソコンを利用したやりとりの方が表現しやすい人、言葉を発するよりも文章を書くほうが自分の気持ちを表すことができる人もます。また、顔を見ながらでもパソコンのチャット機能などを利用したやりとりが有効な場合もあります。
- ・ ただし、文字情報の方が解りやすい人は多いものの、反って明確に「パンッ！」と入ってしまうこともあるので、表現には細心の注意が必要です。

具体例

パソコンだと相手の表情や声の調子など気にしなくてよいので、集中して相談ができる！

対象者

自分の気持ちを整理しながら伝えることができるし、相手の言葉も話し言葉よりとてもわかりやすいなあ～



支援者



11. 本人も原因が分からないことがあります

- ・ 本人も自分が何に不安や苛立ちを感じているのか分からないことがあります。そのような場合、丁寧に聞き続けるとかえって本人を追い込んでしまったり、「AだからB， BだからC・・・」というように思考の連鎖の結果「自分はダメだ」という自己評価に至ってしまうことがあるということを理解する必要があります。
- ・ そのような場合、支援者はしっかりとアンテナを張り、どのような部分に不安や苛立ちを感じているのかを常に考えることが重要です。生活の様子や日中活動（職場）の様子など可能な限り情報収集し、確認する必要があります。本人は相手の気持ちがわからないことが多いのですが、自分の気持ちは理解してもらいたいと思っています。
- ・ なお、不安や苛立ちという感情にも気づかずに行動で表現することもあります。場面が違って何かきっかけは同じ状況であることが考えられます。その場その場の対応ではなく、細部にわたって検討し、場面が変わっても同じ対応ができて不安等が軽減されるように整えていきましょう。

【具体例】

「何か気になっていることや不安はありますか」とたずねると、本人は「不安や心配事はない」と答えてくれるのですが、本人の様子をみていると、他人に対して暴力的な態度を取ることや飲酒することが多くなり、不安定な状態になっています。

こんなときは、時間をかけて話を聞いていきましょう。

この方の場合、実は兄弟との同居によって自由を奪われたと感じていることを話してくれるに至りました。自分自身の不安定な原因を一緒に認識していくことで、暴力的な言動や飲酒も軽減されました。

ポイント

何に対して不安を感じているのかが自分自身で分からない、また不安を感じていることに本人自身が気付いていないけれど、態度や言動に現れることがあります。支援者が、本人の普段の様子をどれだけ把握しているか、本人の変化に気付くことができるか、一緒に考えていく過程が重要であり、解決の糸口とつながります。

12. 本人なりの理由をもっています

- ・ 本人は独自のルールをそれぞれ持っていますが、そのルールの把握こそが本人を知る第一歩となります。なぜなら、本人の行動パターンはそのルールに基づいて行われることが多いからにはかなりません。そして、そのルールはなぜ、どのように形成されたのかというルーツを知ることで支援の方法や手段を考えることができる可能性があります。ポイントはそうした本人ルールを本人に教えてもらうという姿勢であり、語れる人も多くいると理解することです。また、本人が語れない場合であっても、支援者から情報を集める姿勢が大切です。
- ・ 例えば行動面でのルールとして、あらゆるものをミクロレベルまできれいにしなければならないと思っている人にどう対応していくのかは、本人の一面を見て判断するのではなく、多面的に判断する必要があります。また、話のパターンなど、本人ルールに基づいて話す場合もあるので、そのルールが分かると本人理解が進む場合もあります。
- ・ また本人の独自のルールがすべて悪いわけではなく、違いとして認めただうえで、本人にとって生きづらいルールは変更を促すなど、支援者と本人とで納得した形で進めていく必要があります。
- ・ なお、本人ルールに本人が縛られないよう、「例外もある」ということへの対応を本人なりにできるようになる支援も重要です。

【具体例】

就職して1カ月目の方が、職場にあるポットのお湯を入れ替える作業を他の人がやったからという理由で、お湯を入れ替えた人に対して「どうして入れ替えたのか」としつこく詰め寄りトラブルになりました。上司が理由を聞くと、「私の仕事なのに」と繰り返し、上司から「気がついた人が取り換えてもよいのだ」と説明を受けても納得せず、さらに興奮し、大きな声をあげてしまいました。

上司から相談を受けて本人と会い、詳しく事情を聴くと、ある本で「新人がポットのお湯を入れ替える」という文章を読み、その通りに実践していたことが分かりました。

その後、職場のルールとして、「ポットのお湯は最初に来た人が入れ替える」ということを決め、ポットの前に貼ったところ、本人も納得し、他の人が入れ替えてもトラブルは起こりませんでした。

原因が分かり、暗黙の了解を分かりやすいルールとして説明したり、ルールを可視化したりすることで、納得できることもあります。

13. 得意分野を大切に

- ・ 発達障害とは、本人が持っている力に普通以上の凸凹がある状態、と理解することができます。つまり、周囲から見ると奇異に見えたとしても、そこには人並み以上に優れた力が隠されているという視点が重要です。
- ・ こうした本人の能力の中で得意な部分は相談者との関係づくり、対人関係の調整、学習、就職、生活支援など、様々な課題のな解決に役立つので、どんなことが得意か、確認しておくことが重要です。

【具体例】

得意なことを活かすことで、人と関わる糸口を見つけやすくなります。

Aさんは、自分とは違った考え方を受け入れることが難しく、自分から他人に話しかけることが少ないです。絵を描くことが得意であったので、グループ活動の中で、絵を描く役割を担ってもらうことにしました。周りから自分のデザインしたものを褒められ、自分自身を認められるという経験をすることができました。これまで自分から話しかけることがなかった他人にも、「一緒に絵を描こう」と積極的に話しかけるようになり、自分とは違った考え方も受け入れることができるようになってきました。『絵を描く』や『アニメ』など、自分の趣味や特技をコミュニケーションのツールとして、初対面の人とでも上手くコミュニケーションを取ることができるようになりました。

14. 認知特性への配慮

- ・発達障害のある人は、さまざまな認知の特性があることを意識してニーズを聞き取る必要があります。

1. 感覚に関する困難さ（過敏さ、または、鈍感さ）

臭い、照明、部屋に差し込む光、様々な音、室温、相談に参加する人数、等々、五感で感じられる相談室の様々な刺激について、ご本人の要望をよく聞くようにしましょう。

2. 社会性に関する特性

向かい合う配置や、最もコミュニケーションしやすい方法を協議しましょう。
相談者の話の意図が十分伝わっていない場合がありますので、時々確認しましょう。

3. 注意・集中に関する特性

突然話題が変わることがあります。今何について話しているのかの確認作業を心がけましょう。

4. 記憶に関する特性

言葉だけのやりとりではすぐに忘れてしまうことがあります。話の流れをメモしましょう。
話の内容をわかりやすくするために絵や図を用いたり、フローチャート図も使って伝えることも有効です。時間経過が分かるようなタイムスケジュールを示すことも必要かもしれません。

また、以前経験した嫌な出来事を鮮明に覚えている事もよくあります。突然思い出してイライラされる事（フラッシュバック）もありますので、その様なときには、気持ちを落ち着かせられるよう、その方に合った配慮をしましょう。

5. 衝動をコントロールする力

思い立ったらすぐに決めてしまう、また発言してしまう事がありますので、その言葉を鵜呑みにしないで常に説明、確認を心がけましょう。

6. 自己選択の弱さ

自分で決めることがとても苦手な人もいます。あまり多くの情報を一度に提供しないで、相談を何度かに分けて時間をかけて進めていきましょう。

7. 柔軟に思考することや変更が苦手

一度こうと思いつくと、その気持ちをなかなか変更ができない人もいます。『決定』は急がず、あせらずをモットーにしましょう。

8. 自発的に行動することが不得意

相談の過程で『次回までにはここまでがんばりましょう』と決めていても、うまくいかない人、できない人もいますので、“確認しながら一緒にする”ことも必要な手立てのひとつです。

9. 計画性の問題

計画を進める際に、細かいところまで一緒に決めておかないとうまく進まない場合があります。
『こんなことまで…！』と感情的にならず、少しずつ一緒に考えていきましょう。

10. 継続することの問題

様々な理由によって、最後までやり遂げることが苦手な人もいます。スモールステップ（小さな目標設定）を心がけて、達成できたこと確かめや承認をすることで、自尊心を傷つけないようにしましょう。

15. 本人の理解の仕方とプロセスを支援者間で共有しましょう

- ・ 本人が納得していないと「はい。」という返事をしていても行動が改善されない場合や、納得したとしても本人なりの条件が前提となっている場合があります。従って、どう理解してその結果にたどり着いたか、なぜそういう理解に至ったかを本人、相談支援者、その他の支援者間で共有しておかないと支援者間の関係がずれたり、それ以降の周囲の対応の仕方にもずれが生じかねません。
- ・ たとえば「来週の日曜日にAさんがヘルパーと一緒に〇〇へいく」という相談結果だけをヘルパー事業所に伝えたところ、当日にはAさんなりに想定していた条件がそろわなかったので、Aさんとしては論理的に行かないと結論した。しかしながら、ヘルパー事業所からは「なぜ約束を守らなかったの」と指摘されるなどして、支援者との関係を断ち切る契機になってしまった、という実例があります。発達障害者の支援は精神保健福祉センターや不登校・ひきこもり支援・ニート対策事業所など多岐にわたることが少なくありませんが、誰に聞いても同じ対応が返せる状態にしておく重要なのです。
- ・ なお、一般常識に合わないような理不尽なことを言うてくる場合もありますが、そのような場合にも支援者側の一貫した対応が必要となります。また、以前話した内容を再度相談した場合、支援者側の発言がぶれる場合があるので、支援者が以前何を話したのかに関する記録を確認しながら話す必要もあります。

【具体例】

「日曜日に洋服を買いに、〇〇さんと外出してもよいか」とAさんから相談がありました。どんな経過で、決定されたことかを支援者が認識しておく必要があります。Aさんが、どのような現状にあって、どのようなルールで生活しているのかによって、この相談への対応が変わってきます。支援者は、本人の課題に関して、一貫した対応ができるようにしておかなければいけません。

たとえば、

- ① 今月は買い物をしすぎており、お金を使うことはやめると約束されていた場合
→今月はもう買い物ができないことを伝える
- ② 日曜日には、親族が遊びにくる予定がある場合
→日曜日の予定を確認して、親族との約束、〇〇さんとの約束をどのように調整するか相談する
- ③ 1か月前から楽しみにしていた〇〇さんとの外出ができる場合
→楽しみであり、そのことを話したかったのだと理解して、快く出かけられるように話をきく。
- ④ 〇〇さんとの関係がよくなく、断りたいと思っている場合
→〇〇さんとの外出をどう思っているか等、話を聞き、断りたいと思っているなら、どのように断るのがよいのか相談する。

4. 考察～ポイント集の意味と課題

問題の所在でも触れたとおり、本来は「相談」とは何を行うことで、その際に求められる「相談支援専門員に求められるスキル」は何かということが言語化され、標準化された上で、発達障害者に対応する相談支援専門員に求められる固有のスキルが検討されなくてはならないところではある。しかしながら、相談支援専門員もしくは「話を聞く者」と当事者の関係が「入り口」の対応如何で形成されなかったり、ちょっとした配慮の欠如によって崩壊してしまったり、修復が困難になりやすいという点が、とりわけ高機能広汎性発達障害者に見られる特徴であることから、当事者が混乱・困惑しないために最低限、相談支援専門員又は「話を聞く者」がわきまえておきたい対応のポイントを臨床知の集約という形でひとまず言語化しようとするのが本研究である。従って、＜相談支援における発達障害者対応のポイント集 Ver.2009＞は完成版ではなく、あくまでも出発点に過ぎないと言えよう。

しかしながら、予想を遙かに超えて、このポイント集が普及し、深化することへの期待も寄せられた。今後、頂いた意見をもとに、次のような観点からバージョンアップを図って行きたいと考えている。

(1) 各項目と認知特性の関連に関する解説の作成

今回のバージョンでは1～13及び15と、「14. 認知特性への配慮」に示した10項目の対応だけを目次に示すにとどまった。アンケート結果にもあったように、それぞれの配慮事項がどのような認知特性と関連して生じてくるのかをより丁寧に解説することで、実践で使える、事業所等の学習会や研修会で使えるポイント集に近づけると思われる。

(2) 普及・啓発の工夫と努力

当面、研究代表者のブログに Ver.2009 をアップして、無料で多くの方に見て頂けるようにすると同時に、ひろくモニターとなって下さる方・事業所を募集して、バージョンアップ体制を構築する予定である。しかしながら、同時に、よくデザインされたリーフレットとして刊行し、相談支援専門員のみならず、高機能広汎性発達障害の方がアクセスする可能性の高い機関（学校・就労支援等）にも配布できるような工夫と努力が必要になる。

(3) 対象と年齢層の拡大と焦点化

今回はあくまでも高機能広汎性発達障害に限定して研究を行ってきたが、自尊感情が非常に低下してしまっている LD への対応版、ADHD や青年・成人期の ADD への対応版、精神疾患の診断を受けているが、むしろ発達障害の二次障害として疑われるケースの見立て版、思春期に限定した対応版など、対象と年齢層を拡大しつつ、リーフレットとしては焦点を絞ったものを作成していく必要がある。

IV 発達障害者支援センターと相談支援事業所の機能連携に関する研究

調査の概要

調査目的

本調査では、発達障害者を対象とした相談支援を担う人材に必要なスキルを整理するとともに、支援を必要とする発達障害者をどのような窓口で受け止め、どのような機関が連携して支援を進めればよいか検討し、地域の相談支援体制に発達障害者支援を組み込むモデルを提示することを目的として、先進地域に対する訪問ヒアリング調査を行った。

調査対象・時期・方法

発達障害者に対する相談支援体制の先進地域 5ヶ所を選定し、発達障害者支援センター担当者を主たる対象として訪問ヒアリングを行った。なお、地域の実態に応じて、ヒアリングには、センターと連携している相談支援事業所の担当者、地域で発達障害者に対する相談支援体制の運用にかかわっている行政担当者、地域自立支援協議会関係者等に同席いただいた。

調査対象	訪問ヒアリング実施日時
岩手県発達障がい者支援センター ウィズ	2010年2月22日(月) 14時～16時
山梨県障害者相談所発達障害者支援センター	2010年1月5日(火) 13時30分～15時30分
滋賀県発達障害者支援センターいぶき	2009年12月11日(金) 9時～12時
愛媛県発達障害者支援センター	2010年1月15日(金) 13時～15時
大分県発達障がい者支援センター ECOAL	2010年1月21日(木) 13時30分～15時

調査内容

○以下の項目について、事前にシート記入を依頼し、ヒアリングで補足した。

<p>■地域の基本属性</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村名・人口、世帯数・面積・障害者数：手帳保持者、障害程度区分認定者・障害福祉サービス全般の基盤整備の状況・その他地域特性 <p>■発達障害者支援センターの概要</p> <ul style="list-style-type: none">・所在地・経営主体・開設年月・併設事業・活動エリア・現在対応しているケース数→うち相談支援事業所から紹介されたケースの割合、相談支援事業所と連携しているケースの割合・組織・職員体制・運営経費 <p>■障害者相談支援体制の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・相談支援事業所の状況：委託・指定・直営別事業所数、活動状況・地域自立支援協議会の設置状況
--

・相談支援体制の現状評価

■発達障害者支援に関する関係機関との連携状況

- ・連携の必要性の認識
- ・具体的な連携実績（件数、内容、連携実績等）
- ・連携の効果・課題
- ・今後の方針

■発達障害者支援に関する人材育成の取り組み状況

- ・研修の実績：回数、形態、プログラム、講師等
- ・その他発達障害者支援に関する人材育成の取り組み：スーパーバイズ（アウトリーチ含む）、シンポジウム開催、パンフレット作成、認証資格制度等
- ・発達障害者の相談支援にかかわる人材に求められるスキル（特に相談支援専門員について）

■その他自由意見

- ・地域の相談支援体制に発達障害者支援を組み込むことの効果
- ・地域の相談支援体制に発達障害者支援を組み込むに当たっての課題・解決策
- ・発達障害者支援と相談支援の今後のあり方

調査結果概要 ～発達障害者支援センターと相談支援事業所の機能連携のポイント～

発達障害者に対する相談支援体制の先進地域 5 ヶ所の訪問ヒアリング調査で明らかになった発達障害者支援センターと相談支援事業所の機能連携のポイントとして、以下の点が上げられる。

都道府県としての取り組み方針の提示

- 発達障害者に対する相談支援には、発達障害者支援センター、相談支援事業所、市町村行政（福祉保健所管部署、教育委員会等）をはじめとして、活動エリア、担当する領域、背景とする専門性等が多岐にわたる関係機関が関わっている。
- これらの機関の活動を広域・専門的な視点から調整し、有機的に結びつけて、効果的に支援を展開する環境を整えるためには、全体像を把握できる立場にある都道府県行政が、発達障害者に対する相談支援体制をどう整備し推進するか、明確な取り組み方針を提示することが重要である。

市町村、圏域、都道府県全体での重層的な取り組み

- 発達障害者からの相談を受け、具体的な支援を行う際には、相談内容や当事者のニーズ、相談を受け付けた機関の役割・専門性等に応じて、最も身近な生活圏域である市町村で対応するのが望ましいもの、市町村より広域な一定の障害保健福祉圏域や都道府県全域で対応するのが望ましいものがある。
- どの単位で対応することが望ましいかについては、都道府県の取り組み方針に従って、以下のような観点から検証する必要がある。
 - * どの程度のニーズに応えなければならないか
 - * ニーズに応えるためにどの程度の人材と社会資源を確保する必要があるか
 - * どのような専門性が必要か
 - * どの程度の頻度で対応が必要となるか
 - * 都道府県面積や交通網等の生活圏域はどうなっているか

○そして、その検証結果に応じて、市町村、障害保健福祉圏域、都道府県全域といった重層的な相談支援体制を構築し、関係機関が効果的・効率的に活動できる環境を整備することが重要である。

地域実態にあわせた人材育成の取り組み

○発達障害者に対する相談支援を円滑に進めるには、以下のような人材が必要である。

- ①発達障害について基本的な知識を有し、支援を必要とする人の存在に気づき、適切な機関につなぐ人材をできるだけ多く確保する（裾野の拡大）
- ②発達障害について専門的な知識を有し、様々な支援機関の活動をスーパーバイズし、適切な支援が展開できるよう質の担保を行う人材をチームとして育成する（圏域単位の中核人材の確保）

○このような人材を育成するためには、都道府県の取り組み方針に従って、地域による人材の偏在が起これないように配慮しながら、①裾野の拡大に当たってはできるだけ身近な地域での研修回数を増やす、②中核人材の確保に当たっては、数年単位の養成プログラムの中で地域ごとのチームを創り、適性を見極めながら人材を発掘するといった、地域実態に合わせた計画的で着実な人材育成の取り組みが重要である。

発達障害者支援センター連絡協議会、自立支援協議会の活用

- 発達障害者に対する相談支援にかかわる関係機関が、都道府県の取り組み方針を共有しながら効果的・効率的に業務を進めるためには、定期的に方針を確認するとともに、各機関の取り組み成果と課題を検証して、今後の展開につなぐための協議の場を持つことが重要である。
- そのような場として、発達障害者支援センター連絡協議会や都道府県自立支援協議会等の既存組織をどう活用するか、会議体としての実効性を高めるためにどのようなメンバー構成にするか等を十分検討する必要がある。

岩手県結果

発達障害者支援センターの概要

センターの基本情報

センター名	岩手県発達障がい者支援センター ウィズ					
所在地	岩手県盛岡市					
事業開始年月	西暦（2005）年（ 11）月					
運営主体	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 →もともと事業団の別の知的障害児入所施設に、障害児療育等支援事業が附置されていた。療育センターができるにあたり、県の相談に関する事業を集約させたいということで療育等支援事業にあわせて発達障害者支援センター事業も合わせて受託。					
センターを附置する施設	その他施設（事業団がサービス管理を行う県立療育センター）					
職員体制		合計				
			(再掲) 社会福祉士	(再掲) 臨床心理士	(再掲) 医師	(再掲) 保健師
	常勤	3人	1人	人	人	人
	非常勤	2人	人	人	人	人
平成21年度事業予算	—					

※職員体制は、センター本体業務として4人、市町村支援体制サポート事業担当（非常勤）が1人である。常勤職員には、臨床発達心理士、言語聴覚士が各1人いる。

平成20年度の事業実施状況報告

		地域内	地域外
1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援	実支援人員	319	5
	延支援件数	924	5
2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援	実支援人員	405	0
	延支援件数	614	0
3. 発達障害児(者)及びその家族等に対する就労支援	実支援人員	4	0
	延支援件数	7	0
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催で企画した研修	実施回数	13
		延参加人数	666
	(2)センター共催で企画した研修	実施回数	0
		延参加人数	0
	(3)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	23
		延参加人数	1409
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会開催回数	実施回数	3
		延参加団体数	43
	(2)調整会議	実施回数	0
		延参加団体数	0
	(3)機関コンサルテーション	実支援箇所数	47
		会議回数	20
6. 個別支援のための調整会議	会議回数	20	

センター事業の経過と現状

- ・平成 17 年の開設当初から岩手県発達障がい者支援センターでは、県内に 1 か所しかない機関のためアウトリーチ型の支援を心掛けてきた。
- ・相談では平成 19 年後期から県沿岸部で毎月開催する出張相談を開始し、現在は 4 か所を会場とし相談を行っている。
- ・平成 17 年 11 月の開設以降、19 年度までは幼児期の相談が多く寄せられていたが、20 年度は小学生の相談が多くなり、21 年度は中学生・高校生の割合が増加している（10 月末現在で前年比 129%）。
- ・この理由としては、幼児期について地域自立支援協議会で対応が検討され、療育教室等のネットワークができて、対応が充実してきたため、センターの相談にいらすむようになっていくことが考えられる。一方、小学生の件数の増加は、センターを附置する療育センターに児童精神科があり、そこからの紹介が増えていることが一因である。なお、中高生については、児童精神科から紹介されるケースの他に、センターから児童精神科に紹介するケースが多い。
- ・学齢期の相談が増加しているに伴い教育に関する相談も増加している（10 月末現在で前年比 132%）。教育に関する相談では、学校と保護者の関係が悪化しているケースも多く、学校への介入が困難な場合も多い。
- ・学校への介入をスムーズに進めるための方法として、教育機関（教育委員会、組合等）で企画される研修会には積極的に講師派遣を行っており、教育関係者への周知を目指している。研修でセンターを知ったという相談が増えており、アウトリーチ先でも研修で知っているということで受け入れがスムーズになるケースが増えてきた。
- ・成人期の相談も増加しており、その内容の多くは就労関係である。これについては、地域で対応するよう、センターから圏域につないでいくことが重要である。
- ・普及啓発では、盛岡での大規模な研修会に加え、県教育員会と共同で、県内 9 ～ 11 か所で同じ内容の研修会を開催している。
- ・21 年度からは、県内の地域自立支援協議会専門部会への参加を行っており、市町村の状況が細かく把握できるようになった。

発達障害者支援センターが所管する地域の概要

地域の概況

市町村数	34 ※2010 年 12 月までは 35 市町村。
圏域設定の有無	あり→（ 9 福祉圏域 ）
人口	（ 1,339,386 ）人 ・ （ 503,316 ）世帯
面積	（ 13,357 ）km ²
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県の内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められ、奥羽山脈、北上高地がそれぞれ県の西側、東側を南北に広がっている。 ・国道 4 号線を中心とした南北への移動は容易で、人口もその部分に集中している一方、東西への移動は山越えが必要であり、移動に時間がかかる。 ・山間部にも集落が点在しており、社会資源、情報の伝達等で地域格差がとて大きい。

地域の障害者数

手帳所持者	身体	56077 人
	知的	9179 人
	精神	5196 人
発達障害者		人
うち発達障害児		人

発達障害者支援にかかわる基盤整備の経過と現状（発達障害者支援体制整備事業、特別支援教育

体制推進事業、障害福祉サービス、地域療育等支援事業等)

・県の発達障害者支援体制整備事業と特別支援教育体制推進事業は委員会を合同で開催しており、両事業並行で、県内1か所をモデル地区に事業を展開している。

○5歳児健診の実施

- ・昨年度まで2年は二戸圏域をモデル地区とし、5歳児健診を実施した。最初の健診で要精査となるケースが3割、そこから精査して全体の10数%が気になるケースとして、フォロー対象となっている。一定の効果をあげているため、モデル事業が終わった今年度は市町での単独事業として健診を継続している。
- ・モデル事業の結果は他の圏域にも報告されたが、二戸圏域での健診は1ヶ所に対象者を集め、療育教室スタッフ、障害者相談支援専門員、特別支援教育コーディネーター、市町村教育委員会主事、保健師、病院の臨床心理士等が参加し、要精査の子どもには医師の診察を行うという体制であったため、他の圏域ではそこまでのスタッフ確保が難しく、広まってははいない。

○個別支援計画の作成、支援会議の開催方法等の検討

- ・21年度は北上市をモデル地区とし、個別支援計画の作成、支援会議の開催方法等の検討を行っている。岩手県では、一昨年、標準版の個別支援計画の基本ツールを作ったので、それをもとに計画を立てたところ、児童期の発達障害での医療情報等が不足することが明らかになったので、それらも含めた支援計画作成をめざしている。具体的には、学校側が作成している個別の教育支援計画をベースにすることを想定し、各学校の様式を収集して、内容を検討している。
- ・また、岩手県の標準版の個別支援計画の基本ツールでは、ケア会議についてもモデル的に示されているので、これにそって支援会議を開催し、他のスタッフがその様子を見て、どのような視点が抜けているか議論している。何度かそれを繰り返す中で、どういうスタッフをメンバーに入れるべきか、どういう方向性に持っていけばよいか、発達障害オリジナルのケア会議があるのかどうかといった論点を検討している。

○支援センターの事業への協力内容

- ・発達障がい者支援センターは圏域支援体制整備事業への協力を行い、研修会の講師派遣、支援会議へのスーパーバイズ、地元支援者への相談同席による相談支援方法伝達等を行っている。
- ・また、発達障がい早期発見体制整備事業を実施し、医療機関での情報共有を図りやすくする医療パスポートの作成、1歳6カ月・3歳児健診におけるチェックリストの作成を行っている。
- ・医療パスポートは、岩手県医師会の発達障害児検討支援委員会と県の障害福祉課が共同で作成している。発達障害の診断ができる専門医療機関8ヶ所と実際に発達障害者が日常にかかわる協力医療機関が活用することを想定している。
- ・パスポートの作成と並行し、県立病院を中心にして、発達障害の診断ができる医療機関を圏域ごとに設定するとともに、普段から発達障害者の特性を理解したうえで受診できる医療機関を増やすために、児童精神科医が中心となって研修を行い、その修了者を協力医療機関として指定しHPで公開している。

発達障害者支援センターが所管する地域における障害者相談支援体制の概要

障害者相談支援事業所の状況

相談支援事業所数

	主に対応する障害				
	全般	身体	知的	精神	児童
委託事業所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
指定事業所	30ヶ所	ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	1ヶ所
行政直営	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

発達障害者支援に関する障害者相談支援体制の経過と現状

- ・岩手県はかつて障害児療育等支援事業におけるコーディネーター事業が充実していた地域であり、その後も多くが指定相談事業所として活動している。しかし、事業所によって相談が多く寄せられる年齢等に差が生じており、地域によって特に幼児期から学齢期への相談が受けにくい状況も生じている。
- ・指定相談事業所は増えているが、委託事業所は減っている。
- ・発達障害の相談は、知的障害の相談窓口で対応するケースが多い。精神障害の窓口もかかわっていると思うが、病院がかかわっているので、あまりセンターでは把握していない。コーディネーター事業の頃から知的はアウトリーチ型、精神は病院必置ということで「中で待つ」という雰囲気があるのではないか。
- ・なお、圏域ごとに就労・生活支援センターが設置されており、圏域ごとの相談支援専門員と協働で就労支援等を行っているが、その役割分担については、模索段階である。

自立支援協議会の状況

発達障害者支援に関する地域自立支援協議会の経過と現状

- ・県内には13の地域自立支援協議会があり、圏域設置が9、市町村単独設置が4である。
- ・13のうち、発達、障害児、療育、児童等に関する専門部会の設置が10である。
- ・発達障害に特化した専門部会は設置されていないが、上記10部会の多くで発達障害に関する話題が多くあがり、研修会の開催、引き継ぎ資料の作成などを行っている。
- ・ただし、県内の人口の3分の1が集中する盛岡圏域では成人に関する専門部会が4部会のみであり、18歳未満の支援に関する議論の場が設定されていない現状である。

発達障害者支援に関する都道府県自立支援協議会の経過と現状

- ・県として療育のネットワークの構築が重要と考えており、今後療育部会を設置予定である。

発達障害者支援における関係機関の連携の概要

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携

連携の必要性

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| 1. 連携の必要性を感じる | 2. どちらともいえない | 3. 連携の必要性を感じない |
|---------------|--------------|----------------|

連携に関する現状評価

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1. うまくいっている | 2. どちらともいえない | 3. うまくいっていない |
|-------------|--------------|--------------|

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の経過と現状

- ・平成21年度(12月31日現在)のセンターの実支援人数288人中48人(17%)で、相談支援専門員にも関わってもらっている。
- ・48件中、先に発達障がい者支援センターが関わったケースが20件、相談支援事業所が先に関わっていたケースは28件である。
- ・先に発達障がい者支援センターが関わったケースのうち、遠方の相談である場合で、相談の頻度が頻繁であり、地元での相談場所が必要と思われたケースでは、センターと相談支援事業所の並行利用を勧めている。日中活動場所の紹介を求めるケースについては、直接支援を相談支援事業所に依頼するケースが多い。地元につないだ後も、センターがスーパーバイザーとして定期的な支援会議へ参加を求められる場合もあり、経過を追いながら地域の関係機関への助言等も行う場合がある。
- ・相談ケースでは、対象者だけでなく家族としての課題も抱えている場合が多く、定期的・継続的な関わりや本人に会うための家庭訪問が必要と思われるケースも多いが、発達障がい者支援センターでは相談までの待ち期間が長く、会えても月1回程度しか訪問できないなど、十分に対応しきれない現状が慢性化していることが課題である。
- ・先に相談支援事業所が関わったケースでは、発達障害に関する見立て、対象者への自己理解や、関係者への障害説明を求められることが多い。

- ・相談支援事業所からの紹介でセンターが見立てを行うケースのうち、相談支援事業所が同席しての相談の場合は、その後も相談支援事業所が主にに関わり、発達障がい者支援センターが間接的な支援を行うことが多い。しかし、多くのケースでは、相談支援事業所の同席がない。このため、発達障がい者支援センターが見立てをした後、相談支援事業所に返しても、保護者からの相談は引き続き最初に関係ができたセンターに持ち込まれる場合が多く、相談支援事業所との情報交換の密度を上げ、両方でみていく体制作りが求められている。
- ・相談支援事業所の同席が難しい理由としては、日程調整が難しいといったこともあるが、相談者が同席を望まないことも大きい。医療色の強い支援センターに、相談支援事業所が一緒に行こうとすると、それについては相談支援事業所に相談しているわけではないという抵抗感をもたれる場合があり、本人が相談内容に応じて窓口を自己選択している印象である。
- ・盛岡圏域は、県内の他の圏域と異なり人口も社会資源も多いので、子どもと大人の支援体制が切れ、療育・教育のネットワークと福祉のネットワークがうまくつながらないという固有の課題を持っている。小さい圏域だと、福祉も教育も一緒に相談対応しているので、連携がしやすい印象である。
- ・相談支援事業所が発達障害を見分けられないと、どう相談してよいか分からないので、入り口で発達についてみられるスキルをどう身につけるかが課題である。また、相談支援事業所以外に発達がみられる場所を早急に整備しなければ、何もかもが県に1ヶ所しかない支援センターに持ち込まれパンクする恐れがある。圏域単位等、より地域に近いところで、圏域で対応すべきケース、支援センターに支援を求めるケースを振り分ける機能を持たせる必要がある。
- ・また、相談支援専門員は、福祉系が多く、子どもの発達という視点からかわれる人が多くないので、発達心理学の基礎等を理解した人材を育成することが重要である。相談支援専門員が、入り口で受け止めた後は、必要に応じて保育士や療育、教育につなげばよいが、入り口で必要になる基礎知識については相談支援専門員全般が習得する必要がある。この視点があれば、これまで拾いきれなかった要支援ケースを拾えるようになるのではないかと。また、健診や教育相談にかかわる相談支援専門員には、より踏み込んだスキルを習得させる必要がある。

その他関係機関との連携

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から授業参観後の先生への助言、校内研修の依頼等があった場合に対応している。 ・また、障害の見立て、支援会議への同席、医療機関受診前後のフォロー、相談を受けているケースへのスーパーバイズも依頼されている。 ・学校によって頻度等は大きく異なるが、地域によっては役割分担をしながら同じケースに関わることで、前進しているケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頻繁に関わりのある地域と、あまり関わりのない地域があり、県内全域での連携が必要である。 ・地域自立支援協議会を通じ、顔を合わせる機会は増加しているため、その前後の時間を活用した支援会議等の機会を増やしていきたい。
障害者職業センター	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者支援センターからは職業評価及びワークトレーニングを依頼している。 ・障害者職業センターからは障害の見立て、家族支援、医療機関受診前後のフォローを依頼されている。 ・発達障がい者支援センターからは月に1、2ケース紹介し、障害者職業センターからは年10件ほどの依頼がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業評価後の支援のすみわけが不明確であり、具体的な連携には至っていないため、今後検討が必要である。
地域若者サポ一	<ul style="list-style-type: none"> ・センターからは対象者が就職活動を 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を主とした機関ではないため、

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
トステーション	<p>している間の一時的な活動場所、福祉施設の利用が困難な場合の活動場所として依頼している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステーションからは利用している方の見立て、必要な場合の医療へのつなぎを依頼されている。 	<p>その利用の仕方、利用する方の選別の困難さがある。本人がサポートステーションを利用したい意向を持っているが利用条件に合致しない場合、保護者がすぐに就職を希望しているが時期尚早と判断される場合等に、利用にいたるまでの調整が必要となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時連絡を取り合いながら、情報交換の機会を増やしている。

発達障害者支援に求められるスキル・専門性

発達障害の可能性に気付くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期からの定型発達の理解 ・発達障害の障害特性と行動特性の理解 ・知的障害、精神障害への理解（発達障害との相違点、共通点）
発達障害の確定診断前の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・診断できる医療機関の情報 ・障害という認識がない相談者が、障害かもしれない、診断を受けることにメリットがあるかもしれないと気付くための面接手法 ・具体的な支援方法（構造化等）
発達障害の診断・診断後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家族自身が理解の苦手さ等の特徴がある方も多く、医師からの説明を誤解する場合もあるので、整理して伝える手法 ・具体的な支援方法（構造化等）
発達障害のアセスメントやモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚過敏、感覚統合等に関する知識 ・行動観察のための項目の理解（PARS等も含む）
発達障害者に提供する具体的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・構造化、SST、ソーシャルストーリー等の手法の理解
関係機関の情報共有、引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語を用いずに、必要なことを説明すること
支援を必要とする人への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語を用いずに、必要なことを説明すること

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所、その他関係機関が連携してうまく対応できた事例

年齢	20歳
家族構成	父、母、本人
生育歴	<p>長女として出生。 始語が遅く、3歳前に幼児教室を利用する。 一般の保育園に入園するが、多動が顕著に見られ、障害児保育のある保育園へ転園する。 小学校は通常学級へ就学するが、他児とトラブルが多く、1年生、5年生のときに県教育センターへ相談。 中学校は通常学級に就学するが、いじめが多くあり、2年生から支援学級へ在籍する。 支援学校高等部に進学し、卒業後は地域の通所施設を利用する。</p>
告知・障害受容・病識の状況	<p>中学3年時に診断を受け、両親には告知済み。しかし、初回相談時まで否定的。特に母親は一般就職できると思っている。 対象者は何か変だとは思いつつ、未告知。</p>
関わりのある機関	医療機関（児童精神科）、相談支援事業所、発達障がい者支援センター、就労継続B型事業所

サービス等の利用状況	就労継続 B 型事業所
相談にいたった経過	保護者から相談支援事業所に相談があり、精神疾患か発達障害かのみたてのために紹介を受けた。
相談内容	当時利用していた通所施設で作業中に大きな声を上げたり、暴れたりすることが頻繁にあり、施設から精神疾患を疑われ、通院するように保護者に話があったが、どうすればよいのか分からない。
主訴	施設で落ち着いて作業ができるようになってほしい。
見立て・目標設定	対象者との面談の中で、どのような状況のときにどのような行動をしているのかを確認すると、問題といわれていた全ての行動に自閉症特有の苦手さからくる理由が存在し、自分の状態も把握できていることから、自閉症による困り感であるが見立てる。 施設のタイプが対象者には合っていないこと、家族が障害を認めておらず、本人に過度なプレッシャーをかけていることもポイントと思われた。 行動の振り返りを通じて、感情のコントロールができるようになることとともに対象者に合った環境を探していくことを目標とした。
対応方法	最初に両親に対して自閉症の説明を改めて行い、傷害について納得してもらう。 次に対象者に対して、施設での様子を整理し、苦手な人に対してどのような行動をすることが望ましいのか、自分の行動が周囲にどのように評価されているのかを確認し、いらいらした気持ちを落ち着かせる方法を教える。 施設に対しては障害説明を行い、苦手な人との活動の分化を依頼する。 対象者自身はかなり自分の行動を抑えられるようになったが、「行動を抑えることが自分にとってはとても苦しいので施設を変えたい」と話されたため、相談支援専門員に依頼し、見学、施設変更を行った。 両親からも障害受容ができ、時間がかかってもいいので、ゆっくり勧めてほしいという感想が出てきている。
この事例に対応するために求められたスキル・専門性	障害に対して拒否的な保護者が納得しやすいように、具体的な行動を例に挙げて障害説明。 感情コントロールのための手法

発達障害者支援を担う人材育成の取組み

- ・発達障がい者支援センターでの相談対応だけでなく、センタースタッフが地域に出向き、相談支援専門員も同席の上で相談対応し、その後に相談の流れの振り返りを行う。
- ・支援会議でのスーパーバイズでは、どのような情報が必要か、何を根拠としているのかという点を意識して質問している。
- ・発達の見立てについては、センターでどこまで対応できるか、職員体制上、課題がある。センター以外の人材確保の方策として、療育センター内には、支援センター以外に相談支援部があるが、そのメンバーが幼児期の発達障害以外の発達支援を行っている。また、22年度からは発達の見立てができる人材を育成するための研修会を圏域単位で開催予定である。ただし、この取組みは、幼児期支援なので、そこから学齢期、成人期まで拡大していくことも課題である。
- ・これまで実施してきた圏域研修では、3年計画で、①発達障害について、②ライフステージにおける発達の視点について、③発達障害のみたて（アセスメント）についてと順を追ってスキルを習得できるように配慮してきた。今後は、もう少し小規模での研修も検討しなければいけないと認識している。

その他自由意見

- ・岩手県は四国4県分の広さに1ヶ所の支援センターしかない。相談技術の高い専門性を確保し、活動に十分な人数を確保するためには、国基準の配置では難しい印象がある。センターの連絡協議会等でブランチ設置の検討もしているが、予算的な制約等もあり、広大な県における支援センターのあり方を国にも検討してほしい。
- ・支援センターは指定管理者制度で運営しているが、2年後更新時に、現在の活動内容をどう総括しながら今後の方向性を検討するかが課題である。
- ・支援センター等に相談に来る場合、発達障害の相談というよりは何かにつらくなるケースが多い。その後のかかわりの中で、発達障害であることが明らかになった場合、本人に障害受容してもらったり、障害について理解したり、社会に適応する練習をする場所がないことが課題である。そういう場所がないと先には進めない。次のステップに進むための介護でも訓練でもない新しい類型が必要ではないか。(帯広市の高等職業訓練校での発達障害コースのようなイメージ) 福祉施設での作業は発達障害の人にとっては軽作業で就労とのギャップが大きく、模擬店舗、模擬企業での体験のリアリティが不足している部分がある。リアルな社会参加のために、トレーニングができ、安心して次のステップに進めるような場所が必要なのではないか。
- ・学齢期について、学童・児童館は預かり型、デイサービスは知的障害がメインで、発達障害の子どもが通える場所が少ないので、療育的な支援が受けられる居場所が必要である。

山梨県結果

発達障害者支援センターの概要

センターの基本情報

センター名	山梨県障害者相談所 発達障害者支援センター					
所在地	山梨県甲府市					
事業開始年月	西暦（ 2005 ）年（ 4 ）月					
運営主体	県					
センターを附置する施設	附置なし→緊急一時保護等の対応ができないという課題あり。					
職員体制		合計				
			(再掲) 社会福祉士	(再掲) 臨床心理士	(再掲) 医師	(再掲) 保健師
	常勤	3人	1人	2人	0人	0人
	非常勤	2人	1人	1人	0人	0人
平成21年度事業予算	合計（ 7,911 ）千円					

平成20年度の事業実施状況報告

		地域内	地域外	
1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援	実支援人員	67	0	
	延支援件数	147	0	
2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援	実支援人員	258	0	
	延支援件数	1,384	0	
3. 発達障害児(者)及びその家族等に対する就労支援	実支援人員	31	0	
	延支援件数	186	0	
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催で企画した研修	実施回数	7	0
		延参加人数	351	0
	(2)センター共催で企画した研修	実施回数	0	0
		延参加人数	0	0
	(3)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	40	0
		延参加人数	1,868	0
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会開催回数	実施回数	2	
		延参加団体数	60	
	(2)調整会議	実施回数	19	0
		延参加団体数	29	0
	(3)機関コンサルテーション	実支援箇所数	63	0
	6. 個別支援のための調整会議	会議回数	20	0

センター事業の経過と現状

- ・相談支援の件数は年々増えている。相談に来る人の年齢層は幼児期、児童期、学齢期が 5,6 割だが、最近になって青年期、成人期の割合が 3,4 割に増えてきている。この背景として、年齢の移行とともに、大人でインターネットを見て、自分から相談に来る人等が増えている印象。センターでは就労支援を大きくやっていないので、「もしかしたら発達障害かな」「人との関係がうまくもてない」という相談者が多い。
- ・関係機関連携については、55機関からなる連絡協議会を年間2回開催している。また、支援調整会議や関係者コンサルテーションも、依頼機関数、開催数ともに増加している。
- ・センター主催の研修会については、3年間の継続研修を終了し、一定程度の専門知識をもった専門職を育成することができた。今後は、地域に中核となる専門家を育成することと、さらに一般的な知識を普及する研修会と二層構造が必要だと考えている。
- ・外部からの講師依頼については、例年30～40件の依頼を受けている。教育関係者からの依頼が6割程度であるが、市町村や相談支援事業所からの依頼もあり、今後力を入れていきたい。

発達障害者支援センターが所管する地域の概要

地域の概況

市町村数	28
圏域設定の有無	あり→(4)圏域
人口	(868,796)人・(328,461)世帯
面積	(4,465)km ²
地域特性	県庁所在地の甲府市内は、各圏域から1時間程度の移動距離であり、集合しやすい。障害保健福祉については、この特性も活かしながら、市町村、保健福祉事務所、県の3層構造で施策展開している。

地域の障害者数

手帳所持者	身体	39,490人
	知的	5,107人
	精神	4,589人
発達障害者		人
うち発達障害児		人

発達障害者支援にかかわる基盤整備の経過と現状（発達障害者支援体制整備事業、特別支援教育体制推進事業、障害福祉サービス、地域療育等支援事業等）

○経緯

- ・山梨県では平成17年度から3年間「発達障害者支援体制整備事業」に取り組み、発達障害の県内の拠点機関として平成18年4月に発達障害者支援センターを設立した。センターでは、県内の発達障害児（者）とその家族への相談、発達・就労支援、普及啓発、支援関係者の研修を行っているが、個別相談が年々増加の一途をたどっている。
- ・平成19年度に実施した、県内全市町村への実態把握調査の結果で「専門職の確保が困難」であること、「社会資源が不足」していることが明らかになったので、平成20年度から「発達障害者支援開発事業」に取り組み、発達障害者支援において各圏域の中核となる発達障害者支援コンサルタント養成派遣事業や、発達障害者の社会参加をサポートするサポーター養成・派遣事業を実施している。
- ・地域生活支援事業の地域療育等支援コーディネーター、圏域マネージャーや病院のOT、臨床心理士等でチームを組んで、圏域を動くような体制をとっている。次は、市町村がより小さな単位で研修を組んだり、事例検討をする、そこにバックアップでセンターやコンサルタントが入る仕組みを来年度から整備予定。

○課題・問題点

- ・市町村における発達障害児（者）の個別支援体制づくりは、個々の担当者の力量に左右されているため、恒常的な連携がとれる支援体制づくりが必要である。
- ・発達障害児（者）の療育などが行える専門機関は少なく、現状の福祉施設等の担当者の資質の向上等が求められる。
- ・発達障害者支援センターを中心とした、個々の発達障害児（者）への支援のみでは不十分であり、より身近な市町村におけるライフステージに応じた包括的な支援が求められている。このため、市町村を単位とした、民間や行政の保健・医療・福祉・教育・就労等の支援関係者の資質向上と、円滑に連携できる支援システムの構築が必要である。特に、思春期・青年期における発達障害児（者）への支援は専門性が高く、支援者の資質向上、具体的サービスの開発が求められるため、発達障害者支援センターを中心とした専門性の確保、市町村等へのサポート体制の充実が必要である。

発達障害者支援センターが所管する地域における障害者相談支援体制の概要

障害者相談支援事業所の状況

相談支援事業所数

	主に対応する障害				
	全般	身体	知的	精神	児童
委託事業所	14ヶ所	4ヶ所	7ヶ所	3ヶ所	1ヶ所
指定事業所	28ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
行政直営	8ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所

発達障害者支援に関する障害者相談支援体制の経過と現状

- ・障害者の相談支援事業所では、個別相談の中で発達障害者支援はしていると思うが、あえてそれを前面に打ち出しているわけではないため、発達障害者支援センターとほとんどつながりはない。相談支援の担当ケースの2,3割は発達障害関連の課題があるのではないかという印象。
- ・山梨県はコンパクトな規模なので、県内相談支援事業所間のネットワークがあり、得意分野で連携し合っているため、発達障害者の存在自体はある程度把握できている。
- ・県下で発達障害に対する理解が進んできたので、これから具体的な支援をどうしていくか、個別ケースの積み上げの中から体制として整える段階に来ている。このため、来年度から県として発達障害者支援体制整備作りに動く予定である。

自立支援協議会の状況

発達障害者支援に関する地域自立支援協議会の経過と現状

- ・平成20年度にはすべての市町村に地域自立支援協議会が設置されたが（単独市町村設置4、広域設置6）、地域により活動内容にばらつきがある。地域自立支援協議会には発達障害者支援センターも出席しているが、まだ具体的な連携の段階にはいたっていない。
- ・年に1～2回は県自立支援協議会と地域自立支援協議会が合同会議を開催し、連携を図っている。

発達障害者支援に関する都道府県自立支援協議会の経過と現状

- ・都道府県自立支援協議会は、相談支援体制構築に向け主導的な役割を担う場として、平成20年2月に設置された。
- ・広域部会は、相談支援、人材育成、権利擁護の3つ、専門部会は、児童、地域生活、就労部会の3つで構成されている。
- ・運営部会は、地域自立支援協議会、広域部会と専門部会のつなぎの役割を担っている。

発達障害者支援における関係機関の連携の概要

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携

連携の必要性

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| 1. 連携の必要性を感じる | 2. どちらともいえない | 3. 連携の必要性を感じない |
|---------------|--------------|----------------|

連携に関する現状評価

1. うまくいっている 2. どちらともいえない 3. うまくいっていない

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の経過と現状

- ・ 児童期の一時預かり事業や青年期の居場所づくり、成人期の自立支援サービスの利用を中心とした連携事例がある。
- ・ サービスの利用のためには、診断を受けて、手帳取得などの手続きが必要であり、成人期で初めて障害に気づいた事例などの場合は、そこまで自己理解が進み、サービスを利用しようとするまでの支援も時間がかかる。

その他関係機関との連携

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
就業・生活支援センター	精神保健福祉手帳を取得して、就労に向けて準備する段階や就労した後の休日の過ごし方など生活についての相談を依頼している。	就業・生活支援センターは、県内に3カ所であり、対応可能なケースにも限界がある。
ハローワーク	障害者枠での就職を希望した場合には、担当者に紹介している。	
障害者職業センター	職業能力評価や職業準備支援を利用する場合に紹介している。	
保育所・幼稚園 小・中・高校・大学	所属している学校等から紹介される。発達像のアセスメントと支援方針などを確認し合いながら支援している。	
県教育委員会・特別支援学校	特別支援教育の実施においては、情報交換しながら、支援している。	
市町村・保健師	親に養育力やメンタルヘルスの問題などがある場合には、市町村の保健師の訪問などを依頼している。	
精神科病院・クリニック	確定診断や薬物治療が必要な場合に紹介している。	発達障害の確定診断が可能な医療機関が不足している。

発達障害者支援に求められるスキル・専門性

発達障害の可能性に気付くこと	本人の不適応状況に早めに気付き、本人が困っていることの要因を多面的に考えることができる。
発達障害の確定診断前の支援	本人や保護者と十分にコミュニケーションを図り、不適応状況の解消に努力することができる。
発達障害の診断・診断後の支援	十分な知識を持ち、障害を理解して的確な支援ができる。 偏見や思い込みを持たずに、本人や家族の意見に耳を傾けることができる。
発達障害のアセスメントやモニタリング	支援課題を明らかにしながら、達成可能な支援計画を立てることができる。
発達障害者に提供する具体的な支援	本人や家族に必要な支援について、自分の専門性を生かしながら責任をもって対応する。
関係機関の情報共有、引継ぎ	他に必要な支援がある場合には、紹介先の機関での支援内容を明確にして適切な関係機関や人に確実に紹介する。
支援を必要とする人への情報提供	パンフレットの配布・HP
その他	児童期と成人期では全く対応が異なる。(ほめ方、キーパーソンが保護者か本人か等) 担当者には忍耐強い対応が求められるため、担当者のバーンアウトを防止する方策も重要である。

【参考：発達障害への支援について覚書】

(甲州市福祉保健部福祉介護課福祉あんしん相談センター 服部副主査作成資料)

1 発達障害者という枠組みをつくらない。

(1) 本人の障害のとりえは時と場合により容易に変化する。

- 指導、支援より「承認」を中心にすえる。
- 苦手の意識より、できるを意識する。ただし得意を意識しない。
- 「認める」が「ほめない」

(2) 生活の困難さを中心にすえ支援する。

- 支援の第1選択肢は不安となる要素をとりのぞくこと。
- 不安は恐れを呼び、パニック・暴言・暴力につながる。
- 精神科受診、診断は第1選択肢ではない。

2 枠組みにこだわらない柔軟な姿勢で支援をする。

(1) 枠組みが強固であれば、こだわり、固執が強くなる。

- 網羅的なケアプランは原則として作らない方がよい。(情報過多)
- 1つの支援で、1つのテーマになる。(単純明快さを意識する)
- 支援がすすみ、評価がすすむほど、支援は単純になる。
- 複雑になる支援は失敗である。

(2) はっきりさせる支援と、あいまいのままが良い支援を明確にする。

- 支援は時間を「はっきり」区切る(1支援、45分程度が最長)。
- できること、できないことを支援者側は意識する。
- できないと伝える時は、代替手段を3つ提案する。
- 支援者の責任が持てる範囲のみをはっきりさせる。
- 目に見えないことや責任外のことは、はっきりさせない。
- 環境は一気に変えた方がよい場合がある。(少しずつは不安になる)

3 相談支援は通訳(コミュニケーション支援)である。

(1) 複雑なことは分解して説明する。

- 相手に伝わる言葉をお互いに探す。
- 比喩は使わず、具体的な例を示して説明する。
- 言葉に頼りすぎない。
- 同じことは何度も同じような姿勢で説明する。(ブレない)
- 依頼に基づく支援は見通しがつくよう、まめに連絡する。

(2) 説明者の立場に徹する(本人、社会どちらの味方もしない)

- パニック、騒ぐ時ほど動じず、落ち着いてゆっくり対応する。
- 言葉で動かそうとしない。
- 本人と支援者ではなく、本人と社会の間に支援者が入るイメージを持つ。
- 説明する時は中立・公正に原理・原則を話す。支援者のコメントはいらない。
- 肯定的な説明をする。否定的な説明は、肯定的に言い換える。

4 1人で支援せず、ネットワークで支援しない。

(1) 1人では支援しない。

- 支援者が「見本」になる場合がある。否定や批判的な態度ほど。
- 1人の支援は執着やこだわりを生む。
- 支援者の役割を明確にし、限界を明らかにする。
- 常に他が利用できないか、他を紹介できないか意識して支援する。

(2) ネットワークは必要だが、いざという時しか使わない。

- 各機関は同調せずに、個別の判断をする。(役割があいまいになる)
- どこの機関を利用しているか本人から情報を得る。
- 本人が相手に合わせすぎている可能性を意識する。矛盾がある可能性がある。
- 本人の依頼、同意がなければ連絡をとらない。

5 常に家族の存在を意識する。

(1) 家族関係の中に問題の出発点がある。

- 家族とのコミュニケーションは、パターン化していることが多い。
- パターン化したコミュニケーション以外の方法を探す。
- 本人の理解7割、家族の理解3割を目標にする。
- 支援がうまくいかない場合、見えない家族の影響を想定する必要がある。

(2) 外でうまくいくと、家族が大変になる場合がある。

- 守られていると本人が感じている場所で、問題行動は起こりやすい。
- 家族が耐えている場合がある。
- 支援が進んでいる時や、状況が好転している時ほど注意が必要である。

6 個別・少人数での支援からはじめる。

(1) 3人以上5人未満のグループが理想である。

- 2人だと関係が膠着し、10名近いと予測が困難になる。
- 10名～20名の集団が最も緊張が高くなる。
- 同じ感じの人ばかりを集めない。

(2) 人間関係より要素で支援する。

- 福祉サービスは機能ではなく、具体的にすることや取り組むモノを考慮する。
- 人間関係が課題であっても人間関係を主題にしない。
- 本人の言葉より、目に見える実績（時間や回数）で判断する。

7 連絡調整はできるだけ本人がする。

(1) 責任は本人が持てるようにする。

- 最後の決断は本人しかできないことを繰り返し伝える。
- 責任はもたせるが、追及はしない。失敗も認める。
- 決断は本人の理解が7割近くになってからにする。

(2) 本人が伝えたい情報を尊重する。

- 本人が伝えた情報のみで支援し、うまくいかないこと自体も支援である。
- 本人が伝える情報に何が足りないかを考えておき、聞けるところは聞く。
- どうして聞く必要があるか、説明ができるように聞く。

発達障害者支援を担う人材育成の取組み

○概要

- ・山梨県では、福祉圏域ごとに核となる専門職、発達障害を中心になって担える人を配置できるように国のモデル事業を使ったり、センターの専門研修を開催したりしている。
- ・発達障害者支援について、現状では、個別に「地域で困っている人」として対応しているが、発達障害としての対応にはなっていない。今後、人材育成の取組みを通じて知識がつけば、発達障害としての対応が必要と分かるようになると期待され、今は分かりかけている段階と評価している。
- ・発達障害については市町村の福祉担当者が一次窓口になるが、まだ「市町村が発達障害に対応する」という意識付けが十分でない。発達障害については手帳制度がないため人数も把握できていない一方、手帳さえ取得できれば支給決定できるので、あえて発達障害という枠組みで捉えようという意識が働きにくい。この意味では、まずは行政に発達障害者支援の必要性を理解してもらう必要がある。

○発達障害者支援コンサルタント養成派遣事業

- ・コンサルタント養成研修の具体的な内容は以下のとおり。
 - ①発達支援研修：最新のトピックス、知識の研修。20年度に養成したフォローアップ研修3回。うち2回は公開研修として、相談支援にかかわる人（市町村保健師、福祉職、心理、学校関係、児童デイサービス事業所）にも入ってもらった。まだ児童デイは日中一時、預かりが主

になっているので、それを充実させる

②モニタリング研修：コンサルタントのみ。実際活動していることの事例検討、コンサルテーションに対する新たな知識、確認する知識等。3回

- ・コンサルタントは32人で、地域療育コーディネーター、圏域コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、児童精神科医、臨床心理士、OT、相談支援事業所の相談員等である。
- ・実働は25人程度、主に動いているのは15人程度である。
- ・コンサルタントは、3年間の専門研修修了者とそれと同等のスキルを持っていると県が判断した者。
- ・コンサルタントは基本スキルがさまざまなので、希望があった関係機関へチームで派遣される。現在は、主に、保育所・幼稚園に派遣されているが、今年度は研修の要素も強い。圏域でのチーム体制が強化されるよう、養成研修時も圏域ごとのグループワーク等を意図的に取り入れ、圏域内の多職種が知り合い、役割分担と協働が容易になるよう配慮している。
- ・圏域のチームの中核になるのは、相談支援の圏域マネージャーで、彼らに常にグループワークの司会を担当してもらうことで情報がつながり、地域の自立支援協議会から県の自立支援協議会への流れもつくように工夫している。
- ・特別支援教育コーディネーターや福祉職、行政職は移動があるが、相談支援事業所と圏域マネージャーは異動がないので、圏域のチームには、地域療育コーディネーターと圏域マネージャーが必ず入り、活動の継続性を担保している。
- ・事業予算は平成21年度で230万程度。

○社会参加サポーター養成・派遣事業

- ・ひきこもり状態にある発達障害者に対し、同世代との継続的な対人関係により社会参加の準備を支援するため「発達障害者サポーター」を養成し、発達障害者の家庭等に派遣する。
- ・近隣大学に案内を出し、福祉援助職につく学生等が参加している。養成登録しているのが20数人。活動してくれているのが11人。
- ・大学生のメンタルフレンドのイメージで、年齢の近い人に友達になってもらうというコンセプトで、思春期ケースの外出、趣味の活動、ちょっとした相談、学習支援等をやっている。活動報告記録をセンターに提出し、困ったこと等あれば、センターから支援する。
- ・サポーターは無償で、交通費実費のみ支給している。
- ・1年契約の対一関係で実施しており、マッチングはセンターが面接で行っている。
- ・現在は、発達障害者支援コンサルタント養成派遣事業との連携はない。しかし、事業開始から2年経過する中で、二次障害もある困難事例が出てきており、学生対応が難しいため、来年度からは、専門職、コンサルタントに報償費を出して、スーパーバイズに入る予算を確保したいと考えている。

○発達障害者支援センター主催の研修

- ・国のモデル事業以外に以下の研修を実施している。
 - ①基礎研修：市町村保健師、窓口担当者等向け。発達障害の基礎知識を習得。
 - ②専門研修（年5回）：3年間の継続研修で同じ人に3年間継続実施。発達障害について、相談支援や直接支援でかかわっている人向け。（修了者90人）
 - ③就労研修：ハローワーク、就労・生活支援センター向け。

その他自由意見

○個別支援のスキルの重要性とコンサルテーション

- ・発達障害の個別支援の能力がないとコンサルテーションはできない。周りの人に役割を持ってもらうための条件として、個別支援能力が必要である。具体的には、いかに本人の困り感をピックアップしながら環境を整えるかのスキルである。
- ・福祉関係の人は抱え込みがちだが、抱え込まないでコーディネートしていくことが課題である。

○高校から成人期への円滑な移行

- ・山梨県では、子どもたちをベースにした支援は整いつつあるが、今後、障害者の支援について

も整備する必要がある。

- 成人期への円滑な移行ということでは、高校が空白期になりやすく課題が大きい。中学までは市町村の教育委員会があるが、高校はすっぱり抜けてしまい、18歳を過ぎて改めて受け止めるのは大変である。
- 高校の教員の関心も高く、仕組みができれば先生も困っているので助かるのではないか。就労等も見据えると、本当に支援に困るのは中学卒業時ではなく高校卒業時なので、早く福祉とうまくつながることが課題である。
- 小中高の巨大な社会資本で子どもは必ず集まるので、この間にきちんと支援が必要な子をスクリーニングする意義は大きい。ただ、高校でそういう体制を作ろうとすると広域になるので、小中よりは煩雑である。中学からの進路指導をきめ細かくする、いきなり障害理解ではなく、自己理解する授業を積み上げる等の取組みができるとよいか。

滋賀県結果

発達障害者支援センターの概要
センターの基本情報

センター名	滋賀県発達障害者支援センターいぶき					
所在地	滋賀県米原市					
事業開始年月	西暦（2002）年（12）月					
運営主体	県から社会福祉法人へ委託					
センターを附置する施設	知的障害者入所更生施設 →当初窓口は入所更生施設内に設置していたが、利用者の利便性を考慮して、現在は、駅前スーパーの3Fに事務所を設置。					
職員体制		合計				
			(再掲) 社会福祉士	(再掲) 臨床心理士	(再掲) 医師	(再掲) 保健師
	常勤	4人	1人	1人	人	人
	非常勤	1人	人	人	人	人
平成21年度事業予算	合計（32,980）千円					

平成20年度の事業実施状況報告

		地域内	地域外
1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援	実支援人員	466	6
	延支援件数	2,456	16
2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援	実支援人員	36	0
	延支援件数	158	0
3. 発達障害児(者)及びその家族等に対する就労支援	実支援人員	77	0
	延支援件数	1,399	0
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催で企画した研修	実施回数	63
		延参加人数	288
	(2)センター共催で企画した研修	実施回数	13
		延参加人数	1,225
	(3)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	82
		延参加人数	3,825
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会開催回数	実施回数	21
		延参加団体数	426
	(2)調整会議	実施回数	38
		延参加団体数	1,283
	(3)機関コンサルテーション	実支援箇所数	56
	6. 個別支援のための調整会議	会議回数	167

センター事業の経過と現状

- ・平成 19 年度に、利便性の向上を図るため JR 駅前のスーパー内に移転。スタッフも 4 名から 5 名に増員。(非常勤事務職 1 名増)
- ・知的障害のある発達障害の人が多かったが、平成 17 年を境に知的障害のない高機能のタイプの人の割合が高くなってきている。また、相談支援および就労支援の延べ件数の増加が著しい。一方、発達支援については、地域療育等支援事業が県全体に展開されており、以前からきめ細かな支援が行われている(心理職・保育士の配置、県からの PT・OT・ST の派遣等)ほか、市町の発達支援室や発達支援センターも乳幼児期から小学校を対象に積極的に活動しているため、件数は横ばいである。
- ・相談ルートとしては、直接家族から相談を受け、センターがアセスメント等、一定の整理をしたうえで、圏域にフィードバックしていく体制をとっている。本人了解を取った上で圏域にフィードバックし、関係機関の連携の場を構築していく際には、市町の障害福祉担当課に連絡し、関係機関が参加する支援会議を開催することを基本としている。この流れについては、今後は発達障害者支援キーパーソン養成事業(後述)の成果が期待されるので変わる可能性がある。
- ・今後は、より身近な地域において発達障害者に対する相談支援および就労支援を実施できる体制の整備が必要と考えている。

発達障害者支援センターが所管する地域の概要

地域の概況

市町村数	20 市町
圏域設定の有無	あり→ (7) 圏域
人口	(1,402,359) 人 ・ (530,743) 世帯 ※2009 年 11 月 1 日現在。
面積	(3,766.90) km ²
地域特性	県の中央に琵琶湖がある。

地域の障害者数

手帳所持者	身体	47,527 人
	知的	9,308 人
	精神	4,870 人
発達障害者		人
うち発達障害児		人

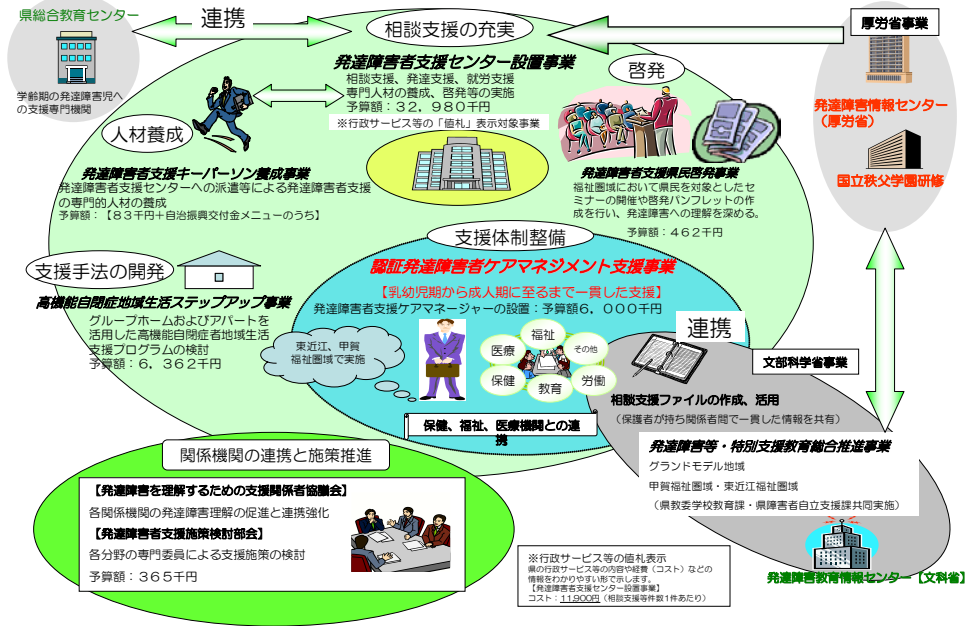
発達障害者支援にかかわる基盤整備の経過と現状(発達障害者支援体制整備事業、特別支援教育体制推進事業、障害福祉サービス、地域療育等支援事業等)

- 発達障害者支援体制整備事業(認証発達障害者ケアマネジメント支援事業)
 - ・平成 17 年度～
 - ・東近江福祉圏域からスタートし、現在は甲賀福祉圏域にも拡大。
- 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業
 - ・東近江福祉圏域+甲賀福祉圏域で「相談支援ファイル」を作成
 - ・現在 7 圏域全体で取り組めるよう働きかけをしている。
- 療育等支援事業
 - ・各福祉圏域障害者生活支援センター(1 箇所)へ委託

【参考：平成 21 年度の滋賀県における発達障害者支援事業の全体像】

滋賀県の発達障害者支援の取り組み

発達障害者支援法では、発達障害への理解の促進、生活全般にわたる支援の促進と関係部局の連携などがねらいとして示されており、これから取り組む大変重要な課題です。発達障害のある人が地域で安心した生活が送れるよう、必要な施策を進めます。



発達障害者支援センターが所管する地域における障害者相談支援体制の概要
障害者相談支援事業所の状況
相談支援事業所数

	主に対応する障害				
	全般	身体	知的	精神	児童
委託事業所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
指定事業所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
行政直営	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

発達障害者支援に関する障害者相談支援体制の経過と現状

- 平成14年甲賀圏域の湖南市（旧甲西町）において文科省モデル事業で発達支援システムが事業化された後、その取り組みが滋賀県下に広がり、発達支援センター、発達支援室が設置され、市町の相談窓口として位置付いている（現在26市町中12市町で設置されている）。このため、乳幼児期～学齢期についてはほぼ対応できている。学齢後期から成人期の対応が難しいので、センターが各機関のコンサルテーションなど間接支援や、相談支援事業者、就労・生活支援センターのスタッフを対象に福祉圏域の発達障害者支援キーパーソンの養成を実施している。
- 湖南市（旧甲西町）の社会福祉課に教育委員会担当が入り、コーディネートする部署を設置した。この取り組みが県内市町に広がっている（12市町で設置済み、来年・再来年に設置予定の市町もあり、ほぼ全市町で展開予定）。具体的には、障害部局に教育委員会から教員が入るパターンと、児童デイサービス（療育教室として市域に設置）が発展的に学齢期の相談支援にあたるパターンがある。
- 発達障害に関する相談は現在、相談支援事業でいえば、知的・精神・就労（働き暮らし安心センター）分野が担っており、青年期、成人期を中心に発達障害の相談は確実に増えている。しかし、相談支援専門員は、これまでの3障害と異なる発達障害への対応に戸惑っている。こうしたケースは、自立支援協議会の部会で報告され、県発達障害者支援センターや各市町の発達支援センター・室の心理職等と連携し課題解決をしていることが多い。現時点では市町の発達支援センター・室は、雇用・就労支援領域への対応が十分とはいえず、相談支援事業所も成人期の発達障害者に十分対応できているとはいえないので、青年期以降の人への相談支援が課題

である。

- ・最近、市町から県発達障害者支援センターに、コンサルテーション以外のケース会議への参加の要請がある。こうした困難ケースは、長年の一貫性のない対応のために、行動障害が形成されるという結果を招いている場合が多い。本人のアセスメントをしないまま相談支援が行われることでかえって混乱が起き、従来の障害の理解のままに対応することがトラブルにつながっている印象。

自立支援協議会の状況

発達障害者支援に関する地域自立支援協議会の経過と現状

○概況

- ・滋賀県内の地域自立支援協議会の設置は、基本的に7福祉圏域ベースで進められてきたが、平成16年の市町村合併と特定地域の取り組みにより、広域協議会と市単独協議会設置に分けられる。(現在、広域設置5圏域、市単独設置6市(大津市等、2市は広域重複設置))
- ・広域設置地域自立支援協議会で、発達障害に関する部会・プロジェクトを設置して取り組んでいる地域は2圏域、市単独設置地域自立支援協議会は5市である。4圏域(市単独域含む)で部会設定しながら取り組みをしている。
- ・部会・プロジェクトの具体的な構成メンバーは、教育、福祉、雇用、乳幼児期の療育の連携を強めていく設定になっており、教育と福祉は連携が進みつつある。しかし、療育部門はスタッフ体制が脆弱なので、部会に参画することも難しい状況があり、疎遠になっている地域もある。

○市町の発達支援センター、発達支援室との連携

- ・市町の発達支援センター、発達支援室と地域自立支援協議会の連携状況は、地域により様々である。直接、個別支援会議、部会・プロジェクトに参画しているところもあれば、間接的な関わりのところもある。一次圏域と三次圏域をつなぐ役割として広域設置自立支援協議会の部会が位置づいている。
- ・市町の現状として、乳幼児期から学齢期への移行・連携はスムーズに実施されているが、学齢期から成人期(雇用課題等)への連携は今後の課題としている地域が多い。また、市町村教育委員会管轄から県教育委員会管轄への移行も課題として残されており、中学から高等学校への連携も地域自立支援協議会の課題となっている。

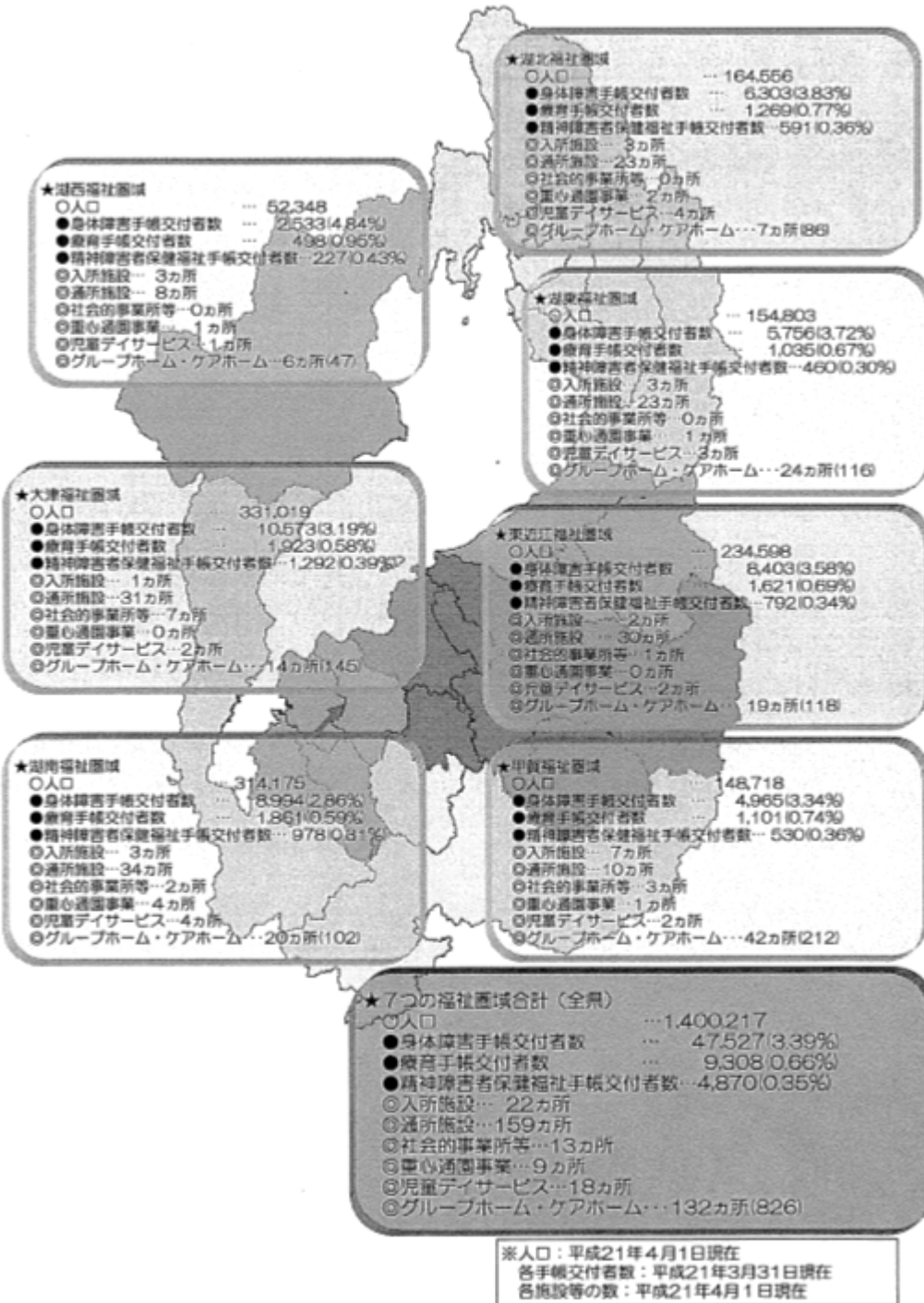
○特別支援学校等との連携と個別支援ファイル作成

- ・特別支援学校との連携は、サービス調整会議時代から十分取られていたが、地域の学校との連携は弱く、これが現在も課題として残っている。特に、中学までは地域の学校なので情報伝達しやすいが、高校になると広域に散らばってしまい、どうなったか分からない、中学から伝達してもフォローできない、大学、専門学校に行ってしまうと分からなくなるといった課題がある。
- ・これを解決するために、2圏域(甲賀・東近江)の取り組みではあるが、文科省のグランドモデル事業を受託し、自立支援協議会に個別支援ファイル作成のためのプロジェクトを立ち上げ、作成から利用の段階に入っている。ライフステージ一貫した支援ツールとして、個別支援ファイルが有効に機能することで支援の継続性につながり、上記課題も含めて解消されることが期待される。ただし、配布開始は今年度なので、成果が出るには5~10年かかるのではないかと。

○県発達障害者支援センターと自立支援協議会

- ・発達障害者支援センターは、自立支援協議会7圏域に担当者を配置していて、会議には出席するようにしている。部会が多いために調整しにくい、3人のスタッフが手分けして対応しており、特に、発達障害部会、特別支援教育部会には参加して地域の情報収集と発達障害の理解啓発活動に努めている。
- ・自立支援協議会の知的障害部会や精神障害部会に提起されている様々な問題は、ほとんどの場合、発達障害の視点を持って考える必要がある。しかし、スタッフが全ての部会には出席しにくく、発達障害という部会横断的な視点での対応は難しいのが現状である。

【参考：滋賀県の7つの福祉圏域の状況】



発達障害者支援に関する都道府県自立支援協議会の経過と現状

- ・三次機能（全県一区）としての発達障害者支援センターが、滋賀県障害者自立支援協議会の最上部機関である委員会（5分野：身体、知的、精神、就労、発達障害・教育）に、主要メンバーとして、参画している。また、全体会議にも、児童相談所や更生相談所、高次脳機能障害支援センター、難病支援センターと同等の機関として参画している。
- ・現在は、前項で示した、一次機能（市町）と発達障害者支援センターの三次機能をつなぐ二次機能（福祉圏）の重要性が増幅している。このため、滋賀県では、圏域整備されている生活支援センターおよび就業・生活支援センタースタッフに対して、発達障害に特化した相談スキルを有する人材の養成事業（発達障害者支援キーパーソン養成事業）を実施している。

- ・県自立支援協議会は、相談支援事業者で構成する相談支援事業ネットワーク部会で相談職種のネットワーク強化を図っており、この中でも発達障害の課題は増えている。特に同部会の知的障害分野では、平成20年度の研究事業として「在宅で暮らす知的障害を伴う自閉症を中心とした行動障害の人の受け止めについて」提言書をまとめた。この提言を受け、全県的に課題となっている事案（自宅で生活しているとき受け止めにくくなると次の手立てがないこと等）に対して、県障害者自立支援協議会として滋賀県へ施策提言を実施した。また就労分野の相談においても、発達障害への対応が増加傾向にあるので、企業向け研修会や啓発事業を実施している。
- ・そのほか、滋賀県が取り組んでいる「発達障害を理解するための支援関係者協議会」や、発達障害者支援施策検討部会のメンバーとして県自立支援協議会事務局が参画し、地域自立支援協議会や相談支援事業の課題を整理・発信している。
- ・全体として、県の自立支援協議会では発達障害に特化した対応というよりは、全県下の課題を把握し、現場から上がってきたものを課題として整理し対応を進めている。

発達障害者支援における関係機関の連携の概要

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の必要性

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| 1. 連携の必要性を感じる | 2. どちらともいえない | 3. 連携の必要性を感じない |
|---------------|--------------|----------------|

連携に関する現状評価

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1. うまくいっている | 2. どちらともいえない | 3. うまくいっていない |
|-------------|--------------|--------------|

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の経過と現状

発達障害者支援キーパーソン養成事業において、各福祉圏域の相談支援事業所（就業・生活支援センターを含む）から長期にわたる研修受講者を受け入れることにより、人的なネットワークを構築することが期待される。

その他関係機関との連携

関係機関の連携は、都道府県自立支援協議会、地域自立支援協議会の部会等を活用して、必要に応じて効果的に行われている。

発達障害者支援において特に重要な機関は、医療機関である。会議に直接参加してもらうかどうかは別にして、関係者は常に医療情報を念頭に置いて行動するようにしている。

発達障害者支援に求められるスキル・専門性

- ・発達障害者支援の相談を受ける者の資質として一番必要なのは、チームワークで活動できるかどうかである。発達障害の場合、場面や状況によって影響を受けやすいので、一つの場面でのその人の行動からだけで、正確なアセスメントはできないという傾向が他の障害以上に強い。色々な角度、場所からの支援者の観察によって、初めてその人の全体像が見えてくる。一事業所の支援者が支援計画等を作成するのは、自ずと限界がある。支援会議や自立支援協議会で関係機関がチーム対応することは、発達障害の場合特に重要と考える。3 障害にもこの要素はあるが、発達障害ほど状況や環境で行動が変わる障害はない。関わる機関からの情報なしに理解しないで、よく分からないまま支援を始めることが、当事者が混乱する原因である。支援会議の中で、つねにその人の像を明確にする作業を続ける必要がある。
- ・以上のように考えると、個別支援がベースで、個別支援の積み上げが自然に重層的な形になっていくのではないかと考えている。それぞれの事業所の個別支援の中で困っていれば、支援会議に集まらざるを得なくなるはずだが、当事者が困っていることに気付かず対応できていると考えている場合もある。当事者から学ぶ機会がないと前進できないのではないかと。
- ・発達障害支援の基本として、発達障害に色々なタイプがあることをきちんと理解することが必要である。その「知る」レベルから、対応「できる」レベルに進むためには、実際のケースでのやり取りの中で、個人の特性に応じた話し方、聞き方ができるように経験を積むことが重要である。

【参考：滋賀県における発達障害者支援ケアマネージャー養成のポイント】

領域	養成のポイント		ポイントの解説	該当する研修		
発達障害者、 家族への直接支援	考え方	☆発達障害者および家族に対する姿勢 ☆支援の実施の視点	●本人・家族との信頼関係を築こうとする姿勢	支援を円滑に実施する前提として支援を受ける側との信頼関係が重要。支援者に対する不信任は支援ニーズの聞き取りに支障を来し、支援アドバイスも受け入れが難しくなることから信頼関係の維持構築の視点を持っていることが必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	
		●将来的な視点をもった支援	発達障害の脳は器質的な障害であり、支援はライフステージに応じて必要。短期スパンでの支援の着眼点(短期目標)、次のライフステージにつながる支援(長期視点)の両方の視点を持っていることが必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修		
	知識	☆発達障害に関する知識(概論)	●発達障害概論に関する理解	発達障害に関する理解について、発達障害に関する診断基準に関する知識、発達障害に関する薬物療法に関する知識等支援に際して、最低限必要な知識を持っているか。支援の基礎となる部分である。	・医療 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	
		技術	☆直接支援を実施する技術	●支援のボトムアップとトップダウンの見極め	例えば幼児期には適切なアセスメントに基づき、身辺自立に関するボトムアップ(底上げ)的な指導をすることが求められるであろうが、音声に対する感覚過敏のある発達障害児に対しては音声に対する過敏さを克服する指導を実施するのではなく、苦手さに配慮した環境整備を行うなど、本人の特性に合わせた支援(トップダウン)が必要である。	・事例検討 ・発達評価 ・実践研修
	●視覚的支援を多様な場面で応用する技術		発達障害のある人の認知能力は視覚的な認知が優位であるケースが多く、多様な場面において視覚的な支援を実施できる技術は、発達障害のある人への支援において欠くことができない必要な技術である。	・TEACCHプログラム ・行動マネジメント ・自閉症等発達障害者支援スタッフ実践的研修事業		
	●問題行動に対応する技術(こだわり、自己刺激、興奮、過剰要求等)		問題行動などの2次障害への対応は、常時本人を支援する家族や関係機関からの支援ニーズが高い部分である。問題行動を起こす原因を分析し、行動の解消へと導く技術が必要である。	・行動マネジメント		
	●心理学的評価に関する技術		本人の特性を客観的に把握することで適切な支援につなげることができる。そのためには心理学的評価(フォーマルなアセスメント)によりその人の認知について客観的に把握することが必要である。当然心理学的評価を実施する技術を持っていることが望ましいが、心理学的検査の結果を読み込み、そこから必要な支援を組み立てる技術を備えていることが必要である。	・発達評価		
	●日常生活スキル、社会生活スキルの獲得支援技術		発達障害のある人については、知的障害を伴うケースだけでなく、知的に高いレベルの人についても発達に偏りがあるため、日常生活スキルを修得できていないケースや社会性の欠如からトラブルになるケースも多数存在する。地域生活への移行等の支援の際には最低限必要なスキルを身につけていることができるよう支援を実施できる技術が必要である。	・余暇支援 ・生活支援 ・ソーシャルスキル支援		
	●環境の構造化を実施する技術		構造化とは発達障害のある人がその場面において何をすれば良いのか、理解し、見通しを持って行動できるように環境を整理することである。アセスメントにより発達障害のある人の特性に合わせた環境の整理＝構造化を実施する技術を持っていることが必要である。	・TEACCHプログラム ・行動マネジメント		
	●説明技術		日常的に支援を実施するのは発達障害のある本人を支える家族、支援関係者である。家族や支援関係者に支援方法を理解してもらうことが重要であり、そのためには適切に伝える説明技術を持っていることが必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修		
	支援サービスのマネジメント	知識	☆福祉制度に関する知識	●障害者福祉制度に関する基本的理解	発達障害者については障害者自立支援法上のサービス対象として規定されていないが、知的障害を伴うケースや精神障害を伴うケースなどサービスを活用できるケースは少なくない。そのため、支援のマネジメントのためにも障害者自立支援法をはじめとした障害者福祉制度に関する基本的な理解が必要である。	・発達障害者支援施策 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
			●インフォーマルサービスに関する知識	地域には民生委員や知的障害者相談員、ボランティア団体、当事者、保護者団体などがあり、公的なサービスを活用できない場合や福祉サービスにそぐわない支援などを柔軟に組み立てを行うためには、インフォーマルなサービスに関する知識が必要である。	・発達障害者支援施策 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	

領域		養成のポイント	ポイントの解説	該当する研修	
ソーシャルワーク	技術		●福祉圏域内の支援に活用できるサービスに関する知識	サービスプランを作成するためには圏域内の福祉サービス提供機関等の支援に活用できるサービスに関する知識や情報を持っていることが必要である。	・発達障害者支援施策 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
		☆支援をマネジメントする技術	●個別支援計画（ケアプラン）の作成技術	支援を計画的に行い、関係機関と支援の目的、方法等を共通理解するためにも個別支援計画の作成が求められる。的確なインテークから支援ニーズの把握と適切なアセスメントに基づく効果的な支援プランの作成技術を持っていることが必要である。	・発達障害者支援施策 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
			●支援の進行管理ができる技術	支援計画を作成するだけでは支援は進行しない。計画に基づき、関係機関との役割分担のもとキーパーソンとともにその都度状況を客観的に把握しながら支援の進行を管理できる技術が必要である。	・発達障害者支援施策 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
			●モニタリングと再アセスメント技術	支援のニーズ、課題は支援の進行とともに変化する。そのため、定期的に個別支援計画のモニタリングを実施することにより、計画の評価を行うとともに、支援の必要性や状況の変化に伴い、再アセスメントを行い支援計画を見直す技術が必要である。	・発達障害者支援施策 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
	考え方	☆本人、家族、支援者、関係機関に対する姿勢	●本人、家族、支援者、関係機関への広範囲な支援の視点	地域で発達障害のある人を支えるためには、本人のみならず家族や支援者を含めた支援・バックアップが必要であり、全ての関係者ニーズをくみ取る視点が必要である。	・発達障害者支援施策 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
			●支援をネットワークで行う意識	発達障害者への支援については単独機関による支援で完結するものではなく、必要な支援を複数の機関によるネットワークにおける役割分担により課題を解決する姿勢が必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
			●関係機関と支援の目的、目標を共有する姿勢	発達障害者の支援では、支援者間の意識のズレは本人の混乱をまねくことから、ネットワークにおいて支援の目的・目標を共有する姿勢が必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
	技術	☆チームワークによる支援を実施する技術	●本人、家族、支援者、関係機関の支援ニーズを探し出すアセスメント力	適切な支援を実施するためには、本人、家族、支援者、関係機関を含めた支援ニーズを的確に把握することができるアセスメント力が必要である。	・発達評価 ・面接技術
			●チームアプローチを展開する力	支援のためのネットワークを構築・維持することは大切であり、それぞれの機関が効率的に稼働しながら支援を実施するためには、発達障害者支援ケアマネージャーが中心となり、ネットワークの支援に対するモチベーションを維持しながら支援を展開する必要がある。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
			●支援をマネジメントするための関係機関との交渉力	ネットワークにより支援のためにそれぞれの人や機関の役割分担を明確にする必要があるが、そのためには発達障害者支援ケアマネージャーが核となってそれぞれの人や機関の役割と支援の実施を承諾させる力量が必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
●幼児期の発達障害児への支援経験（保育園、療育機関等との連携した支援経験）			幼児期の発達障害児への支援について、家族や保育園・幼稚園・療育機関等との連携した子どもの発達を支援する技術が必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	
●学齢期の発達障害児への支援経験（学校等との連携した支援経験）			特別支援教育の開始に伴い、各学校には特別支援教育コーディネーターが配置されており、発達障害児支援の学校におけるキーパーソンとなるが、特別支援教育コーディネーターや担当教諭との連携した支援を実施する技術が必要である。	・特別支援教育 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	
●発達障害児への就労支援経験（就労先やハローワーク、雇用支援センター等の就労関係機関と連携した支			発達障害者は環境の変化等への適応が難しく、就労しても定着が難しいため、本人の適正に応じた就労先の選定、定期的な定着支援が必要である。そのため、就労支援関係機関、就労先を含めた連携した支援技術が必要である。	・就労支援 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	

領域	養成のポイント	ポイントの解説	該当する研修		
	援経験)				
	●医療機関と連携した発達障害児・者への支援経験	支援を進めるために診断の確定が必要なケースや不適切な対応等による精神障害を発症しているケースなど、医療的な支援を必要とする発達障害児・者への支援において医療機関との連携は必要不可欠である。	・医療 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修		
	●福祉関係機関との連携した支援経験	ライフステージ毎に関係する福祉機関との連携した支援経験を確認することで、他のケースにおいてもコネクションを活用した支援の展開が期待できる。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修		
コンサルテーション	☆コンサルティに対する姿勢	●コンサルティとは対等な関係にあるという意識	●コンサルテーションを実施する際に陥りやすいのがコンサルタントがコンサルティより上の立場から指導するという意識を持つことである。スムーズな課題解決に導くためには対等な関係にあるという意識を持っていることが必要である。	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	
	技術	☆コンサルテーションを実施する技術	●コンサルティの支援ニーズを把握するアセスメント力	●コンサルティが抱える課題や支援ニーズをコンサルティより聞き出し、課題全体像を把握する力が必要である。	・発達評価 ・面接技術 ・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修
		●支援のノウハウを伝え課題解決に導く技術	アセスメントにより支援の対象を把握し必要な支援を実施するためには以下の観点により支援ノウハウを伝え、課題解決に導く技術が必要である。 ①課題の全体像をとらえ支援の方向を示す ②実施する支援の価値や意義を伝える ③実践する技術を伝える	・事例検討 ・プレゼンテーション ・フォローアップ研修	

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所、その他関係機関が連携してうまく対応できた事例

年齢	学齢期（小学部）
家族構成	父・母・妹
生育歴	隣県より20年4月転入し、地域の養護学校に進学（1年）
告知・障害受容・病識の状況	・告知の年は不明 ・自閉症 ・療育手帳：B ・川崎病（1歳7ヶ月） ・学齢前に隣県の通園施設に3年通う。
関わりのある機関	・市の保健センター ・居宅介護事業所（2カ所） ・K相談サポートセンター
サービス等の利用状況	・1カ所の居宅介護事業所（母親妊娠・バセドウ病での通院時に利用） ・月に1～2回利用
相談にいたった経過	市の保健センターより、母親妊娠時に利用したいと相談がある。
相談内容	母親妊娠時（入院中）、その後の学校終了時から父親が仕事から帰ってくる間、本人を見てもらいたいと希望がある。 また、母親がバセドウ病を持っており緊急時（通院）にも預かってほしい。
主訴	母親妊娠時の放課後に利用したい。
見立て・目標設定	母親の妊娠前後（約6ヶ月）平日の放課後の対応（月～金 15：00～18：00）
対応方法	居宅介護事業所（2カ所）で放課後対応。A事業所が中心で対応、体制が取れない場合、B事業所で対応を行う。
この事例に対応するために求められたスキル・専門性	・本人の障害特性で、学校の先生・児童の名前はすべて覚えている。また、新しい体験や、本人が気になることがあると、自分のルールを勝手に作り出してしまい、そのことをこなさないと次の行動に移せなくなってしまう。（気になる児童がいると、その後どうなるか見届けないと気が済まない。帰宅時、児童が一人でも学校に残っていると帰れない等、多数） ・大人の話し言葉をよく聞いているので、本人が気になる言葉を使うと、一日その言葉が忘れないことがあったり、一度聞いてしまうとずっと覚えてしまう。

	<ul style="list-style-type: none"> ・そのため、学校・保健所・居宅介護事業所・相談サポートセンターで会議の場を持ち、共通のルールをつくり、サービス場面も統一する（本人の興味が広がらないように過ごす場所・帰宅時の通る道を決める等）。学校も放課後の予定を伝える（2カ所の事業所どちらが来て分かるよう見通しを立てる）。 ・大人の言葉を真に受けてしまうことから（冗談が通用せず、そのまま受け取ってしまう）、本人が気になるような余計な言葉かけはせず、具体的に分かりやすく説明を行う。 ・保護者へも、今日のサービスに誰が入るか、事前に学校の連絡ノートを活用して、スタッフの名前・車の車種（本人が気にするため）を記載して伝える。
関係機関の連携にあたり工夫した点	<p>学校で場面を切り替えるときタイマーがきっかけになっていたため、その強みを生かし、居宅介護事業所で過ごす時はタイマーを本人に見せてセットを行い、アラームが鳴ったら帰宅するようにした。</p> <p>また、本人の様子が変わったことがあれば都度連絡を取り合った。（事業所・学校・家）</p>
関係機関の連携にあたっての課題・解決策	<p>インフルエンザや台風で学校が閉鎖になった場合の対応に課題が出た。居宅介護事業所もサービス提供に制限が出ることから、家族への介護負担が高まってしまう結果となった。</p>

発達障害者支援を担う人材育成の取組み

○自閉症等発達障害者支援スタッフ実践的研修

- ・参加者：約24人
- ・形態：当事者の協力による3日間に渡る実践的研修

○発達障害者支援キーパーソン養成事業（発達障害者ケアマネージャー認証制度）

- ・目的：発達障害者支援において広域的な対応が必要な学齢期後半から青年・成人期の進路調整や就労支援・生活支援、事業所へのコンサルテーションを中心に行う専門支援人材の養成および確保
- ・参加者：7名
- ・認証主体：滋賀県
- ・認証対象：以下の対象者のうち福祉圏域の障害者自立支援協議会から1名を選出
 - ①障害者生活支援センター職員
 - ②働き・暮らし応援センター（就業・生活支援センター）職員
- ・研修内容：①初年度研修 25単位
②フォローアップ研修 3単位（翌年度以降）
(具体的なプログラム)

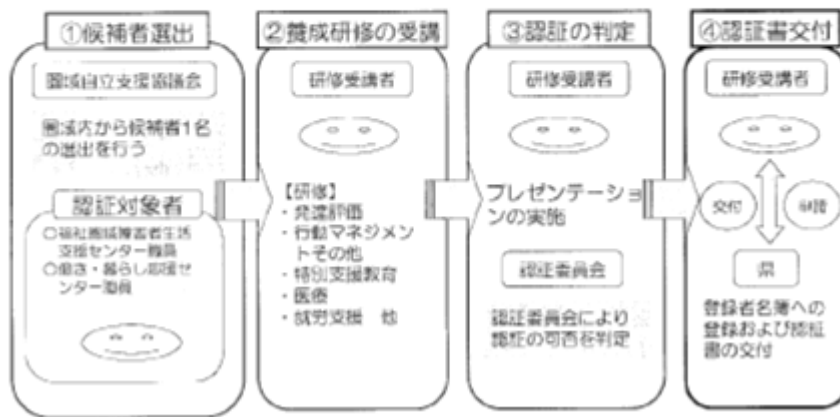
専門研修	内容	単位	実施主体案
各論研修	○発達障害者支援施策	0.5	学識経験者、障害者自立支援課
	○特別支援教育	0.5	特別支援教育専門家
	○保護者支援	0.5	発達障害関係団体
	○医療	1	医療関係者
	○評価・面接技術	9	いぶき
	○コミュニケーション支援	2	いぶき
	○TEACCHプログラム	0.5	いぶき
	○ソーシャルスキル支援	1	いぶき
	○行動マネジメント	0.5	いぶき
	○余暇支援、生活支援	1	いぶき
	○就労支援	2	就労支援関係者、いぶき
	○事例検討(コンサルテーション)	3	いぶき
実践研究	○自閉症等発達障害者支援スタッフ実践的研修事業	3	いぶき
実践報告	○プレゼンテーション	0.5	認証委員会

フォローアップ	○ケース検討(コンサルテーション)	3	いぶき
---------	-------------------	---	-----

- ・ 認証条件：①初年度研修の受講
②認証委員会での承認（プレゼンテーションの評価）
- ・ 認証及び登録：①本人の申請により、県が登録し、認証書の交付
②認証期間は2年間とする
③更新に際してはフォローアップ研修の受講が必要
- ・ 認証委員会：発達障害者支援施策検討部会を想定。メンバーは、県発達障害者支援センターいぶき、医療関係者、県障害者自立支援協議会、特別支援教育関係者、有識者。
- ・ 養成計画：7福祉圏域×5名＝35名
平成20年度：2名（甲賀福祉圏域、湖西福祉圏域）
平成21年度：7名（各福祉圏域1名）
平成22年度：7名（各福祉圏域1名）
平成23年度：7名（各福祉圏域1名）
平成24年度：7名（各福祉圏域1名）
平成25年度：5名（甲賀、湖西を除く各福祉圏域1名）

発達障害者支援ケアマネージャー認証までのフロー

- ①福祉圏域から候補者の選出
- ②養成研修の受講
- ③認証委員会による認証の可否の決定
- ④認証者からの申請により、認証書の交付および名簿への登録



- ・ 認証ケアマネがすべての発達障害に対応するわけではなく、各圏域の中核になるという前提である。具体的には、認証ケアマネが、自立支援協議会の部会で事例報告等を実施し、その場で圏域内の相談支援専門員に一定の理解・スキル伝達を行うイメージである。ただし、伝達研修を想定するなら、それにあわせて研修プログラムを改訂する必要がある。
- ・ 認証ケアマネをお願いしたい人材がいても、本来業務との調整がつかず受講できないケースがあることも課題である。

その他自由意見

- 発達障害者体制整備事業のあり方について
 - ・ 国の発達障害者体制整備事業は、従来、圏域1ヶ所をモデルにして、コーディネーターを配置し、乳幼児期から成人期の対応を考えるということだったが、今年度から、圏域への人員配置ではなく、発達障害者支援センターの中に人員を配置し、市町村をサポートする形式に変更となった。
 - ・ 現場の支援ニーズを踏まえると、現在の基準額で配置できる人数で、県内全域をカバーし助言に回することは物理的に不可能である。地域の状況、どういう関係機関があるかを把握した上で

助言しなければ、効果的な個別支援計画等は作成できないので、今の事業枠組みには無理がある。圏域モデルを維持できるよう検討してもらいたい。

○中山間部・小規模都市への対応と二次圏域の重要性

- ・滋賀県のような中山間部、小規模都市が多い地域（全国的には標準ではないか）では、一次・二次・三次の重層的な支援体制を組み立てることが重要である。特に、市町村での一次対応、県発達障害者支援センターの三次対応をつなぐ二次圏域の重要性を感じている。

○発達障害者のニーズ量に応じた施策展開の必要性

- ・発達障害者の実態（ニーズ量）に即した施策設計がなされていない。発達障害者の発生率は2～8%といわれており、これを踏まえると、他障害以上に手厚い施策が必要なのではないか。既存の社会資源や制度を応用するのではなく、発達障害を前提とした新たな仕組みを構築する必要がある。

愛媛県結果

発達障害者支援センターの概要

センターの基本情報

センター名	愛媛県発達障害者支援センター					
所在地	愛媛県東温市					
事業開始年月	西暦（ 2007 ）年（ 4 ）月					
運営主体	県					
センターを附置する施設	重症心身障害児施設 / 肢体不自由児施設					
職員体制		合計	(再掲) 社会福祉士	(再掲) 臨床心理士	(再掲) 医師	(再掲) 保健師
	常勤	6人	0人	2人	1人	1人
	非常勤	0人	0人	0人	0人	0人
平成21年度事業予算	合計（ 16,036 ）千円					

平成20年度の事業実施状況報告

		地域内	地域外	
1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援	実支援人員	801	18	
	延支援件数	3,149	19	
2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援	実支援人員	32	0	
	延支援件数	165	0	
3. 発達障害児(者)及びその家族等に対する就労支援	実支援人員	60	0	
	延支援件数	202	0	
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催で企画した研修	実施回数	8	0
		延参加人数	346	0
	(2)センター共催で企画した研修	実施回数	3	0
		延参加人数	309	0
	(3)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	27	0
		延参加人数	2,189	0
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会開催回数	実施回数	1	
		延参加団体数	22	
	(2)調整会議	実施回数	0	0
		延参加団体数	0	0
	(3)機関コンサルテーション	実支援箇所数	32	0
6. 個別支援のための調整会議	会議回数	36	0	

センター事業の経過と現状

○概況

- ・平成 19 年に子ども療育センター内に愛媛県発達障害者支援センターを設置し、現在 3 年目を迎えている。センター開所準備期間がなかったため、日常業務と平行してセンター機能の体制づくりを行ってきた。
- ・職員体制は、当初、医師 1 人（センター長、子ども療育センター医師を兼務）、事務職 1 人、心理士 1 人、養護学校教員資格保有者 2 人であり、2 年目から保健師を 1 人増員した。
- ・愛媛県は東予地区、中予地区、南予地区それぞれに地域特性や社会資源の量などが異なっているため、それぞれの状況に応じて適時バックアップする形で、支援体制を整備しつつある。

○主な相談内容

- ・子ども療育センターに併設されているため、開設当初から、乳幼児期、学童期の相談が多い。
- ・県専門家チームや市町の就学指導委員、巡回相談員等の経験者、教員経験者が相談員として配置されていることから、センター開所以前からの継続ケースも多い。
- ・新規ケースについては学校教育関係、療育機関からの紹介が多い。
- ・開設 2 年目からは県保健師が配置されたことより、保健所、心と体の健康センター（旧精神保健センター）、地域保健センターとの連携が強化され、乳幼児期の早期発見・早期支援の体制づくりが前進した。また、地域保健所の精神保健係との連携も徐々に進んでおり、精神疾患や二次障害を抱える成人期への対応も可能になってきている。

○主な事業

- ・巡回相談事業：発達障害者支援センターの専門性を活かすため、県内 6 ヶ所、各地域年 3 回の巡回相談を行っている。（医師、相談員 1～2 人体制）この事業は、子ども療育センターの巡回相談事業とあわせて展開している。
- ・東予地域ネットワーク事業への協力：東予地域では、四国中央市、新居浜市が発達障害者支援において先駆的な取り組みを実施しており、県振興局で独自に予算を確保し、圏域内の他の市町にもそのノウハウを拡大している。
- ・地域活動支援センターの支援者へのメンタルケア：座談会形式、月 1 回程度開催している。
- ・就労支援機関との連携：若者自立支援会議に参加している。
- ・松山高等技術専門校との発達障害研究会：月 1 回、発達障害 OA 実務科への助言などを実施している。
- ・余暇支援事業：小・中・高の学齢期を対象に月 1 回の仲間作りを行う。
- ・地域のニーズに合わせた研修会の開催、講師派遣

○県の支援センターと市町の支援センターの役割分担

- ・従来から各市町において独自の発達障害者支援体制の整備が進められており、県のセンターは後発の新しい社会資源であり、その役割分担や連携方策については、模索段階にある。
- ・県の支援センターの管轄地域の広さ、限られた人員体制をふまえると、県のセンターは間接支援という視点で整理する必要がある。身近なところで基本的な対応を行い、対応困難ケースを県に上げていくような重層的な仕組みが必要ではないか。
- ・県のセンターには、医療のバックアップ体制があることの特徴を生かし、人材育成や先進地域の情報を全県に提供していく役割が期待されている。

○今後の課題

- ・地域の相談支援体制とどのように連携していくか、特に地域資源の少ない地域への支援を地域の実情に合わせてどのように行っていくか。
- ・専門性を持った支援者育成などをあわせて実施していくことも必要である。

発達障害者支援センターが所管する地域の概要
地域の概況

市町村数	20 市町
圏域設定の有無	なし
人口	(1,437,093) 人・(599,284) 世帯 ※2009 年 12 月 1 日現在推計人口。
面積	(5,677.73) km ²
地域特性	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県は、四国の北西に位置し、北側には瀬戸内海に面した平野が広がり、南側には西日本で最も高い石鎚山 (1,982m) がそびえている。瀬戸内海・宇和海には 200 余りの島々があり、海・山両方の美しい自然に恵まれている。詳細は、県ホームページ参照。 (http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/150kikikanri/00005592041006/keikaku/1-2hen.pdf) ・愛媛県では、平成 14 年度末に 70 あった市町村が、旧合併特例法下での取り組みにより、平成 17 年 8 月には、20 市町に再編された。合併により、町単位で推進していた巡回相談体制の後退などが見られた。 (http://www.pref.ehime.jp/gappei/)

地域の障害者数(平成 21 年 3 月 31 日現在)

手帳所持者	身体	78,080 人
	知的	10,410 人
	精神	4,924 人
発達障害者		統計なし
うち発達障害児		統計なし

発達障害者支援にかかわる基盤整備の経過と現状(発達障害者支援体制整備事業、特別支援教育体制推進事業、障害福祉サービス、地域療育等支援事業等)

<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターの運営以外に、発達障害者支援に関連する主な事業として以下のものがある。 ・LD・ADHD等特別支援教育推進事業：文部科学省の事業で、校内体制充実セミナーを開催したり、広域特別連携協議会で発達障害の連携を進めている。 ・障害児(者)療育支援事業：県下13施設で、外来による療育相談や通園事業所職員等への技術指導等を実施している。 ・発達障害者職業能力開発モデル事業：松山高等技術専門校(県の職業訓練校)で職業訓練を実施している。1年目は若者サポートステーション利用者の中で障害受容できている人を対象としており、就職につながった。2年目は二次障害の課題を抱えた人等を対象として、心の健康センター、発達障害者支援センターも協力しながら取り組んでいる。 <p>※平成 20 年度 6 名、平成 21 年度 8 名が対象、3 年のモデル事業のため平成 22 年度も募集</p>
--

発達障害者支援センターが所管する地域における障害者相談支援体制の概要
障害者相談支援事業所の状況
相談支援事業所数

	主に対応する障害				
	全般	身体	知的	精神	児童
委託事業所	66 ヶ所	5 ヶ所	2 ヶ所	5 ヶ所	0 ヶ所
指定事業所	34 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	3 ヶ所	0 ヶ所
行政直営	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	0 ヶ所	4 ヶ所

発達障害者支援に関する障害者相談支援体制の経過と現状

○市独自に支援センターを有する四国中央市（東予地区）の取組み

- ・四国中央市は県の東端ということもあり、県庁所在地から離れていて県のサービスが受けにくい。特に、教育面では、特別支援学校が通学可能圏になかったため、市独自で対応を考える必要があり、児童通園の事業者、特別支援学級の担当教員、相談支援事業者等が中心となって、滋賀県湖南市の取組みを参考に、発達支援センターを立ち上げた。
- ・センターの利用対象は3～18歳で、発達障害に限らず、肢体不自由や精神疾患を有する者も対象としている。
- ・市内に在籍している子どもについては関係機関の連携がうまくいくが、15歳を過ぎて県立高校等に進学すると、市域を超えてしまうため、十分な連携が難しい現状がある。
- ・今後については、進学時の支援計画のつなぎ、卒業後の就職に向けた取組みが課題である。
- ・四国中央市の取組みを参考に、新居浜市では平成22年10月以降に子ども支援センターを設置する予定であり、西条市においてもセンター設置を望む声強い。

○総合相談窓口で受け止める松山市（中予地区）の取組み

- ・松山市では、相談支援事業所の相談支援専門員が積極的に支援を展開している。
- ・平成21年度から市では障害者総合相談窓口を社協に設置している。ただし、「障害者」と銘打っているので、限られた障害者が利用する窓口と受け止められており、どちらかというところコミで相談支援事業所に直接相談が持ち込まれるケースのほうが多い。
- ・総合相談窓口ができて相談の受け皿が広がったことは評価できるが、年齢が低い子ども、学童期で本人に障害認知はないが親や学校が困っている子ども等については、本人のニーズ、年齢、保護者の障害受容の状況に応じて子育て総合相談窓口で対応したほうが、円滑に支援につながる可能性もある。（障害者相談支援専門員であることは伏せて活動するケースも多い）
- ・松山市では、中核市として発達支援センターの立ち上げを検討している。

○中予・南予地区の町レベルの取組み

- ・久万高原町（中予）、松前町（中予）、内子町（南予）、は町レベルで、保健センター・教育委員会が連携して、乳幼児期～中学までの支援体制を整えている。旧中山町（中予）、旧双海町（中予）においても同様の取組みがあったが、市町村合併に伴い難しくなった。

① 乳幼児健診においてリスク児の早期発見と療育教室（保健センター中心）

② 幼稚園・保育所の巡回相談と関係者の連絡会（教育委員会と保健センター）

③ 小学校・中学校入学前（一部高校も実施）と入学後の巡回相談（教育委員会と保健センター中心）

④ 特別支援連携協議会、就学指導委員会における情報交換

※愛媛県発達障害者支援センターは巡回相談員、就学指導委員としてコンサルテーションを行っている。

○南予地区の取組み

- ・愛南町・宇和島市は、5歳児検診を実施している。（宇和島市では児童相談所の心理判定員の協力を得ている）

○相談支援にかかわる人材育成

- ・県として、相談支援を的確に行える人材を圏域ごとに確保するために、平成19年度から障害者ケアマネジメント体制整備にかかわった初期メンバーでない人材を国の研修に派遣し、地域に戻って研修を開くことを想定して、裾野を広げている段階である。
- ・相談支援専門員やサビ管の研修で、発達障害に関する基本的な知識の普及を行い、手帳があればサービスが利用できるため発達障害者支援センターと連携して取組みを行うように情報発信している。
- ・ただし、福祉サービスの利用につながった後、相談支援事業者、サビ管、その他の関係機関のうちどこが中心になってかかわるのか、モニタリングをどう継続するかが課題となっている。

自立支援協議会の状況

発達障害者支援に関する地域自立支援協議会の経過と現状

- ・現段階では、発達障害に特化した部会はないが、相談支援専門員の定例会や個別支援会議で困難事例として上がってくることはある。
- ・発達障害に対しての支援目的がはっきりしていない状況なので、部会を設置するかどうかは、今後の状況をふまえて十分検討する必要がある。発達障害を「障害」に含めても支援がない状況では大きなメリットが想定できず、本人が地域で暮らしやすい形で一般市民への理解が進まない可能性があるためである。

発達障害者支援に関する都道府県自立支援協議会の経過と現状

- ・県自立支援協議会として発達障害を協議事項にとりあげたことはない。
- ・今後、県協議会が広域的・専門的な相談支援や地域自立支援協議会のバックアップをする上で愛媛県発達障害者支援センターとの連携を検討していく。
- ・県の自立支援協議会と特別支援教育連携協議会には具体的な連携はない。

発達障害者支援における関係機関の連携の概要

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携

連携の必要性

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| 1. 連携の必要性を感じる | 2. どちらともいえない | 3. 連携の必要性を感じない |
|---------------|--------------|----------------|

連携に関する現状評価

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1. うまくいっている | 2. どちらともいえない | 3. うまくいっていない |
|-------------|--------------|--------------|

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の経過と現状

- ・個別のケースを通じ、必要に応じて連携体制を整えている。関係機関、保護者も含め個別支援会議を設ける場合もある。
- ・新居浜市発達支援課とは月1回のケースカンファレンスを行い、新居浜市より相談のあったケースに関して情報の共有化、支援の方向性の話し合いを行っている。
- ・定期巡回相談においては、相談者のピックアップとその後のフォローに関してセンターと相談支援事業者が連携している。

その他関係機関との連携

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
児童相談所	・同じ県機関として情報共有を図っている。(情報提供依頼等、こまめに連絡)	・虐待ケースで発達障害が疑われるケースへの対応。
心と体の健康センター	・同じ県機関として情報共有を図っている。(情報提供依頼等、こまめに連絡) ・思春期相談、不登校等、発達障害の疑いがあるケースについては、学校への介入等が必要となるため、愛媛県発達障害者支援センターに紹介してもらっている。 ・発達障害に特化した集団指導、SST等の紹介。	・二次障害が見られるケースに対する役割分担。 ・確定診断の困難さ。
若者サポートステーション	・コミュニケーショントレーニングなど就労に向けてトレーニングの場として紹介している。 ・ケースの紹介時に事前連絡する等、情報の共有を密にしている。	・発達障害が疑われる人に対するの対応。 ・就労に向けた役割分担。

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報の提供や学校での様子、相談の経過等を連絡している。 学習支援、不登校への対応等では、連携して相談支援、発達支援にあたる。 教員（特別支援教育コーディネーター等）への研修では、発達障害への理解を進めるため講師を派遣している。 県スキルアップ研修、教育センターが実施している親子療育教室で、保護者にも情報提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> スムーズな情報提供。 特別支援教育室と不登校に対応する教育相談研究室との連携の仕方。 距離的な制約による継続利用の困難さ。 旅費等の制約によるアウトリーチ支援の困難さ。
保健所・保健センター	<ul style="list-style-type: none"> M-CHAT など伝達講習をし、保健師のスキルアップにつなげる。 保健センター母子保健係からの情報提供により相談に対応したり、相談結果をフィードバックしたりしている。 保健所はケースにより精神保健係と連携し相談支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域によりケースの共有が難しい場合もあるため、今後、ネットワークを拡げていくことが必要。ニーズに合わせて都度関係機関につなぐ。
療育機関	<ul style="list-style-type: none"> 検査等の情報を共有している。 医療、訓練などはケースに応じ、子ども療育センターの専門的機能につないでいる。 就学前から就学後の相談支援に適時対応している状況である。 	
フリースクール	<ul style="list-style-type: none"> 不登校対応として、情報交換をしながら支援の方向を相談している。 	

※児童相談所、心と体の健康センター、知的障害者更生相談所、松山高等技術専門学校は、同一敷地内のため、集中的に支援できる環境にある。

発達障害者支援に求められるスキル・専門性

発達障害の可能性に気付くこと	<ul style="list-style-type: none"> 相談を受ける職員ははじめ日々関わる保育所や学校などの職員が発達障害の特性を理解しておくことが重要であるため、県センターは、そのための情報提供を行っている（講義、パンフレット、助言）。 M-CHAT について保健所、保健センター保健師への伝達講習を行っている。
発達障害の確定診断前の支援	<ul style="list-style-type: none"> ケースに関わる機関から情報収集し、問題の整理を行う。 心理検査を実施する。 相談受付時に、情報提供や対処法を考える。（療育機関の見学、他の相談機関の紹介、家庭での対応の仕方等）
発達障害の診断・診断後の支援	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の上、医師が診断し、必要に応じて投薬、訓練等を検討している。 親が孤立しないように相談や情報提供を実施している（親同士の集まりの場への参加や親の会の紹介等）。
発達障害のアセスメントやモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関で情報を共有して、連携している。ケース会議などで関係機関が集まり、意思統一・役割分担を行い、親参加の個別支援計画を立て、見直していく。
発達障害者に提供する具体的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 相談・訓練・医療の具体的なサービスを提供する。 社会資源（ケースにあった手法を提供できる機関、余暇支援活動の紹介

	<p>等) の情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属機関との話し合いの場を設ける。
関係機関の情報共有、引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関での役割分担、関係機関の意思統一、必要時の連絡会を実施している。 ・引継ぎ時には、質の低下が起こらないよう努めている。 ・関係機関では、事前連絡で情報共有している。
支援を必要とする人への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・公共機関にパンフレットを配布している。 ・インターネットや新聞、広報紙への掲載を行っている。 ・ケースに合った情報をいくつか提供しており、担当者名を伝えたり、ケースの了解のもとで事前連絡することもある。

発達障害者支援を担う人材育成の取組み

<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成は南予地域で重点的に取り組んでいる。地域の支援ネットワーク構築を主眼としたセミナーを開催し、地域で取り組めることをまずは知ってもらう機会を設けている。セミナー後、県のセンターへの相談件数が増えており、やる気のある市町、スタッフがそろっている市町から少しずつ取組みが始まっている印象である。 ・先行する東予・中予地域の取組みをモデルとして、県のセンターが全県に普及していくイメージを持っている。
--

大分県結果

発達障害者支援センターの概要
センターの基本情報

センター名	大分県発達障がい者支援センター ECOAL					
所在地	大分県豊後大野市					
事業開始年月	西暦（ 2005 ）年（ 2 ）月					
運営主体	社会福祉法人					
センターを附置する施設	知的障害者更生施設					
職員体制		合計	(再掲) 社会福祉士	(再掲) 臨床心理士	(再掲) 医師	(再掲) 保健師
	常勤	4人	1人	0人	0人	0人
	非常勤	1人	1人	0人	0人	0人
平成21年度事業予算	合計（ 19200 ）千円					

平成20年度の事業実施状況報告

		地域内	地域外	
1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援	実支援人員	373	14	
	延支援件数	894	18	
2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援	実支援人員	35	0	
	延支援件数	518	0	
3. 発達障害児(者)及びその家族等に対する就労支援	実支援人員	15	0	
	延支援件数	74	0	
4. 関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	(1)センター主催で企画した研修	実施回数	4	0
		延参加人数	203	0
	(2)センター共催で企画した研修	実施回数	33	0
		延参加人数	815	0
	(3)外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	28	0
		延参加人数	1488	0
5. 関係施設・関係機関等の連携	(1)連絡協議会開催回数	実施回数	3	
		延参加団体数	70	
	(2)調整会議	実施回数	37	0
		延参加団体数	216	0
	(3)機関コンサルテーション	実支援箇所数	57	0
6. 個別支援のための調整会議	会議回数	19	0	

センター事業の経過と現状

<ul style="list-style-type: none"> 開設当初から県内のセンター化を目指して、発達障害に関する専門家の養成を3年計画で行ってきた。今年度からは、本研修過程の全てを終了した専門員を各市町村に派遣する事業を始めている。また、来年度からは、関係機関同士が情報の伝達・共有を行うための「発達支援ファイル」を専門員が軸となって普及し、発達支援が必要とされていることを証明する「発達支援登録証」を発達障がい者支援センターの審査に基づいて発行する予定。
--

発達障害者支援センターが所管する地域の概要
地域の概況

市町村数	18 市町村
圏域設定の有無	5（予定：別府湾広域都市圏、県北広域都市圏、日田玖珠連携都市圏域、豊後大野竹田連携都市圏、県南連携都市圏）
人口	（ 1,196,795 ）人 ・ （ 489,944 ）世帯
面積	（ 6339.34 ）km ²
地域特性	日本一の温泉地であるため、県民のリハビリ意識が高い

地域の障害者数

手帳所持者	身体	67477 人
	知的	8453 人
	精神	4386 人
発達障害者		人
うち発達障害児		人

発達障害者支援にかかわる基盤整備の経過と現状（発達障害者支援体制整備事業、特別支援教育体制推進事業、障害福祉サービス、地域療育等支援事業等）

<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度の発達障害者支援体制整備事業を通して、県内の発達障がい児者の実態調査を行い、その実態調査に基づいて、平成 20 年に大分県発達障害者支援体制基本方針の策定を行っている。現在、この方針にそって「大分県発達障がい者支援専門員養成研修」等の取り組みを展開中である。 来年度からは、支援専門員が発達支援ファイルを軸にした関係機関での情報の共有と個別支援計画に対するスーパーバイズを目的にしながら活動することを予定している。 発達障がい者支援センターは、発達支援ファイルの発行と専門員に対する研修やスーパーバイズを軸とした運営を行うという役割分担を目指している。 また、今後は、圏域ごとに当事者活動を支援できる仕組みを構築できるとよい。
--

【参考：大分県発達障がい者支援体制基本方針の概要】

①全てのライフステージにおける共通のニーズ

支援ニーズ・現状と課題	支援体制整備の方針
(1) 発達障がいに関する知識の普及・啓発 ・社会的な理解が不足しているため、本人の性格や親のしつけのせいであるといった誤った理解が根強い。 ・誤った情報が広まりやすい面もある。	・正しい知識の普及のためのパンフレットの作成・配布 ・県のホームページなどを通じての積極的な情報提供 ・保育士や保健師、教職員等を対象とした研修会の推進 ・一般企業や事業所に対する啓発の推進
(2) 発達障がいに関する専門家の養成 ・専門性の向上のための研修の機会が少なく、また、専門官の派遣の要請に応えられる人材が不足している。	・専門研修の実施等による人材の養成 ・研修修了者を活用できる体制づくりの推進 ・様々な機関、職種への専門性向上の働きかけ
(3) 関係機関の連携体制の整備 ・福祉、保健、医療、教育、労働等の各機関の情報交換、情報の共有、個別のケース検討といった連携が十分ではない。 ・保育所、幼稚園等では、発達障がい児への対応に苦慮しており、専門機関からの支援を望む声強い。	・地域の支援ネットワークを活用した連携体制の整備 ・各圏域における連絡調整会議や事例研究会の開催 ・個別支援計画の作成の普及推進 ・発達障がい者支援センター等の専門機関からの助言や技術的な支援の充実

②各ライフステージごとの固有のニーズ

支援ニーズ・現状と課題	支援体制整備の方針
<p>(4) 早期発見・早期療育等の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6ヶ月児健診、3歳児健診では、この時点で顕在化していない発達障がい等は発見が困難な場合がある。 ・現状では早期発見が難しく、小学校入学後に様々の問題を指摘されるケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診で発達障がいを見逃さないよう専門職の参加やチェックリスト改善の働きかけ ・幼児の障がいに早期に気付くよう保育士、幼稚園教諭等を対象とした研修の推進 ・地域で中心的な役割を担う医療機関の整備に向けての取組 ・関係機関からのアドバイスや定期的な訪問などによる家族支援の推進
<p>(5) 教育的支援・発達支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学に際して、就学前の情報伝達が十分でなく、小学校で継続した支援がなされていない。 ・教員の発達障がいについての知識や理解が不十分で、発達障がいのある児童生徒を把握できていない。 ・放課後や学校の長期休業中における発達支援のニーズが高いが、社会資源が十分整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の情報を次のライフステージにつなげる仕組みづくりの検討 ・特別支援教育コーディネーターの専門性の向上 ・教職員への研修等を通じて特別支援教育への理解の推進 ・小・中学校等への巡回相談や専門家チーム相談会の実施 ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成 ・放課後や学校の長期休業中の発達支援に関する既存の社会資源の専門性の向上
<p>(6) 就労支援・生活支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場での理解が不足しているため、就労する能力があるにもかかわらず、就労継続が困難となっている場合がある。 ・安心して生活できるための必要な地域資源が少ない。 ・発達障がい者は、コミュニケーションに困難を伴う場合が多く、差別や権利の侵害を受けやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する理解の促進等による就労機会の拡大 ・グループホームやケアホームなどの生活の場の整備の推進 ・相談支援事業者、障がい福祉サービス事業所等の既存の社会資源の専門性の向上 ・民生委員やボランティア団体など地域活動の中心となる方への理解の促進 ・差別や虐待防止、権利擁護のための啓発活動の推進

発達障害者支援センターが所管する地域における障害者相談支援体制の概要

障害者相談支援事業所の状況

相談支援事業所数

	主に対応する障害				
	全般	身体	知的	精神	児童
委託事業所	43ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	10ヶ所
指定事業所	43ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所
行政直営	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所

発達障害者支援に関する障害者相談支援体制の経過と現状

・各相談支援事業所の中からも大分県発達障がい者支援専門員養成研修を自主的に受講していただいており、発達障がい児者の地域生活支援体制に向けて連携をすすめることができている。

自立支援協議会の状況

発達障害者支援に関する地域自立支援協議会の経過と現状

・発達障がい者に特化した部会は設けられていないが、知的障害者の部会などに「知的・発達障害」などといった位置づけで、事例や支援体制の検討などがなされている。

発達障害者支援に関する都道府県自立支援協議会の経過と現状

・県自立支援協議会の委員と大分県発達障がい者支援センター連絡協議会の委員には重複も多く、県としての方向性は共有できている。

発達障害者支援における関係機関の連携の概要

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携

連携の必要性

- | | | |
|--|---------------------------------------|---|
| 1. <input type="checkbox"/> 連携の必要性を感じる | 2. <input type="checkbox"/> どちらともいえない | 3. <input type="checkbox"/> 連携の必要性を感じない |
|--|---------------------------------------|---|

連携に関する現状評価

1. うまくいっている 2. どちらともいえない 3. うまくいっていない

発達障害者支援センターと障害者相談支援事業所の連携の経過と現状

- ・ 県内の主な相談支援事業所から、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会の委員として、事業の企画・運営などの協力を得ている。その中でも、特に、発達障がい者支援専門員養成研修の中で、学びあう関係がとれているため、相談に応じて連携がとりやすくなっている。

その他関係機関との連携

関係機関	連携の現状・効果・工夫していること	連携にあたっての課題・今後の方針
当事者団体	・ 定例会や部会、活動の支援	・ 他機関とのコーディネート
行政機関	・ 大分県単独の事業を含めた協力	・ 5年後を見通した事業展開
教育機関	・ 相互の事業に関与し、協力	・ 支援専門員の派遣と位置づけ
医療機関	・ 養成研修を軸にした連携	・ 専門性の向上
福祉施設	・ 養成研修や専門員の派遣を軸にした連携	・ スーパーバイズ体制の構築と専門性の向上
相談機関	・ 連絡協議会を軸にした連携体制	・ 専門性の向上

発達障害者支援に求められるスキル・専門性

発達障害の可能性に気付くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脳のタイプや、特性を交えた普及・啓発 ・ 周囲からの疑い、発見による相談機関へのつなぎ ・ 受容を目指したポジティブ情報の伝達
発達障害の確定診断前の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困り感についての理解と相談支援 ・ 本人のニーズに合う医療機関の紹介 ・ 当事者（保護者）との関わり
発達障害の診断・診断後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい特性や支援体制についてのライフステージを通じた説明 ・ 障がい受容に向けた、見通しやポジティブ情報の伝達
発達障害のアセスメントやモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の特性や才能を理解するための検査（WISC-Ⅲなど）や、チェックシートをもとにした聞き取り ・ 発達支援ファイルなどによる情報交換・伝達
発達障害者に提供する具体的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己理解のためのチェックや、支援環境の設定 ・ 当事者（保護者）団体の紹介や福祉サービスの利用方法などの情報提供（ガイドブックなど利用）
関係機関の情報共有、引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門員を仲介者とする個別支援ファイル（共有のための支援の履歴情報）の記入
支援を必要とする人への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村を軸とした、相談窓口の設定

発達障害者支援を担う人材育成の取組み

- 「大分県発達障がい者支援専門員養成研修」立ち上げの経緯
 - ・ 支援費制度下、サービス基盤として、行動援護もなく、居宅支援も低調な頃にセンターを開設した。
 - ・ 同一法人内に県内唯一の自閉症施設を有し、二次障害のある強度行動障害の人等を受け入れており、常に定員いっぱいの状況が続いていた。こうした中で、関係機関には、発達障害等の困難ケースは、皆で対応を考えるよりは、当法人に紹介して終わりというイメージを抱かれており、センター開設当初はそのような相談が多かった。
 - ・ しかし、広域な県内全域のケースを1センターで継続的に支えることは物理的に困難であるため、各圏域で対応できる体制、人材育成の必要性を実感し、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会に課題提起した。この会議には、県内の発達障害に関する医療・福祉・行政関係者、相談支援事業者のうちの圏域コーディネーターが参画していたため、当初から、センター単独の取り組みではなく、県の関係機関全体での取り組みとして、人材育成の必要性、意義を共有

した上で、平成 18 年度から「大分県発達障がい者支援専門員養成研修」を開始した。

○研修の概要

- ・研修の概要は以下のとおりで、毎年受講者を受け入れているので、発達障害支援を担う人材は着実に増えている。
 - ①初級（1年目）：6回の講義、3機関の現場視察研修。定員 50 人。
 - ②中級（2年目）：4回の講義、5日間の施設での実務研修。定員 30 人。
 - ③上級（3年目）：事例検討会、研修会に既定回数以上参加。定員 30 人。
 - ④4年目から資格交付審査会を経て、スーパーバイザーとして活動開始。資格交付者 15 人。
- ・研修参加希望者は小中学校の教員を中心に相当数おり、初日で定員に達する状況が続いている。初年度は先着順で受けていたが、圏域ごとの中核人材を育成するという視点から、3年目からは、圏域、所属機関（保育園、小学校、障害相談支援事業所等）のバランスに配慮して、連絡協議会で選抜を行っている。

○研修の成果

- ・平成 21 年度に最初の修了者を送り出し、相談支援事業所、保育園・幼稚園、小学校、福祉施設、当事者の会等での個別支援会議、日常的なアドバイス、普及啓発等に 67 回の派遣を行っている。（平成 22 年 1 月までの 10 ヶ月の実績）
- ・派遣については 1 回 1 万円の報償を支払っている。
- ・派遣依頼を受け付ける窓口を各市町村（行政）に設置したことによって、市町村ごとの実態把握や、相談支援事業所や関係機関との連携が円滑にできるようになった。
- ・受講者・修了者は、教育、障害者施設、行政関係の多様な機関に所属しており、色々な立場から発達障害について理解し、支援する体制を作ることができている。
- ・3 年かけて人材養成すると、一緒に研修を受ける中での受講者間のつながりが生まれ、多職種ネットワークができている。また、修了式も初級・中級・上級の全受講者を集めて開催するようにし、情報交換の機会を設けており、今後はこうしたネットワークが活用されることで、本人のニーズに合わせた調整がより円滑に進むことが期待される。
- ・機関に役割をつけると担当者が変わることで取組みが停滞したりするが、専門員は個人に役割を担ってもらうので、異動になっても可能な範囲で発達障害者支援にかかわり続けてもらうことが可能である。
- ・発達障害支援の専門性が見極めにくいため、当事者が誰に相談すればよいか迷う場面が多い。一定の専門性を担保された専門員を養成することで、今後は相談先を選びやすくなるのではないかと。（今後は、専門員の所属機関をホームページで情報提供する予定である）

その他自由意見

- ・大分県では、発達障がい者支援センター連絡協議会が軸となって、保健・医療・教育・福祉・行政・労働分野のスペシャリストに向けて、発達障がいに関するゼネラリストを目指した相互研修を行っており、その研修制度を起点にしなが、相談支援事業所を始めとする各関係機関同士のネットワークも発展してきている。

V 実践研究～発達障害者の居場所づくりと就労生活支援

ここでは、本研究としてはサブルーチンに位置づけた「発達障害者の居場所づくりと就労生活支援」に関する実践研究の概要を報告しておきたい。具体的には、①不登校・ひきこもり・発達障害の子どもたちを支える大阪市のNPO法人み・らいず、②滋賀における高機能自閉症・アスペルガー症候群の人のためのケアホーム<ホームかなざわ>、③普通高校と協働して発達障害児の就労生活支援をすすめる長野県ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター、④成人期発達障害者の就労生活支援をすすめる滋賀県働き・暮らし応援センターリラク、この4カ所における実践の整理と分析から、標記テーマに関する成果と課題を分析し、今後の居場所づくりと就労生活支援の在り方を提起して頂いた。

V-I : NPO 法人み・らいず（大阪）の取り組みから

1. み・らいずのスケッチ

みらいずは、2001年にNPO法人を取得して活動しています。学生時代に始めたガイドヘルパーの活動から仲間が集まり、いくつかの事業を実施しています。大きく分けると、自立支援法に基づいた障害児・者の生活支援事業や介護保険事業と、不登校や発達障害児の支援を行う事業です。

障害児者ヘルパー派遣や介護保険事業などは、国の福祉サービス制度にのっとって実施されており、これらは株式会社と・らいずで運営しています。と・らいずでは、知的障害・身体障害・精神障害・高齢者の方を対象にヘルパー派遣を行っています。主としては大学生がヘルパーの資格を取得して、活動しています。

2. と・らいずとみ・らいず

2001年に、み・らいずの活動がスタートした当初、障害をもつ仲間が作業所に通っており、作業所のない日は家で過ごしている生活から余暇支援の必要性を感じました。「何をしたいか選択できるようになるために、まず何事も経験しよう」と月に3回イベントを企画し、実施しました。余暇支援をしていく中で、余暇を充実するためには、日常生活の支援も必要であり、生活支援と余暇支援を行うようになりました。

支援費支給制度が始まり、措置から契約の時代となり、ヘルパー派遣も国の制度として進めることになりました。自分たちの取り組んできたことが、制度を使って進めることができるようになったので、ヘルパー派遣事業は、株式会社と・らいずとして支援することにしました。制度としてサービス提供する事業は、株式会社と・らいずで、その他のニッチなサービスや創りだしていくサービスは、NPO法人み・らいずで取り組んでいくこととしました。

現在、株式会社と・らいずでは、障害者自立支援法に基づく生活支援と移動支援を行う「ヘルプセンターと・らいず」と障害福祉サービスの利用に関する支援や調整を行う相談支援事業、介護保険と予防介護のケアプランを作成する「ケアプランセンターあえる」があります。

3. 学生パワーを創り出す

み・らいずには、現在26名のスタッフと100名以上の学生が関わっています。福祉の現場では、24時間365日サポートを必要としている方がいます。9時から5時までのスタッフ体制では、必要な支援をつくることができません。また福祉職は、他の業種に比べて決して高いとはいえない給与で、人材が継続して育ちづらい分野です。人材不足な状態が続いている中で、利用者は「自分らしく暮らしていきたい」という意思をもちつつも地域での暮らしをつづけていくことに不安を感じています。

み・らいずでは、必要な人に必要な支援を届けるために、学生のパワーを重要視しています。学生は、大学や専門学校で「福祉」「教育」「特別支援教育」「まちづくり」「地域福祉」などを学んでいますが、リアルに関わるができる機会がありません。み・らいずでは、学生が学んでいることをリアルに感じ、リアルに支援を創り出していく側面を担っています。学生は、学生時代をみ・らいずで過ごし、公務員や教師、相談職、一般企業などに就職していきます。社会人になって、違った分野で生活していたとしても、障害児・者や高齢者・不登校の子どもたち等、み・らいずでいろいろな人に関わり苦労をともにした経験を活かしていく場面がきっとあるはずです。福祉の分野だけで解決できることにも限界があります。福祉のリアルな経験をした人間が社会に増えていくことが、社会を変える一歩につながると考えています。

学生はまだまだ経験不足な面が大きいので、み・らいずは学生を育成していく必要があります。研修も、事業毎の支援者研修、学生同士がコミュニケーションをとるための研修、イベントや事業を企画するためのマネジメント研修等、さまざまな研修やイベントを実施して、支援者としてのスキルを磨いたり、学生が学生を支える仕組みをつくっています。

4. ほっとスペース事業の手ごたえ

NPO法人み・らいずでは平成16年度から、大阪市の「不登校など課題を抱える青少年に対する相談と居場所づくり（愛称：ほっとスペース事業）」の居場所づくりに関する事業を受託運営してきました。不登校の子どもたちの「居場所」では、居場所スタッフと専門の相談員（大阪市の外郭団体所属）が常駐することで、子どもや保護者、学校、地域のアセスメントがより丁寧に行われ、社会参加に繋がるように支援が行われています。

現在、み・らいずは、大阪市内に3ヶ所の不登校の子どもたちの「居場所」を運営し、40名弱の小学生から中学生までの子どもたちが登録しています。支援スタッフはみ・らいずスタッフと学生ボランティアが中心となっており、学生ボランティアはみ・らいずが実施する不登校や発達障害、子どもたちの心理に関する研修を受けることで、ボランティアとして登録されています。学生は近畿圏内の様々な大学、学科に属している40名ほどの学生で構成され、子ども達の「お兄さん」「お姉さん」のような、モデル的存在として、気持ちに寄り添いながら日々活動をしています。

子どもの不登校の背景には発達障害や心理的な不安、貧困、虐待、家族内の不和などの問題が複雑に絡み合い、更に多様化している現状があります。ほっとスペース事業では、そういった問題に対して、本人、家庭、学校、関係機関との連携を通して、子ども達の利益を中心に、社会参加を目的とした支援を日々行っています。

5. ラーンメイト

み・らいずの自主事業として、不登校や発達障害児への学習支援を行う「ラーンメイト」があります。「何を勉強してよいのかわからない」「何もしたくない」「同年代の友達と遊べない」などさまざまな課題をもつ子どもたちに、「自尊心」「学習習慣」「生きる力」を育てていってほしいと思っています。

<特徴>

一般的な学習塾とは違い、学年等の年齢に関係なく、個人つまづいているところをどのように学習していくか個別のプログラムを作成し、学習を進めていきます。学習スタイルも通塾パターンと自宅学習パターンと選択できます。学科学習に入るまでの、メンタルサポートや学習習慣づくり、ソーシャルトレーニングや就労支援などの多様な学習メニューを提供しています。

<ニーズ>

利用されている方のニーズもさまざまですが、小・中・高で学校環境が変わっても、一貫して変わらない支援を希望され学習継続される方も多いです。また、学科学習はとて理解できており、勉強は教えてもらわなくて大丈夫なので、一緒にショッピングやお話をしてほしいというニーズもあります。最近では、特別支援学校に通われている方から、「学校での勉強では物足りない」ということで、ラーンメイトを利用される方もいます。

<体制>

直接、子どもの学習活動に入る講師は、大学生です。面接を受け、「不登校」や「発達障害」「学科学習の指導」「教材研究」などの研修を受けて、支援に入ります。心理学や社会福祉、教育、特別支援教育を専攻している学生が多いです。

事務局は、利用にあたっての面談や講師とのマッチング、個別プログラムの管理、保護者面談、研修企画等を行います。スーパーバイザーとして、特別支援教育士、臨床心理士、社会福祉士、作業療法士等の専門家や大学教授にサポートしてもらっています。

6. 就労支援

ラーンメイトの活動の中から、高校に合格して高校生活を送っているが、アルバイトの面接に通らないという現状が見えてきました。将来、「働く」ために、中学・高校の間に何を学ぶ必要があるのか考えるきっかけになりました。そこで2008年から、厚生労働省の研究事業として、「早期就労体験事業」をスタートしました。2008年度は、中高生17名と一緒に、あいさつ・ビジネスマナーなどの事前トレーニングを行い、アルバイト実習を行いました。みらいずが日ごろから関係している企業や、スタッフがよく足を運んでいる飲食店など10社が実習先として協力してくださいました。個々の特性を活かせる場面もたくさんあり、経験することの大切さを改めて学びました。実習を通して、仕事の段取りを組むことや、集中力のコントロール、自己流で仕事をこなさず指示を仰ぐ困難さなど、課題が見えてきました。

2009年度は、実習期間を長期化し、自己流になる部分を修正すること等を課題として取り組んでいます。実習先の方でも、「慣れたときにどのように注意したらよいか」「手順は一度に説明しない方がよいか」等、具体的な質問や課題を挙げて下さり、一緒に手順書を作成しています。実習生は、これまで学校生活や家庭生活の中で、家族か友達という関係性で生活しており、職場の人間関係を経験していません。職場の上司や仲間という人間関係とはどのような人間関係なの

かイメージしづらいようで、「親しく」話しかけられると、「ナァナァ」な言葉遣いで返答してしまいます。現在、「親しく会話をする」と「敬語を使うこと」を同時に成立させるためのトレーニングメニューを考えています。「働く」という要素には、仕事を覚えること、作業することの他にもいろいろなことが含まれており、発達障害やコミュニケーションが苦手な青少年には、これまでの職業訓練とは違ったトレーニングメニューが必要となっています。作業能力を持ちつつも、コミュニケーションの面で働くことができないという課題を解決できるように、今後もサポートしていきたいと思っています。

7. み・らいずのころえ

(1) 現状の受容と目標の支援

現状の生きづらさを受容し、「こうなりたい」という目標を支援する。生きづらさを受容し、生きづらさを支援するだけでは、目的を見失う。

(2) 利用者にとって適切なものさし（OS）を使い、コミュニケーションをはかる

それぞれ得意な受信方法と発信方法があるので、支援者の一方的な方法で伝達しない。

(3) 「どこまで」「誰が」やるのか役割分担する

本人も含め、関わる支援者で、「誰が」「どこまで」をするのか役割分担し、いつごろに成果を確認するかも決めておくことが大切である。

(4) ルール設定をする

一方的な約束事ではなく、了解のもとルールを設定し、ルールを守れるように工夫をする。

(5) 自尊心を育む

できないところだけに着目せず、よいところで補っていけるような視点を忘れない。トラブルやつまづきを「成長の機会」として捉える。

(6) 「ほめる・認める・無視・許さない」という線引きを共通理解する

何を「ほめる」「認める」「無視する」「怒る」のか、支援者で共通理解して関わる。ほめ方、認め方、無視などの表現方法も、支援者側でなく、本人のものさしにあったもので表現する。

(7) ことばづかい（言葉の使い方）に気をつける

あいまいな表現や、意味を取り違える可能性のある言葉に気をつける。

(8) 空中戦でなく、地上戦で。

口約束だけで、事を進めず、記録（メモ）を取って、どこまで了解できているか確認する。

V-Ⅱ：ホームかなざわ（滋賀）の取り組みから

1. ホームかなざわの概要

滋賀県社会福祉事業団では、滋賀県の委託を受け、平成 17 年度から高機能自閉症等地域生活支援モデル事業（平成 20 年度からは高機能自閉症地域生活ステップアップ事業）を実施している。この事業が実施された背景には、高機能自閉症などの発達障害者は、環境の変化への適応が非常に困難であることから、地域で自立した生活へ移行するには段階的な支援を実施する必要があると考えた。そのため、この事業では高機能自閉症・アスペルガー症候群等の発達障害に特化したケアホーム・グループホーム（ホームかなざわ）のフレームを使い、2 年間という期限の中で自立に向けた支援を行なうという事業展開をはかった。

具体的には、ホームでは利用者にひとり暮らしを可能にするための日常生活スキルや社会生活スキルの獲得してもらうための支援を実施する。さらに、ひとり暮らしが可能と思われ、それを希望する利用者にはひとり暮らしのためのアパート『ステップハウス』に移行してもらい、実際にひとり暮らしを体験するプログラムを作成した。その後のステップハウスは自分の住みたい地域で住み続けられるよう、利用者の希望を最大限聞き入れた中でアパートの選定を行っている。そのアパートで実際にひとり暮らしを体験してもらいながら、生活スキル、社会的スキルの獲得と、その地域でひとり暮らしを続けられるよう地域の関係機関と連携してサポート体制の充実・強化を図ることとした。

これまで、このホームを 7 名の方が長期利用された。年齢は概ね 20 代から 30 代の方でアスペルガー症候群、広汎性発達障害、高機能自閉症等の診断を受けている方が利用し、そのうち 2 名の方がステップハウスを利用しひとり暮らしを始めた。

このホームに来られる利用者の多くは、地域の関係機関（例えば、特別支援学校、相談支援センター等）からであるが、それ以外に主治医の情報提供により自ら連絡を取ってくる方もいる。自分でこのホームの門をたたき利用者は他の福祉関係機関とつながっていない場合もある。そのような場合本人の了承を得て、関係機関につながってもらうようお願いしている。ただ、自分の障害をなぜ関係機関に伝え、支援されなければならないのかという疑問を持つ利用者もいるため、そのような場合には利用者に対しては、「自分が助けてもらいたい時には関係機関の支援者を使い、助けが要らなくなった場合には支援者を切っ飛ばせばいい。」というようなことも含め、ていねいに説明をして理解を得るようにしている。

2. ホームかなざわでの支援の実際

ホームかなざわでは、発達障害の方の特性に配慮した支援を実施している。例えば、利用者にスケジュールを記載してもらうスケジュールボードを用意し、そのスケジュールを共有スペースに掲示し、度の利用者がいつ頃入浴して、夕食をとるのか。いつ起床して出勤するのかがわかるようにした。これスケジュールボードの目的は、利用者がホームで生活することに慣れることのほか、浴室が 1 か所しかないため入浴時間が重なるのを防ぐことが目的である。ただ、生活リズムがつくようになればスケジュールボードを使用しない利用者もいるし、利用者の入れ替わりがなく落ち着いた状態ではそれぞれの利用者がどのタイミングで入浴するとか、食事をとるとかが分かるため使用しなくなる場合もある。

また、それぞれの場所には視覚的情報としての絵や文字、電気製品の近くにはその手順書を用意している。利用者が困った時にその場所に掲示されている情報や電気製品を使用することで、それらの情報を手がかりとすることで一つひとつスタッフに頼らなくても自身の力で課題解決できるよう配慮している。その他に、『ホーム利用の手引』を利用者に渡している。この利用の手引の中には共同生活をする上での生活ルールを記載し、そのルールに基づいて生活してもらうこととしている。

3. 利用者の状況（利用者 A さんの場合）

ホームかなざわを利用する方々の多くは、小・中学時代にいじめに合い、不登校になる。あるいは、家庭内暴力や虐待されたケースなど、家族との不和、家庭で支えきれないあるいは家庭から逃げ出してきた人たちで、これまで生きてきた中で負の体験をより多く積んできた人たちである。今回取り上げる A さんも中学時代にいじめに合い、不登校になり、家庭内暴力で家庭では支えきれないという人であった。

中学までは通常学校に通っていたが、高校は特別支援学校に入学したものの、家庭内暴力は収まらず、何らかのきっかけがあれば不登校になるという状況であった。そうした中、高等部 2 年の時に、洋服に興味を持ち始めた。学校行事があるごとに洋服の購入を要求し、要求が通らなければ自分の洋服や弟の洋服を切り刻み、新しい服を要求するという行動がみられた。それ以外にも自分の要求が通らなければ母親に対して暴力をふるう、部屋の壁に穴をあける等の行動がみられ、家族は困り果てていた。そうした中で開催された個別支援会議の中で、このホームかなざわの利用はどうかという提案がなされた。ホームかなざわスタッフがその後の個別支援会議に参加し、ホーム利用に向けた話し合いがなされた。

ホーム利用に向けた会議の中で、保護者は一刻も早く正式に利用させたいと望んでいたが、本人は体験での利用はいいがいきなりは難しいと感じていたようだった。その調整役を特別支援学校の学級担任とし、本人の意向を尊重しながらまずは、体験利用を進めるということになった。

利用形態は、当初ホームを利用して学校に通学、慣れてきた段階で、ホームを利用して校外実習を行うという取り組みを行った。そうすることで、生活の場に慣れた段階で、日中活動の場を変更していくことで、卒業後にスムーズに企業就労できるようにしていくことを目的とした。

そのような取り組みの中で、A さんの状態も安定し、卒業後はホームで生活をし、土日に自宅に帰省するというパターンになった。週末帰省は、本人も保護者もお互いにいい距離感を保つことができた。また、これまで拒否的であった父親とは仕事という共通の話題の中で徐々にお互いの距離感をつかんでいった。

そのような中で、本人は作業場のレイアウトの変更や、交友関係の広がりの中で長期に仕事を休むことがあった。そのような時にも、父親はホームの A さんを毎日のように訪問し、話をした。そのことで A さんは父親を信用するようになり、父親は今日でも A さんに毎朝がんばれメールを送っているという関係になった。

その後、A さんはステップハウスに半年かけて移行した。その中で、ひとり暮らしのルールをかなざわスタッフと取り決めるのと同時に、これまでホームでは世話人がしていた食事作りをどうするのか、あるいはホームのスタッフが一括して聞いていた相談等を、生活上の問題は地域の相談支援専門員に相談支援を、会社での問題は地域の雇用支援ワーカーに相談すること等と整理

した。そのような整理を時間をかけて行ったことで、現在はひとり暮らしを楽しんでいる。

4. ホームかなざわでの相談支援

実際に、ホーム利用者からの相談例をあげていきます。

- ① 「バスや電車が遅れたんですよ。大丈夫ですけど。」ということがしばしばあった。大丈夫と言われて流していると、そのうち仕事に行けなくなった。その原因を探っていくと、どうやらこの言葉の中に原因があると考えられるようになった。そのため、バスや電車がなぜ遅れるのか。その時にはどうしたらいいのかを本人に書いて渡したことで安心して仕事に行くことができるようになった。ということがあった。何気なく言う言葉の中に利用者の子になっていることが隠されている場合がある。
- ② 「最近、仕事のペース落ちたみたいなんですよ。よく怒られるし。」仕事から帰ってきてこんなことを言われることがあった。そのあと、仕事を休むようになり、その原因を探ると、どうやら職場のレイアウトが変わったことが原因ではないかと考えられるようになった。実際に職場のレイアウト変更があったのか、雇用支援ワーカーに連絡を取り、職場訪問をしてもらい確認をとった。実際にレイアウト変更があり、そのことで作業ペースが落ちたわけではないことを伝え、解決できた。ホームで話された言葉が職場での問題解決につながっていった例である。
- ③ 「風邪引いたみたいです。せきが出るし、頭も痛いんです。」こういった場合、単純に風邪とか、頭痛で片づけてはいけなことがある。本人の困り事や悩みが身体症状に現れることがあり、困りごとを聞いても本人もわかっていないことがあるため、日頃本人の言葉の中に困りごと、悩みがないかアンテナを張っておく必要がある。

5. ケアホームからひとり暮らしへ

ホームの暮らしの中でアセスメントをとる必要がある。利用者の障害特性や、これまでの人生の中で培ってきた自分なりのルール、生活上の困難さを理解して支援する必要がある。本人の強みは何かも考えることで少しでもその利用者が生活しやすいお手伝いができるのではないかと思われる。そのアセスメントが、ひとり暮らしの支援計画につながるという視点が大切である。ホームを利用中にその利用者が何に困り、つまづくのかの傾向を掴む。そのことでひとり暮らしを始めた時にその利用者がつまずきやすいポイントに対するアプローチを行うことができる。場合によっては生活ルールを作ることができる。ひとり暮らしの場合、常に近くに支援者がいるというわけではなく、またこれまでの生活以上に想定外の出来事が起こる可能性もある。そのため、すぐに支援者が課題等を把握し支援することには限界がある。そのため、できるだけスムーズにひとり暮らしに移行して行くために、相談窓口は誰なのか、生活上のルールの確認方法、本人の特性などに配慮した支援計画を作成することが大切となる。

また、ひとり暮らしを始める利用者にとって、この暮らしが維持できるという自信を持ってもらう必要がある。そのため、ホームの生活の中でどんな小さなことでも利用者のできる事をほめることで成功体験を積み重ねてもらう必要がある。また、利用者が生活上の不安を感じているときには、その不安感に寄り添うことで安心感を持ってもらうことも必要である。また、個別性の高い支援、オーダーメイドの支援を行なうために、その利用者がどのような人なのかという人物

像をホームスタッフはもちろんのこと、関係機関とも共有していくことが必要である。

実際にアパートでひとり暮らしをする経験のない利用者にとっては、ひとり暮らしをすることに対する大きな不安があると考えられる。その不安をとり除くような支援を行う必要もある。たとえば、一緒に泊まってみるとか、落ち着くまで毎日訪問することなど必要に応じてその利用者にあった支援を行う。

実際にひとり暮らしをしてみると、ホームで使用していた洗濯機をアパートに移動させただけで、その洗濯機の使用方法が分からなくなることがある。同様に、ホームではスタッフに確認することなくお米を研いでいたのに、ひとり暮らしではお米を研ぐ回数を気にしてスタッフに確認するということが起こる。これらは支援者が想定していなかったことで、このようなことは実際にひとり暮らしを始めて支援が必要とわかる。

支援者ができるだろうと思っても、できないことがあり、結果的に支援が届かないことがあり得る、ということを頭のどこかにおいて支援することが大切である。

(文責：滋賀県社会福祉事業団 企画事業部 松田裕次郎)

V-III：ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター（長野）の取り組みから

1. はじめに

長野県ほくしん圏域障害者就業・生活支援センターは、障害児者の総合的な相談支援をおこなう北信圏域障害者総合相談支援センターと同一法人内の一組織です。総合相談支援センターやそのほかさまざまな関係機関と連携しながら、障害者の就労や生活等の相談支援業務に携わっています。

地域の高等学校には、学習や社会参加活動に課題を抱える発達障害児者が少なからず存在していると考えられています。特にアルバイトなどの就労に関わる活動においては、学校内の取り組みだけでは対応しきれない状況になってきています。しかし実際には、高等学校が地域の関係機関と連携することはあまり行われてきていないのではないかと思います。この点に関わり、発達障害とりわけアスペルガー障害や ADHD といった知的障害をもたない発達障害者の就労を支える仕組みとして、高等学校と地域の専門機関が連携しながら支えていく仕組みが不可欠であると考えられています。北信圏域では、このような課題意識のもとに、地域の高等学校と障害者就業・生活支援センターが連携し発達障害者を支えていく仕組みをつくっていくための取り組みを日々試行錯誤しながら実践しています。この報告では、発達障害者の就労を支える取り組みとして高等学校と障害者就業・生活支援センターが連携した実践事例を報告していきたいと思います。

2. 支援に至る経過

Yさんは、地元の高等学校に在籍している3年生であり、学校の先生からすすめられてインターンシップに参加した経験があり、このインターンシップ経験についてどうであったかを振り返るための支援会議が学校において開かれることになった。この会議にほくしん圏域障害者就業・生活支援センターの就業支援ワーカーも呼ばれて参加したことが、このケースにおける連携の始

まりであった。この振り返りの会議は学校主催のものであったので、参加者は生徒の担任や進路指導担当者、養護教諭等が主であったが、この高等学校ではこれまでの連携実績により就業・生活支援センターとの連携に対する意識が高く、とりわけ養護教諭がキーパーソンとなり就業・生活支援センターと密に情報交換している背景があったため、今回の会議もそういった関係性の上に就業支援ワーカーの参加が可能となった。

支援会議においては、インターンシップに参加した理由として、3年生になり就職活動を目指していたが、アルバイトなどの就職にかかわる活動がなかなかうまく進まなかったために、インターンシップに参加したことが話された。本人はインターンシップの経験を振り返り「今度は別の職場も体験してみたい」という新たな思いを感じていることを伝えた。これを受けて会議の中で話し合った結果、今後はこの地域の企業の中で職場実習をおこなっていくことを決定し、就業・生活支援センターではこの職場実習をすすめていくための計画立案や実習の実施について支援していくこととなった。

3. 就業・生活支援センターでの支援の実際 ―就業に向けたアセスメント―

この会議を受けて、就業・生活支援センターでは、本人に適した職場実習をおこなうために、まず本人の特性について把握するため、就業支援ワーカー・ジョブコーチ・本人・保護者の4者で面談することとなった。この面談からは次のようなYさんの成育歴や特性が明らかとなった。Yさんは小2のときにADHDの診断を受けており、小さいころからとにかくじっとしていることが苦手な子どもだった。学力はなんとかついていけるものの、授業中は教室にとどまっていることが難しく、授業に飽きては保健室に行くことが多かったという。そして高校では単位の修得がぎりぎりの状態となっていたことがわかった。教室に居られるための対策を本人なりに工夫したらしいが、それが携帯ゲームをしながらその時間をしのぐというものであり、当然友人に見つかって文句を言われたり、また友達の話最後まで聞かないということで周囲からのいじめにあったということも話された。普段の生活のなかで忘れ物が多く不注意が原因でのケガが多いことも話された。これらの特徴が共有されるなかで、本人に診断名についての適切な理解はなく、今回の職場実習についてもやってみたい希望はありながらも「すぐ飽きるから」「できないかもしれない」といった消極的な気持ちも抱いていることがわかった。本人は、他者と同じように行動できないことに対して、これまでずっと自分自身に否定的な感情を持ちながら生きてきていたことがわかった。行動すること自体に苦手意識を感じ、そんな自分自身に対する自己評価がとても低いことが表れていた。

面談を受けて計画した職場実習は、地域のスーパーマーケットのバックルームでの作業であり、青果部門において野菜の袋詰めをおこない、それを店内の陳列棚に並べる（品出し）という作業であった。時間は一日4時間、期間は4日間とした。実習期間中は、就業支援ワーカーとジョブコーチが実習の様子を行動観察し、本人の就労におけるアセスメントをおこなった。この行動観察によりジョブコーチの視点から、本人の特性に関わる行動特徴（就労を想定した場面における）を明らかにし、職場の環境調整のために生かせる情報の整理をした。また実習をおこなった職場の店長から本人の実習の様子（良かった面を評価：笑顔やあいさつ）について直接フィードバックをしてもらうことにより、働く自分の姿について肯定的にとらえ、今後の就労について前向きに考える足がかりとなった。）

職場実習の行動観察による就労アセスメントの結果は、特性に関わる行動特徴と、職場の環境調整に役立つ情報であり、次のようなものであった。注意の持続に関しては、「一工程の単調作業は飽きやすい」「集中できる時間は40分から1時間」「時間の予告が有効」ということが挙げられた。衝動性に関しては、「人的環境が大きく影響しやすい」「不適切な言動をしやすい」ということ、また多動性については「何かを取りに行くなど動くことができる保証が必要」「休憩時間にはその時間を過ごすための道具が必要」ということが明らかとなった。

4. 支援会議とその後

これらのアセスメント結果を本人に伝えるために、学校において本人と進路指導担当者、養護教諭、就業支援ワーカーおよびジョブコーチが集まり、アセスメント結果を共有する場を設けた。そのなかでは、集中できる時間や人的環境に影響されやすいといった行動面での特徴を実習場面を振り返りながら共有していった。

このようにアセスメント結果を共有したり、店長からフィードバックをもらったりすることで、少しずつYさん自身が自分の特性を理解し、今後の職場での対策を考えていくことができるようになってきていることがわかった。またアセスメント結果は保護者にも伝え、本人の特性を理解してもらった。

その後、進路指導担当者が新卒求人の中から見つけてきた地域の企業を面接し、その結果内定をもらうことができたが、この際、進路指導担当者は本人の特性について企業に十分に伝えることができず、クローズでの就職というかたちになった。このケースは、アセスメント結果のフィードバックをおこなうことで本人の自己理解を促すことができたといえるが、一方で就職後の企業との連携につなげるという点で課題を残したといえる。

5. 今後の展望

このケースは、就業・生活支援センターと高等学校が連携することで、発達障害をもつ生徒の自己理解を促し就職という社会参加に結びつけることができたことを報告したが、地域の高等学校における発達障害者の就労を支える仕組みとしての今後の展望は、高等学校の進路指導担当者や養護教諭、特別支援教育コーディネーターと就業・生活支援センターが積極的に連携し、気になる生徒に関しては在学中から関わりを持っていくことが必要である。そうして就職前に関わりを持つことで、適切なジョブマッチングを支援し、企業との長い支援関係を念頭に置いた専門的な就労支援を行えるようにしていくことが求められる。

また高等学校における発達障害を持つ生徒への支援に関する課題として、高等学校の養護教諭は次のように述べている。「高等学校には、発達障害の傾向があっても学力が高く、就職より進学のほうが容易であるため進学を選ぶ生徒も多い。このような生徒はアルバイトなどの社会参加に課題があっても、適切な対応がされないまま高等学校を卒業してしまう者もいる。」「保健室に通う生徒のなかには発達障害が疑われる者が多いが、養護学校と比較して医療や福祉との連携が積極的にされない現状がある」と。このように発達障害という特性に関する気づきにくさ、また気づきにくいがために関係機関との連携も進みづらい現状があるなかで、今回のケースは一人の養護教諭の連携意識の高さと働きかけが、福祉機関との連携の糸口を開き、Yさんの実習、就職へとつながったといえる。今後は、この地域における発達障害者支援モデル事業指定校との連携を

すすめ、学校訪問や対象生徒への面談や職場実習などの支援をおこない、さらなる支える仕組みについて日々模索していきたい。

(文責：北信圏域障害者総合相談支援センター 高橋佳子)

V-IV：湖南地域障害者就業・生活支援センター（滋賀）の取り組みから

1. はじめに

障害のある人の就労と生活を一体的になって支える仕組みとして、厚生労働省では平成14年度から障害者就業・生活支援センター事業を開始している。地域の身近なところで相談ができるよう福祉圏域単位での設置が進められており、平成21年4月時点において全国で246カ所のセンターでこの事業が展開されている。

滋賀県は7つの福祉圏域に分かれており、今年度から全ての圏域においてこの障害者就業・生活支援センター事業が開始されることとなった。また滋賀県においてはこの国施策の障害者就業・生活支援センター事業をより強化するために、県と市町村がバックアップする形で就労サポーターと職場開拓員を配置する「働き・暮らし応援センター事業」を展開している。就労に関して障害のある人たちが身近なところで気軽に相談できるフレームがひとまず整ったとも言える。

ネットワークについては、県レベルと圏域単位での自立支援協議会が行われており、この県レベルと圏域レベルの自立支援協議会が有機的に連動しており、他の相談支援事業所や市町村窓口とも密接な連携が図られている。

就業・生活支援センターにおける対象者は「就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある者」と位置づけられており、特に障害者手帳等の有無は絶対条件となっていない。以前は療育手帳を所持する知的障害のある人の相談が多かったが、昨今においては、いわゆる3障害（身体・知的・精神）に含まれない、発達障害や高次脳機能障害・難病・ひきこもりといった人たちの相談が急激に増えている。特に発達障害者の人の相談は著しく増加している。当センターにおいても発達障害の診断、あるいは発達障害の疑いが認められる者の数が登録者の30%近くまで増えてきている。

2. 発達障害者の就労支援におけるポイント

発達障害者の就労支援を行っていく中で当センターの支援ワーカーは戸惑いや不安を抱かずにはいられなくなっている。これまでの相談の仕方や支援の進め方ではうまくいかないことが多かったからである。「私のことをわかってくれない」「支援を押しつけないで欲しい」との声もときどき耳にする。こういった当事者の想いは、私たち支援者が本人にマッチした支援を提供できていない証とも言えるだろう。個別の支援事例から発達障害者の支援の課題・視点・支援のあり方などを再度確認しておきたい。

○家族理解

発達障害はまだまだ社会で十分に理解されているとは言えない。特に生活基盤にもなる家族の

理解は支援を行っていく中でも重要なポイントとなる。いざ就労ができたとしても家庭の中で理解が得られていないと本人はそのストレスを職場にまで持ち込んでしまうこととなる。過剰なストレスは負の連鎖を招いてしまい、挙げ句の果てに失職してしまうこともあり得る。また家族についても支援者が気づかないところで、思った以上のストレスを抱えていることがよくある。家族が安心できる支援を行っていくことが、結果本人の安定にも繋がる。

○社会スキルの獲得

発達障害者の多くは、一見自立度が高く見えがちである。周りから「当然できるだろう」「わかっている当たり前」などと思われることも少なくない。しかし実際は経験不足やイメージの苦手さからあらゆる場面で困り感を持ってしまうことが多く、また体験したことであっても一般化の苦手さから獲得したスキルがかなり限定的にしか機能しないことがよくある。また学齢期までは自分の生活範囲（行動範囲）がある程度限られているが、成人期となるとその限られた範囲は一気に無限大へと広がる。健常者についても学齢期から成人期に移行すれば同じ事であるが、ここで健常者は失敗から学習して成功へと繋げていくことができるが、発達障害者の多くは失敗体験から成功体験へと繋げていくことが苦手な人が多い。一生継続していく成人期において、ずっと寄り添いながらサポートしていくことが必要と思われる。

○寄り添った支援の重要性

支援のあり方が本人中心主義になってきていることは誰もが理解していることであるが、頭の中で理解していることと、実際の関わり方は常にイコールとはなっていないことがある。福祉サービス事業所においても同じ事が起こっている。相談支援を行っていく中で福祉サービス事業所のスタッフから、「自分の都合の良いように動いているとしか見えない」「個別化することは重要だと思っているが人員的に体制が取れない」と言った言葉を耳にすることがある。本人中心主義になるためにはまず本人の立場になることが必要である。本人がどういう状況におかれ、何を思い、何を行動するのか？それを寄り添いながら受け止めていくスタンスが必要である。また一般的にいわれる障害の重い軽いで支援の厚みが変わってしまうような制度ではいけない。障害の程度に関係なく、個々が必要とする支援が十分に提供できるような仕組みが必要である。

○チーム支援

一機関での支援ではマンパワー的なこともあって十分な支援は提供できない。また支援に対して客観的な視点を取り入れていくためにも複数の機関が丁寧に関わることを望ましいと。その人を取り巻くあらゆる分野・機関の人と連携しながら本人を支えていく体制が必要だと思われる。

○診断と手帳のあり方

青年期・成人期の発達障害の診断は精神科の医師が行うことが多い。相談者の中には長年、統合失調症や非定型精神病・解離性障害と診断され、最近になって診断名が変わる人も少なくない。発達障害者の多くは明確なものをしっかりとインプットする人が多くいるため、長年診断されていた障害名に固執してしまい、発達障害として自分を認識することに戸惑いや不安を抱いてしまうことがある。医療における発達障害の正しい理解と医療との他分野の連携がとても重要である

と感じる。また手帳についても発達障害者の人のための手帳はなく、多くの人は療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している人が多い（不所持の人も多くいるが）。本人であつたり周囲の人の正しい理解を促していくためには、発達障害のあり方を再度検討していく必要があると思われる。

○強みを活かす相談・支援

前述したように発達障害の多くはイメージーションの苦手さや失敗体験に弱い人が多い。苦手なことや弱いことから支援を進めていくのではなく、本人の興味・関心から支援の方向性を模索していくことがポイントと思われる。また失敗体験であっても、失敗と捉えるのではなく、次に繋がる経験として認識できるようサポートしていく必要がある。

3. まとめ

社会性の問題・イメージーションの問題などから多くの発達障害者は不安と悩みを抱きながら働き、生活している。発達障害のある人をサポートしていくためには、これまで本人が生きてきた経過をしっかりと把握し、今、本人がおかれている状況がどういうものを正確に掴み、本人自身が先を見通せられるような支援が必要である。そのためにも教育・福祉・医療・労働といった分野を超えたサポート体制が必要であり、本人とともに考え、ある一定の方向性を導き出せる、持続性ある息の長いサポート体制（支援）が必要と思われる。また社会に対して発達障害の正しい知識と理解を促していくことも重要だと感じる。

（文責：湖南地域障害者就業・生活支援センター 河尻朋和）

（働き・暮らし応援センター ‘りらく’）

VI 研究の総括と提言

本研究は地域の相談支援体制に発達障害者支援を組み込むモデルを提示することを目的とし、具体的には5つの作業課題を設定して検討を進めてきた。報告書を終えるにあたり、各作業課題ごとに簡潔な総括と提言を行いたい。なお、作業課題5：ひきこもり支援に学ぶ発達障害者に対するアウトリーチの視点と課題については、田中俊英氏のレクチャーと研究協議会の議論から発達障害者をめぐる諸相の整理をここで行うこととする。

1. 「発達障害者に対応する相談支援体制整備ガイドライン（案）」の作成

日本相談支援専門員協会が策定した「相談支援振り返りシート」により、今日の日本における相談支援に関する標準業務とその評価指標が明示された。そこで本研究では、このシートの各項目について「発達障害ゆえに特別に留意・配慮すべき事項」を検討し、暫定版に対する意見聴取を全国の発達障害者支援センターに対して行い、今年度の成果物として「発達障害版相談支援振り返りシート Ver.2009」を策定した。

本シートはあくまでガイドラインとしては（案）の段階である。というのも、ここで整理した留意・配慮事項を実践していくことで、発達障害者に適切に対応できる相談支援体制が整備されるか否かは、一定のモデル事業等を通して検証しなくてはならないからである。ただし、当面の活用方法としては、発達障害者に対する体制整備事業等において参照情報として活用いただき、どの項目のどのような事項が有用であったかを集約すれば、少なくともガイドラインとしての質を上げていくことは可能である。今後はこのシートのバージョンアップ体制構築が課題である。

2. 「相談支援における発達障害者対応のポイント集（案）」の作成

発達障害者、とりわけ高機能広汎性発達障害者に直接対応する際に求められるスキルを整理するという目的を達成するため、高機能自閉症・アスペルガー症候群の人のためのケアホーム「ホームかなざわ（滋賀）」の支援スタッフ・松田裕次郎氏の「対応ころえ集」の言語化を手がかりにしてポイント集を練り上げてきた。2009年度版としては15項目の整理であるが、考察でも述べたように「完成」ではなく「出発点」である。WEB上への公開と意見集約体制を整え、今後とも臨床知の収集を継続するとともに、日本自閉症協会やアスペ・エルデの会等のリーフレットに学び、よりわかりやすい「ポイント集」に育てていきたいと考えている。

3. 市町村相談支援事業と発達障害者支援センターの機能連携に関する先進地調査

一次圏域（市町村）～二次圏域（障害保健福祉圏域）～三次圏域（都道府県）という重層構造の中で、障害者相談支援事業所と発達障害者支援センターがどのような機能連携をすべきか、なし得るかを探索するため、岩手・山梨・滋賀・愛媛・大分の各発達障害者支援センターにおいて聞き取り調査を行った。地域事情により際はあるが、発達障害者支援センターのアウトリーチによる市町村ないし圏域レベルの事業所との機能的なOJT研修（実際の相談と見立てを含む）、並びに大分の「発達障がい者支援専門員」養成に象徴される「発達障害対応のコンサルテーションができる人的ブランチ」の充実が最も効果かつ実際的であることが示唆された。本報告を通じてこうした取り組みが各地に広まることを期待したい。

4. 発達障害者の居場所づくりと就労生活支援に関する実践研究

本研究の作業課題としてはサブルーチンであるが、4つの取り組みから居場所づくり・就労生活支援における発達障害者支援のポイントを抽出した。このテーマはニーズも高く、今後、本格的な研究して取り組めるような体制づくりを国に期待したい。

5. ひきこもり支援に学ぶ発達障害者に対するアウトリーチの視点と課題

田中氏はその著書（「ひきこもり」から家族を考える、岩波ブックレット、No. 739. 2008年）の中でも記しているように、「若年就労者支援」という視点から、青少年の状態に関する見取り図を作成している。即ち①純粹ひきこもり（家族との関係もなく、外出もできず、支援者・知人との出会いも無い状態）、②ひきこもり（家族との関係は一定程度有り、一人であれば外出も可能だが、支援者・知人との出会いは無い状態）、③（狭義の）ニート（支援者・知人との出会いは得ているが、就労には至らない）、④フリーター（非正規雇用として就労につながっている状態）という4段階の見取り図である。ひきこもりの状態像としては②が95%を占めるとも言われ、ひきこもり支援としては①から②、②から③へと家族支援をしながら進め、③の段階から本人との支援関係構築になっていく。

こうしたひきこもりの人々のなかに、発達障害のある人がどの程度いるかについては人によって見解が異なり、また62万人から64万人と言われるニートの中にどの程度いるかについても明確な数値を示せる状況にはないが、経験的には相当程度の割合で存在するという。障害者福祉サービスの領域で発達障害者に対する支援を行っている事業所の対象は、多くの場合、診断を受けている、手帳をとれる（とっている）人か、未診断であっても本人または家族が「発達障害かもしれない」という疑いを持っている人たちであることが多いが、こうしたひきこもり・ニートに含まれる発達障害の人々は手帳を持っていない、「発達障害」とは思っていない人々が圧倒的に多いという現実がある。となると、問題は①から②へと家族支援を進めているひきこもり支援の従事者にどれだけ「発達障害」の可能性に気づける知識とセンスを持ってもらえるか、③の段階でニート対策を進めている機関の支援者が同様に「発達障害」に対するアンテナを鋭敏にできるかが問われてくるのである。

1) 一つの鍵～地域若者サポートステーション

全国で90カ所を越える同ステーションは相談支援事業を業務の柱の一つとしており、基本的にインテークに始まる情報収集があつて、カウンセリングへと引き継がれる。このカウンセラーないし相談支援員が、どれだけ発達障害を見抜く力量と感覚をもっているかが最大のポイントになる。二次障害として出ている「抑鬱」や「強迫障害」あるいは「統合失調症」状態にばかり目がいくと、精神障害の診断を受け、ベースにある発達障害にたどり着くのにさらに年月を要してしまうことも少なくない。必要な環境整備や保護者の理解ではなく、投薬と本人の「がんばり」を周囲が期待するという「ズレ」た支援に当事者は翻弄されることになるのである。

本研究の一環として行った先進地訪問調査の内、岩手県発達障害者支援センターでは盛岡若者サポートステーションと充実したコラボレーションを展開されているというお話を頂いたが、若者サポートステーションを対象にした＜発達障害支援キーパーソン研修＞も今後、国の事業として取り組まれる必要があるだろう。

2) アスペルガーとAD (H) Dと軽度知的障害と

ひきこもり支援、若年就労者支援という視界から見た場合、高機能広汎性発達障害、とくにアスペルガー症候群は言うまでもなく重点をおくべき対象であるが、あわせて多動性が減少してきたADDタイプとボーダーライン級の知的障害がある青年・成人層が極めて要支援度の高い階層として見えてくるという。

例えば保護者のサポートを受けながら大学を卒業したADDタイプの人も就労して、初めて「時間が守れない」「日にちを間違える」といった形で問題が顕在化する。学校であれば「不登校」という「要支援な状態」と捉えられるが、社会人になるとアルバイトであっても時間を守れなければ解雇になる。その繰り返しで、やはり「うつ」や「暴力」という二次障害を生み出すのである。

一方、軽度知的障害があり、激しい「いじめ」を経験してきている人の場合、次のような問題を抱えることがある。例えば支援機関であるNPO法人内の作業を5つお願いした場合、3つぐらいはできる力を持っている。しかしながら職場に行くと、理解できない・やれない業務でも「5つわかります、できます」という態度をとる。こうした態度は子どもの頃からの激しいいじめに対する「その人なりの处世術」として現れる。しかしながら、学校時代の、やさしい級友には通用したとしても、職場で「わからないこと」を「わかる」というのは通用しない。その結果職場内いじめが発生し、抑鬱を中心とする2次障害が出るという悪循環が生じるのである。

本研究では高機能広汎性発達障害に焦点をあてて研究を進めてきたが、「発達障害への対応ポイント集」の考察でも述べたように、年齢層と対象を拡大しつつ、ADDやボーダーラインの軽度知的障害等に焦点をあわせた「気づき」と「支援」のポイントを整理することが喫緊の課題である。

3) 保護者と専門家に対する発達障害の理解啓発という課題

発達障害がベースにあるひきこもり支援を通して見えてくる今ひとつの課題として、保護者と医師・カウンセラーといった専門家の発達障害に対する理解が弱く、長期化する二次障害（抑鬱・強迫障害・家庭内暴力・自傷行為等）に当事者も家族も苦しみ続けているという状況がある。

保護者に対しては、もちろん高度な配慮が必要である。発達障害の疑いがある場合には、幼児期の情報を聞き取ることが重要なポイントになるが、あくまで「あなたの子育てが成功とか、失敗という意味でお聞きするのではないのです。お子さんの困り感の理由をつかんで、<ひきこもり>から<ニート>へ、<ニート>から<フリーター>への階段をあがる応援をしたいからなんです」といったメッセージを丁寧に伝える必要がある。その意味では相談支援に従事する者の「保護者面接技術」の向上も重要なポイントになろう。

一方、発達障害が思いの外、精神科医や精神分析系のカウンセラーに浸透していないという意見を本研究の協議会や訪問調査においても聞くことが少なくなかった。こうした専門家にも発達障害について一緒に学び、考えていけるようなネットワークづくりを呼びかけていく必要もある。

発達障害の傾向を見抜くことは「偏見の目で若者をみる」ことではない。終身雇用が当然であり、ある意味で安定していた社会から、非正規雇用が労働者の3割を占める、殺伐とした時代に至った現在、その障害特性故に人一倍「生きにくさ」の中で苦悩する当事者を適切に支援するために不可欠な実践なのである。本研究がこうした課題にささやかながらも応えるものになっていれば望外の喜びである。

発達障害者と相談支援事業－WEコラボ研究2009研究報告書－

厚生労働省 平成21年度 障害者保健福祉推進事業報告書
－発達障害者を対象とした相談支援事業のあり方に関する研究－

2010年3月30日 発行（非売品）

WEコラボ研究会 代表：加瀬 進（東京学芸大学）

東京学芸大学 教育学部 特別支援科学講座 加瀬研究室

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

TEL&FAX 042-329-7386

e-mail : skase@u-gakugei.ac.jp

ブログ : <http://www.we-collaboration.com/>

印刷 SUN-PROCESS INC.

© Susumu KASE